

医療介護総合確保促進法 に基づく山梨県計画

【平成 28 年度計画】

平成 28 年 9 月

山 梨 県

目 次

1. 計画の基本的事項

(1) 計画の基本的な考え方	1
(2) 都道府県医療介護総合確保区域の設定	9
(3) 計画の目標の設定等	10
(4) 目標の達成状況	16

2. 事業の評価方法

(1) 関係者からの意見聴取の方法	17
(2) 事後評価の方法	17

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

【医療分】

〔事業区分1〕 地域医療構想の達成に向けた医療機関の 施設又は設備の整備に関する事業	18
〔事業区分2〕 居宅等における医療の提供に関する事業	22
〔事業区分4〕 医療従事者の確保に関する事業	27

【介護分】

〔事業区分3〕 介護施設等の整備に関する事業	48
〔事業区分5〕 介護従事者の確保に関する事業	50

(2) 事業の実施状況	66
-------------	----

1. 計画の基本的事項

(1) 計画の基本的な考え方

平成37年（2025年）に団塊の世代が全て75歳以上となる超高齢社会を迎えるにあたり、効率的で質の高い医療提供体制の構築を図るとともに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を図り、地域において急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスを切れ目や過不足なく確保する体制を整備していくことが、喫緊の課題となっている。

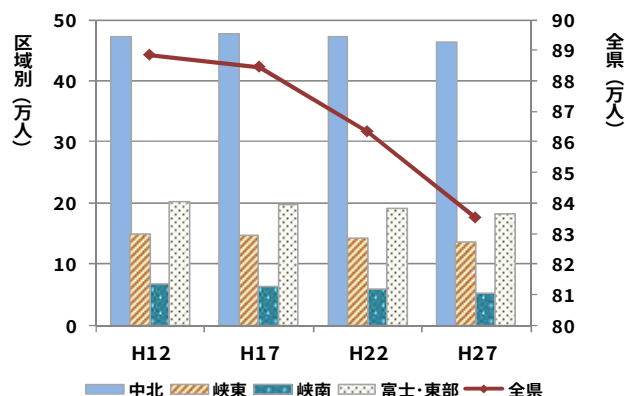
本県においても、今後、高齢化の一層の進展が見込まれており、現在の医療、介護サービスの提供体制のままでは十分な対応ができなくなることが考えられるため、平成37年を見据え、限られた医療、介護資源を有効に活用しながら、利用者の視点に立って必要なサービスを確保していく必要がある。

このため、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条に基づく本計画を策定し、地域医療構想を踏まえた病床の機能分化・連携の推進を図るための事業を本格化させるほか、地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療や介護施設等の提供体制の充実、これらを支える医療従事者や介護従事者の確保・養成を図るための事業に取り組むことにより、本県における医療及び介護の総合的な確保を推進していく。

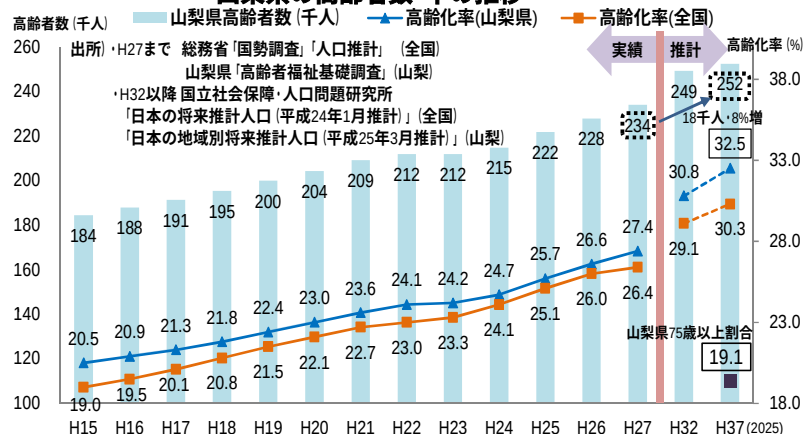
山梨県の人口 (単位：人)

	H12	H17	H22	H27
山梨県全県	888,172	884,515	863,075	835,165
中北	472,472	476,572	473,854	464,817
峡東	147,747	146,319	141,288	136,469
峡南	67,022	63,466	58,137	52,767
富士・東部	200,931	198,158	189,796	181,112

出所) 総務省「国勢調査」(H27は速報値)



山梨県の高齢者数・率の推移



[平成28年度計画に基づき実施する事業]

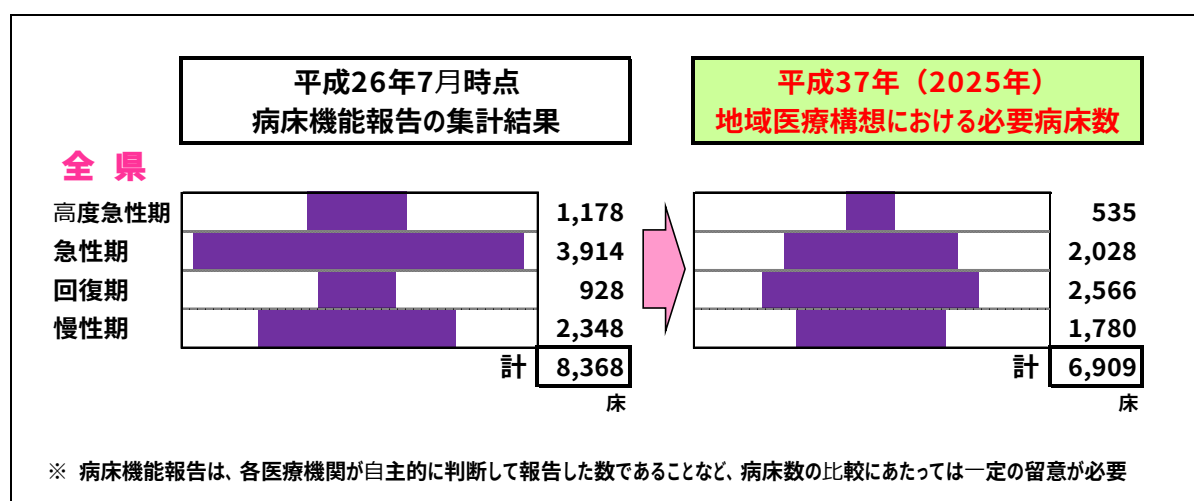
1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

(医療分)

- 事業番号1 地域医療構想推進事業
- 事業番号2 がん診療施設設備整備事業
- 事業番号3 医療機能分化・連携推進人材育成事業
- 事業番号4 医療機能分化・連携推進地域移行支援事業

- 平成28年5月に策定した「山梨県地域医療構想」は、患者の状態に見合った病床で、その状態にふさわしい医療を受けられるようにすることができるための方向性を示すものとして、平成37年における必要病床数等を推計したものである。
- この構想で示した平成37年における機能区分別の必要病床数は、図表1のとおりであり、平成26年度の病床機能報告の結果と比較すると、急性期機能からの転換等による「回復期機能の充実・強化」や、今後在宅医療等での対応が必要とされる「慢性期機能の見直し」が課題となっている。
- このため、平成37年を見据えて、在宅医療等による患者の受け皿を整備していくとともに、不足する回復期機能への病床転換等を促進するための取組を本格化し、病床の機能分化・連携を推進していく。

図表1 平成37年における機能区分別の必要病床数（出所「山梨県地域医療構想」）



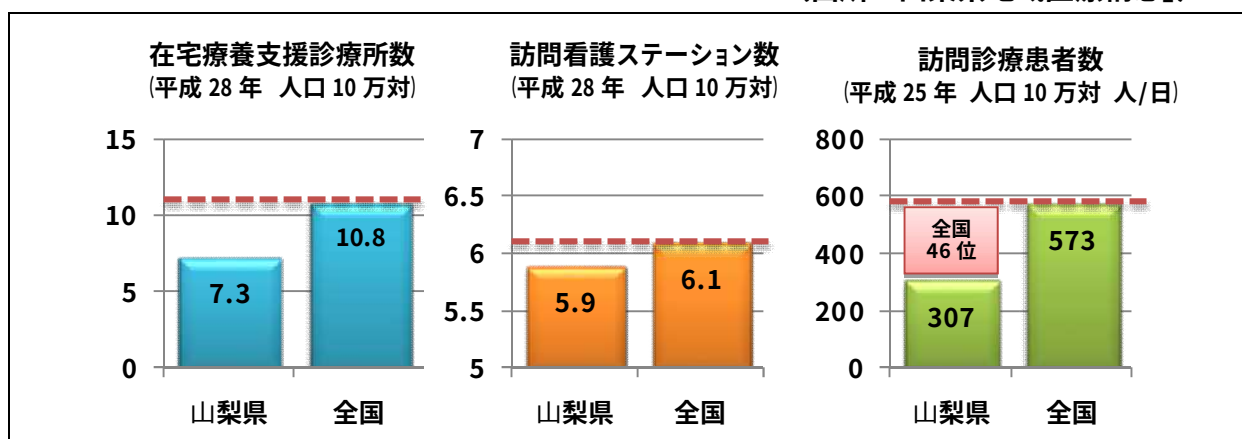
2 居宅等における医療の提供に関する事業

(医療分)

- 事業番号5 在宅医療推進協議会設置事業
- 事業番号6 在宅医療人材育成事業
- 事業番号7 訪問看護推進事業
- 事業番号8 在宅歯科医療連携室整備事業
- 事業番号9 在宅歯科医療人材育成事業

- 平成37年における在宅医療等の医療需要は、県全体で1日あたり8,201人と推計され、訪問診療の受療者、介護老人保健施設の入所者が現状と同様と仮定した場合、今後、追加的に在宅医療等で1日あたり2,803人の対応が必要となる（出所：山梨県地域医療構想）。
- 一方、本県は、図表2のとおり、人口10万人対の在宅療養支援診療所数が全国平均を大きく下回るほか、平成25年における訪問診療患者数が人口10万人対で全国46位となるなど、在宅医療の提供体制は総じて脆弱な状況となっている。
- このため、引き続き在宅医療に取り組みやすい環境を整備し、在宅医療を担う医師、歯科医師、看護師等の確保・養成や、医師連携・多職種連携体制の構築等に向けた取組を総合的に推進していく。

図表2 在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、訪問診療患者の数
(出所「山梨県地域医療構想」)



3 介護施設等の整備に関する事業

(介護分)

事業番号 1 山梨県介護施設等整備事業

- 本県ではこれまで、自宅での生活が困難な高齢者が安心して生活できるよう、特別養護老人ホーム等の整備を計画的に実施してきた。これにより、本県の要介護認定者数に対する特別養護老人ホームの定員数は、全国でも上位に位置している。

図表3 特別養護老人ホーム整備状況（平成26年度）

	65歳以上 人口 a	要介護 認定者数 b	特別養護老人ホーム定員数			要介護認定者の うち 入所待機者数	
			c	65歳以上 千人当たり 定員数 c/a	要介護認定者 千人当たり 定員数 c/(b/1000)	d	入所待機者 の割合 d/b*100
全国合計	33,000千人	4,349,079人	561,173人	17.0人	129.0人	514,159人	11.8%
山梨県	231千人	31,086人	4,645人	20.1人	149.4人	7,495人	24.1%
				都道府県別10位	都道府県別8位		

・65歳以上人口 (a) は平成26年10月1日現在。「総務省人口推計」より

・要介護認定者数 (b) は平成27年3月末現在。「介護保険事業状況報告月報 (厚生労働省)」より

・定員数 (c) は平成27年3月31日現在。沖縄県調査

・入所待機者数 (d) は平成25年厚生労働省調査 (調査時点は都道府県によって異なる)

- しかし、特別養護老人ホームへの入所申込者（待機者）は、依然として全国平均より多く、入所の緊急性の高い方（在宅の要介護度4・5の方）も相当数待機している状況にある。
- これら緊急性の高い待機者の数は、健康長寿やまなしプラン（平成24年度～平成26年度）に基づく施設整備の進展等により減少してきたが、今後、高齢化の進展によって再び増加することが見込まれるため、その解消に向けて計画的な施設整備が必要となる。
- このため、居宅での生活が困難な高齢者が、住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域密着型を基本として特別養護老人ホーム等の整備を進める。
- また、老朽化が進んでいる特別養護老人ホーム及び養護老人ホームについて、生活環境の向上を図るとともに、個室ユニット型施設を基本としたプライバシーに配慮した施設整備を支援するため、助成措置を講じて計画的に改築整備を進める。

4 医療従事者の確保に関する事業

(医療分)

事業番号10	地域医療支援センター運営事業
事業番号11	医師派遣推進事業
事業番号12	医療勤務環境改善支援センター運営事業
事業番号13	医学生等体験研修事業
事業番号14	産科医等分娩手当支給事業
事業番号15	NICU入室児担当手当支給事業
事業番号16	産科医確保臨床研修支援事業
事業番号17	小児救急医療体制確保事業（小児救急医療体制整備事業）
事業番号18	小児救急医療体制確保事業（小児救急電話相談事業）
事業番号19	救急搬送受入支援事業
事業番号20	災害医療研修事業
事業番号21	新人看護職員研修事業
事業番号22	看護職員資質向上推進事業
事業番号23	看護職員確保対策事業（就業環境改善アドバイザー派遣事業）
事業番号24	看護職員確保対策事業（看護の心の健康相談事業）
事業番号25	看護職員確保対策事業（ナースバンク事業）
事業番号26	看護職員確保対策事業（ナースセンター・ハローワーク連携相談支援事業）
事業番号27	医療と生活をつなぐ看護人材育成事業
事業番号28	看護師等養成所運営費補助事業
事業番号29	病院内保育所運営費補助事業
事業番号30	看護職員就労環境改善事業

- 平成26年における本県の医療施設従事医師数は、図表4のとおり、人口10万人対で222.4人であり、全国平均（233.6人）を下回る。

加えて、医療圏域別の人口10万対医師数では、中北区域に医師が集中する一方で、峡南区域、富士・東部区域では医師数が極めて少なく地域偏在が顕著となっている。

- また、平成26年における本県の就業看護師・就業准看護師数は、図表5のとおり、人口10万人対で1,145.5人であり、県全域では全国平均（1,122.9人）を上回っている。

しかし、平成23年に策定した第7次看護職員需給見通しでは、無床診療所や介護保険施設等で需要を上回るものの、病院、有床診療所等では需要を満たさず、依然として看護職員不足が続いている状況である。

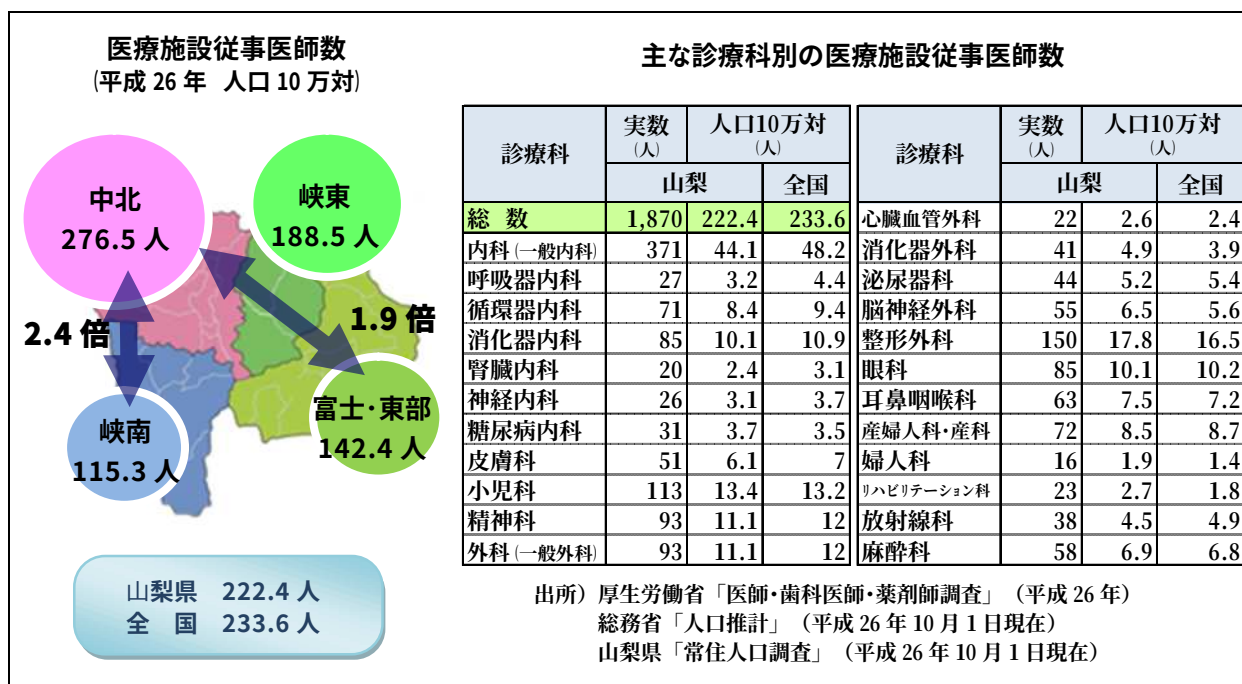
加えて、医療圏域別では、中北区域や峡東区域に看護職員が集中し、峡南区域や富士・東部区域との間で、地域偏在が顕著となっている。

- 地域に必要な医療従事者の確保が困難になっている背景としては、若い世代の職業意識の変化や医療ニーズの多様化、医師の偏在等が挙げられる。特に、当直や交替制勤務を行う医療従事者の勤務環境が厳しい状況に置かれていることから、勤務環境の改善を

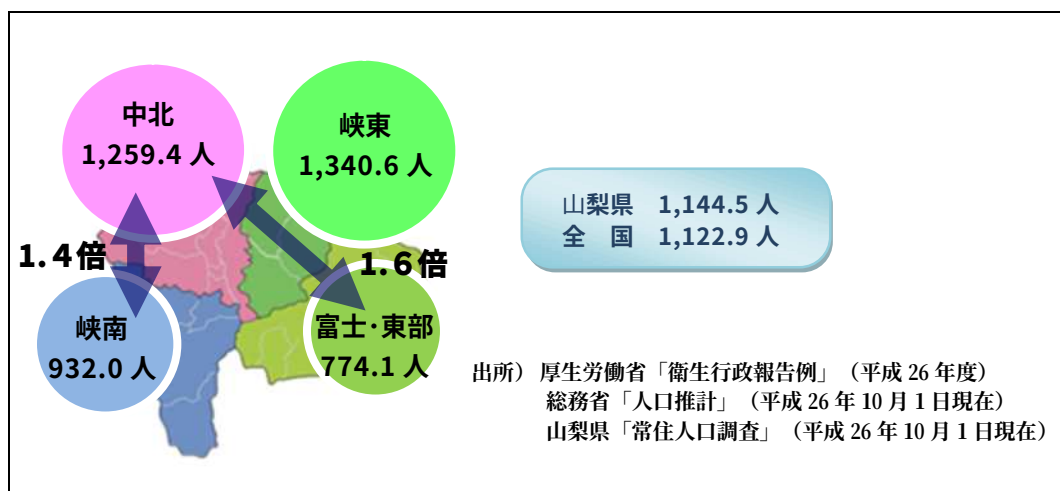
一層進めることにより、人材の定着を図ることが必要である。

- このため、医師等の偏在の解消、医療機関の勤務環境の改善、潜在看護職員の再就業支援、チーム医療の推進等に必要な事業を総合的に実施し、医師、看護師等の地域に必要な質の高い医療従事者の確保・養成を推進していく。

図表4 医療施設従事医師数



図表5 就業看護師・就業准看護師数(平成26年人口10万対)



5 介護従事者の確保に関する事業

(介護分)

事業番号 2	介護職員確保定着促進事業
事業番号 3	福祉・介護の仕事の魅力発信事業 (介護の魅力 ～「深さ」と「楽しさ」～の発信)
事業番号 4	福祉・介護人材確保対策情報発信事業
事業番号 5	職場体験事業
事業番号 6	求人・求職のマッチング機能強化事業
事業番号 7	福祉・介護人材キャリアパス支援事業
事業番号 8	介護職員等医療的ケア研修事業
事業番号 9	代替要員の確保による現任介護職員等の研修支援事業
事業番号 10	再就労者支援事業
事業番号 11	認知症地域医療支援事業
事業番号 12	認知症初期集中支援チーム員研修事業
事業番号 13	認知症対応型サービス事業者等研修事業
事業番号 14	地域ケア会議構築支援事業
事業番号 15	市民後見人養成研修推進事業
事業番号 16	労働環境・処遇改善、人材育成力強化事業
事業番号 17	介護ロボット導入支援事業

- より良い介護サービスの提供のためには、介護人材の確保と資質の向上が必要であるため、県ではこれまで、介護人材の養成事業や職業訓練を実施して、介護人材の確保を図ってきた。
- しかし、介護事業所の人手不足感は解消せず、県内の介護サービス事業所を対象とした平成 27 年度の調査結果を見ると、事業所の 52.3%が、従業員が不足していると回答しており、特に、訪問介護員（66.6%）、介護職員（53.9%）の不足感が高くなっている（介護労働安定センター「平成 27 年度介護労働実態調査・山梨県版」）。介護分野の有効求人倍率や離職率は、全産業中でも上位に位置しており、需要と供給のバランスが取れていない状況である。

図表 6 従業員の過不足の状況（山梨県）

	当該職種 の事業 所数	(%)					
		① 大いに 不足	② 不足	③ やや 不足	④ 適当	⑤ 過剰	(① + 不足 ② + 感 ③ + (再 掲)
全 体	42	7.1	19.0	26.2	47.6	—	52.3
訪問介護員	24	12.5	33.3	20.8	33.3	—	66.6
サービス提供責任者	24	—	4.2	—	95.8	—	4.2
介護職員	39	12.8	10.3	30.8	41.0	5.1	45.2
看護職員	35	8.6	8.6	5.7	77.1	—	22.9
生活相談員	34	—	5.9	5.9	85.3	2.9	11.8
P T ・ O T ・ S T 等	9	22.2	11.1	11.1	55.6	—	44.4
介護支援専門員	29	6.9	—	6.9	82.8	3.4	13.8

出所：平成 27 年度介護労働実態調査（介護労働安定センター）

- 厚生労働省の推計によると、本県の介護職員数は、10,919 人（平成 24 年 10 月）となっており、高齢化の進展等に伴って、今後も介護サービス利用者は増加し、平成 37 年（2025 年）には、本県でも現状の 1.4 倍程度の介護人材が必要となると見込まれている。
- 介護人材を確保するためには、人材養成や処遇改善を進めるとともに、職場環境の改善を図り、介護サービス事業所等への定着を促進する必要がある。
- また、介護の仕事に関する正しい理解の促進とイメージアップを図る必要がある。
- さらに、介護が必要な高齢者の増加や認知症高齢者、在宅寝たきり高齢者の増加に対応し、介護サービスの質を確保するため、介護従事者の資質向上を図る必要がある。
- このため、これらの課題の解決に向けて、以下の取組を推進していく。

〔課題解決に向けた主な取組〕

ア. 介護人材の確保・定着の促進

- 介護人材等の安定的な確保を図るため、福祉人材センターを活用し、潜在的資格取得者の掘り起こしや再就労を支援する人材確保対策事業を推進する。
- 質の高い介護従事者の継続的な確保及び定着を進めていくため、介護事業等の関係機関と緊密な連携を図りつつ、介護従事者の資質の向上及び労働環境の改善等を図る。
- 福祉・介護の仕事の魅力を周知するため、高校生等を対象とした講演会の開催やマスメディアを通じた広報を実施するとともに、福祉・介護の仕事への理解を促進するため、職場体験等を行う福祉の仕事セミナーの開催や福祉のしごとガイドブックを作成し広報を推進する。

イ. 介護人材の資質向上の推進

- 訪問介護事業所のサービス提供責任者や介護保険施設等の介護職員を対象として、介護の実践的な知識の習得や技術の向上を図るための研修を行う。
- 認知症介護を提供する事業所を管理する者等を対象として、認知症高齢者支援のための考え方、方法、技術を習得する認知症介護実践者研修を行うことにより、介護現場における中核的役割を担う人材の育成を図る。
- 要介護者等の自立支援に資する適切なケアマネジメントの実現のため、介護支援専門員等を対象として体系的な研修を実施することにより、利用者本位、自立支援、公正中立等の理念を徹底し、その専門性の向上を図る。
- 特別養護老人ホーム等の介護従事者等に、たんの吸引・経管栄養等の医行為 1 について、国が定める一定の研修を実施することにより、医療的ケアのニーズに対応可能な人材の確保とサービスの質の向上を図る。

(2) 都道府県医療介護総合確保区域の設定

山梨県における医療介護総合確保区域については、中北地域、峡東地域、峡南地域、富士・東部地域を区域とする。

- ☒ 二次医療圏及び老人福祉圏域と同じ
☐ 二次医療圏及び老人福祉圏域と異なる
(異なる理由：)



区域名	面積 (km ²)	人口 (人、H27)	人口密度 (人/km ²)	高齢化率 (H27)	構成市町村
中北区域	1,335.5 (29.9%)	464,817 (55.7%)	348.0	26.1%	甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、北杜市、中央市、昭和町
峡東区域	755.8 (16.9%)	136,469 (16.3%)	180.6	28.9%	山梨市、笛吹市、甲州市
峡南区域	1,060.0 (23.8%)	52,767 (6.3%)	49.8	35.9%	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町
富士・東部区域	1,309.3 (29.4%)	181,112 (21.7%)	138.3	27.2%	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村

出所) 国土地理院「平成 27 年全国都道府県市区町村別面積調」
総務省「平成 27 年国勢調査(速報値)」
山梨県「平成 27 年度高齢者福祉基礎調査」

(3) 計画の目標の設定等

■山梨県全体

1. 目標

地域の医療ニーズに対応し、患者が病状に応じて適切な医療を将来にわたり持続的に受けられるよう病床の機能分化・連携を進めるほか、地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療や介護施設等の提供体制の充実、これらを支える医療従事者や介護従事者の確保・養成を進めることにより、医療計画 ※¹ や介護保険事業支援計画 ※² に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

※1 「山梨県地域保健医療計画」（平成25年度～平成29年度）
（医療計画の一部である「山梨県地域医療構想」を含む）

※2 「健康長寿やまなしプラン」（平成27年度～平成29年度）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

地域医療構想を踏まえ、不足する回復期機能への病床転換等を促進するための取組を実施し、病床の機能分化・連携を推進する。

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標）

➤ 平成37年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・高度急性期機能 1,178床（H26）→ 535床（H37）
- ・急性期機能 3,914床（H26）→ 2,028床（H37）
- ・回復期機能 928床（H26）→ 2,566床（H37）
- ・慢性期機能 2,348床（H26）→ 1,780床（H37）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

- かかりつけ医の定着率 58.7%（H24）→ 65%（H29）
- がんの年齢調整死亡率（75歳未満（人口10万対））78.2（H22）→ 69.0（H29）

② 居宅等における医療の提供に関する目標

高齢化の進展に伴う在宅医療の需要増加に対応するため、在宅医療を担う人材の育成等に取り組み、在宅医療を総合的に推進する。

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標）

➤ 訪問診療を受けた患者数（6カ月）

13,008人（H22）→ 14,311人（H29）

➤ 往診を受けた患者数（6カ月）

3,429人（H22）→ 3,773人（H29）

- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
25 施設（H20）→ 30 施設（H29）
- 在宅療養支援歯科診療所数
34 施設（H25）→ 39 施設（H29）
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
183 人（H21）→ 203 人（H29）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,197 床（43 カ所）→ 1,391 床（50 カ所）
- 認知症高齢者グループホーム 966 床（68 カ所）→ 1,038 床（72 カ所）
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 6 カ所 → 8 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 79 人/月分（3 カ所）→ 108 人/月分（4 カ所）

④ 医療従事者の確保に関する目標

医師や看護師の偏在解消のための取組を中心に、医療従事者の確保を推進する。

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標）

- 医師数 1,887 人（H22）→ 2,130 人（H29）
- 就業看護職員数（常勤換算後） 8,804.7 人（H22）→ 9,634.2 人（H29）
- 養成所等卒業生県内就業率 69.9%（H22）→ 74.8%（H29）
- ナースセンター事業再就業者数 566 人（H22）→ 575 人（H29）
- 病院看護職員離職率 8.7%（H22）→ 8%（H29）
- MFICU 病床数（診療報酬対象） 6 床（H24）→ 6 床（H29）
- NICU 病床数（診療報酬対象） 27 床（H24）→ 27 床（H29）

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

県内の労働市場の動向も踏まえ、特に中高校生及びその父兄、教員に対する介護のイメージアップ及び潜在的有資格者の掘り起こしによる中高年齢者層の参入促進にターゲットを絞った対策を進める。さらに、介護職場の処遇改善のためモデル給与規程を作成し普及を進めるとともに、労働環境の改善のため介護ロボットの導入支援などを行い、介護職員の定着を進める。

【定量的な目標値】

- 平成 37 年度の都道府県で必要となる介護人材の需給状況、介護人材等の確保に向けた取組 上記対象事業の実施等により平成 30 年までに 327 人の供給改善を図る。

2. 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

■中北区域

1. 目標

中北区域は、甲府市を中心とする峡中地域に医療資源が集中し、他区域から多くの患者が流入する一方で、北部の峡北地域は医療資源が乏しく、区域内の格差が著しい。

区域全体では、全県的な課題である在宅医療提供体制の確保が課題であるほか、峡中地域以外の他区域からの患者流入等による医療機能不足の解消、峡北地域の医療資源確保等が課題となっている。

平成 28 年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標（医療圏ごとに設定している目標値のみ記載））

➤ 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・急性期機能 1,962 床（H26）→ 1,353 床（H37）
- ・回復期機能 263 床（H26）→ 1,227 床（H37）
- ・慢性期機能 1,486 床（H26）→ 1,161 床（H37）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標（医療圏ごとに設定している目標値のみ記載））

➤ 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）

7,464 人（H22）→ 8,211 人（H29）

➤ 往診を受けた患者数（6 カ月）

1,900 人（H22）→ 2,090 人（H29）

➤ 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数

13 施設（H20）→ 15 施設（H29）

➤ 在宅療養支援歯科診療所数

14 施設（H25）→ 16 施設（H29）

➤ 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数

96 人（H21）→ 106 人（H29）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 531 床（19 カ所） → 589 床（21 カ所）
- 認知症高齢者グループホーム 594 床（43 カ所） → 648 床（46 カ所）
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 3 カ所 → 5 カ所

2. 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

■ 峡東区域

1. 目標

峡東区域は、人口当たりで県平均を上回る病院数・病床数を有するが、リハビリテーションを提供する病院が多く、急性期医療を中心に中北区域（峡中地域）への流出患者が多い一方で、リハビリテーション目的の患者の流入が多い区域である。

区域全体では、今後の高齢者の増加を見据え、在宅医療を担う医師の確保、連携体制の構築など在宅医療提供体制の確保・充実等が課題となっている。

平成 28 年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標（医療圏ごとに設定している目標値のみ記載））

- 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数

・急性期機能	776 床（H26）	→	279 床（H37）
・回復期機能	639 床（H26）	→	978 床（H37）
・慢性期機能	587 床（H26）	→	419 床（H37）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標（医療圏ごとに設定している目標値のみ記載））

- 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）
2,977 人（H22） → 3,275 人（H29）

- 往診を受けた患者数（6 カ月）
527 人（H22）→ 580 人（H29）
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
4 施設（H20）→ 5 施設（H29）
- 在宅療養支援歯科診療所数
10 施設（H25）→ 11 施設（H29）
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
36 人（H21）→ 40 人（H29）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 252 床（9 カ所） → 281 床（10 カ所）
- 認知症高齢者グループホーム 177 床（11 カ所） → 195 床（12 カ所）

2. 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

■ 峡南区域

1. 目標

峡南区域は、県下で最も高齢化・過疎化が進展しており、在宅医療に対する需要が高い地域である。一方、医療提供体制は特に脆弱であり、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

平成 28 年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標（医療圏ごとに設定している目標値のみ記載））

- 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 310 床（H26）→ 78 床（H37）
 - ・回復期機能 26 床（H26）→ 102 床（H37）
 - ・慢性期機能 124 床（H26）→ 83 床（H37）
- ※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要
- ※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標（医療圏ごとに設定している目標値のみ記載））

- 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）
716 人（H22）→ 788 人（H29）
- 往診を受けた患者数（6 カ月）
349 人（H22）→ 384 人（H29）
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
0 施設（H20）→ 1 施設（H29）
- 在宅療養支援歯科診療所数
2 施設（H25）→ 3 施設（H29）
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
27 人（H21）→ 30 人（H29）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 114 床（4 カ所）→ 143 床（5 カ所）

2. 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

■富士・東部区域

1. 目標

富士・東部区域は、大規模な病院が集積する中北区域に比べ医療資源の面で大きな格差が生じていると同時に、中北区域とは御坂山系等で分断され、自動車で 1～2 時間程度離れているという地理的条件があり、他の区域よりも区域内で医療を完結する必要性が高いことから、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

平成 28 年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標（医療圏ごとに設定している目標値のみ記載））

➤ 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・急性期機能 866 床（H26）→ 318 床（H37）
- ・回復期機能 0 床（H26）→ 259 床（H37）
- ・慢性期機能 151 床（H26）→ 117 床（H37）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標（医療圏ごとに設定している目標値のみ記載））

➤ 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）

1,851 人（H22）→ 2,037 人（H29）

➤ 往診を受けた患者数（6 カ月）

653 人（H22）→ 719 人（H29）

➤ 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数

8 施設（H20）→ 9 施設（H29）

➤ 在宅療養支援歯科診療所数

8 施設（H25）→ 9 施設（H29）

➤ 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数

24 人（H21）→ 27 人（H29）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 300 床（11 カ所）→ 378 床（14 カ所）
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 人/月分（0 カ所）→ 29 人/月分（1 カ所）

2. 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

（４）目標の達成状況

別紙「事後評価」のとおり

2. 事業の評価方法

(1) 関係者からの意見聴取の方法

【医療分】

- 平成 27 年 9 月 28 日 県医師会、県歯科医師会及び県看護協会と意見交換
- 平成 27 年 9 月 28 日 県医師会、各地区医師会、県民間病院協会、県官公立病院等協議会、県精神科病院協会、県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会、各医療機関、各市町村及び県関係各課に対して事業提案募集通知（国補振替事業分）を发出（併せて、県ホームページへ事業提案の募集について掲載）
- 平成 27 年 10 月 16 日以降 提案内容について、提案団体等から聴き取り（随時）
- 平成 28 年 1 月 12 日 県医師会、県歯科医師会及び県看護協会と意見交換
- 平成 28 年 1 月 12 日 平成 28 年度の国予算案を踏まえ、県医師会、各地区医師会、県民間病院協会、県官公立病院等協議会、県精神科病院協会、県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会、各医療機関、各市町村及び県関係各課に対し、事業提案募集通知を发出（併せて、県ホームページへ事業提案の募集について掲載）
- 平成 28 年 1 月 12 日 県内の病院・有床診療所に対し、病床転換等に係る検討状況や補助事業実施の意向について調査を実施
- 平成 28 年 2 月 1 日以降 提案内容について、提案団体等から聴き取り（随時）
- 平成 28 年 2 月 29 日 事業計画案について、県医師会、県歯科医師会及び県看護協会と意見交換
- 平成 28 年 5 月 24 日 山梨県医療審議会開催（事業計画案について審議）

【介護分】

- 平成 28 年 1 月 20 日 山梨県地域包括ケア推進協議会開催（関係団体等から意見聴取）
- 平成 28 年 1 月 27 日 県老人福祉施設協議会と意見交換
- 平成 28 年 7 月 13 日 山梨県地域包括ケア推進協議会開催（関係団体等から意見聴取）

(2) 事後評価の方法

計画の事後評価にあたっては、山梨県医療審議会、山梨県地域包括ケア推進協議会あるいは個別分野に関して設置されている協議会等の意見を聞きながら評価を行い、必要に応じて見直しを行う。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等【医療分】

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業						
事業名	【No.1（医療分）】 地域医療構想推進事業				【総事業費 （計画期間の総額）】 861,416 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	医療機関						
事業の期間	平成 28 年 10 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日						
背景にある医療・介護ニーズ	患者の状態に応じた適切な医療を切れ目なく提供するため、急性期機能や慢性期機能の見直しを図りながら、不足する回復期機能を着実に充実・強化させていく必要がある。						
	アウトカム指標： 不足する回復期機能の病床整備 928 床（H26）→ 2,566 床（H37）（1,638 床増）						
事業の内容	地域医療構想の実現に向けて医療機能の分化・連携を推進するため、急性期機能から回復期機能への転換等を行う医療機関に対し、転換に伴う施設整備費用等を助成する。						
アウトプット指標	回復期機能への転換に伴う施設整備 4 箇所						
アウトカムとアウトプットの関連	医療機能の見直しを後押しするための事業を実施することによって、構想の実現に向けて必要とされる回復期機能の充実・強化等が促進される。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 （A＋B＋C）		861,416（千円）	基金充当額（国費） における 公民の別 （注1）	公	88,819 （千円）
		基金	国（A）	298,544（千円）		民	209,725 （千円） うち受託事業等 （再掲）（注2） （千円）
			都道府県（B）	149,272（千円）			
			計（A＋B）	447,816（千円）			
		その他（C）		413,600（千円）			
備考（注3）	H28 年度：92,320 千円、H29 年度：185,748 千円、 H30 年度：169,748 千円						

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

（注3）備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業						
事業名	【No.2（医療分）】 がん診療施設設備整備事業				【総事業費 （計画期間の総額）】 9,676 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	中北						
事業の実施主体	医療機関						
事業の期間	平成 28 年 10 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日						
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展に伴い、がんの罹患者数は更なる増加が見込まれることから、2025 年を見据えた効率的で質の高い医療提供体制を構築していくためには、がん診療連携拠点病院の機能強化や拠点病院と地域の医療機関との連携強化等を推進していく必要がある。						
	アウトカム指標： がんの年齢調整死亡率（75 歳未満（人口 10 万対）） 78.2（H22）→ 69.0（H29）						
事業の内容	地域医療構想の実現に向けて、不足する医療提供体制の充実を図るため、がん診療に係る設備整備を実施するがん診療連携拠点病院に対して助成を行う。						
アウトプット指標	がん診療に係る設備整備 1 箇所						
アウトカムとアウトプットの関連	がん診療連携拠点病院の機能強化により、患者の状態に応じた適切な医療を提供し、がんの年齢調整死亡率の改善を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 （A + B + C）		9,676（千円）	基金充当額（国費） における 公民の別 （注1）	公	2,150 （千円）
		基金	国（A）	2,150（千円）		民	0 （千円） うち受託事業等 （再掲）（注2） 0（千円）
			都道府県（B）	1,075（千円）			
			計（A + B）	3,225（千円）			
		その他（C）		6,451（千円）			
備考（注3）							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業						
事業名	【No.3（医療分）】 医療機能分化・連携推進人材育成事業			【総事業費 （計画期間の総額）】 5,316 千円			
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県医師会						
事業の期間	平成 28 年 10 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日						
背景にある医療・介護ニーズ	病床の機能分化・連携の推進を図るためには、県民へのかかりつけ医制度の意識づけや、病院とかかりつけ医の役割分担と円滑な連携によって、身近な地域で適切な医療や介護のサービスを受けられる体制を構築することが必要不可欠である。						
	アウトカム指標： ・ 地域医療構想上見直しが必要な県全域の慢性期機能の病床を平成 37 年度までに 568 床減少 ・ かかりつけ医を持つ割合 58.7%（H24）→ 65%（H29）						
事業の内容	身近な地域で医療を受ける体制の構築を図るため、病床の機能分化・医療介護連携に必要な人材の育成研修や、県民向け普及啓発事業の実施を支援することにより、病床の機能分化・連携の推進を図る。						
アウトプット指標	病床の機能分化・医療介護連携の推進に向けた人材育成数 年間 50 人						
アウトカムとアウトプットの関連	病床の機能分化・医療介護連携の推進に向けた人材育成や、医療機関の機能分担と連携に関する普及啓発により、かかりつけ医を持つ割合を増加させ、病床の機能分化を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 （A＋B＋C）		5,316（千円）	基金充当額（国費） における 公民の別 （注1）	公	0 （千円）
		基金	国（A）	3,544（千円）		民	3,544 （千円）
			都道府県（B）	1,772（千円）			うち受託事業等 （再掲）（注2）
			計（A＋B）	5,316（千円）			
		その他（C）		0（千円）		0（千円）	
備考（注3）	H28 年度：1,230 千円、H29 年度：2,868 千円、 H30 年度：1,218 千円						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額 (国費) における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業						
事業名	【No.4（医療分）】 医療機能分化・連携推進地域移行支援事業				【総事業費 （計画期間の総額）】 26,455 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県（山梨県看護協会委託）、山梨県立大学						
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日						
背景にある医療・介護ニーズ	病床の機能分化・連携の推進に向けて、入院患者の早期・円滑な在宅復帰を促進していくためには、病院と訪問看護等の連携を強化し、患者の状態に応じた適切な医療を身近な地域で提供する体制を構築していくことが必要不可欠である。						
	アウトカム指標： ・地域医療構想上見直しが必要な県全域の慢性期機能の病床を平成 37 年度までに 568 床減少 ・療養病床(病院)の平均在院日数 131.4 日(H27) →131.4 日以下(H29)						
事業の内容	病床の機能分化・連携を進める上で必要となる療養病床患者等の実態を把握するための取組を支援するとともに、入院患者の早期・円滑な在宅復帰に向けた医療・介護連携を進める上で必要となる病院、ケアマネジャー等の支援関係者と訪問看護ステーションのネットワーク化推進事業等を実施する。						
アウトプット指標	・療養病床患者等実態調査の支援 （調査回答：医療機関 750 カ所、訪問看護ステーション 54 カ所） ・支援センターにおける、県民、病院等医療機関、ケアマネジャー等支援関係者からの退院支援等相談対応（年間 100 件） ・県民、医療・介護関係者、行政等を対象とした山梨版退院支援マネジメントガイドラインの普及・実践講習の開催（5 回・600 人）						
アウトカムとアウトプットの関連	患者実態調査の実施や入院患者の早期・円滑な在宅復帰に向けたネットワークの構築により、患者の地域移行が図られ、慢性期機能病床の見直しなど、病床の機能分化・連携が推進される。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		26,455 (千円)	基金充当額(国費)における 公民の別 (注1)	公	7,200 (千円)
		基金	国 (A)	17,637 (千円)		民	10,437 (千円)
			都道府県 (B)	8,818 (千円)			
			計 (A+B)	26,455 (千円)			
		その他 (C)		0 (千円)		うち受託事業等 (再掲) (注2) 10,437 (千円)	
備考 (注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	【No.5（医療分）】 在宅医療推進協議会設置事業				【総事業費 （計画期間の総額）】 5,030 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体、中北、峡東、峡南、富士・東部						
事業の実施主体	山梨県医師会、地区医師会（10 地域）						
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日						
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展を見据え、在宅医療需要の高まりに対応するためには、訪問診療実施医療機関の増加等在宅医療提供体制の強化が必要である。						
	アウトカム指標： ・在宅療養支援診療所数 61（H28）→61 以上（H29） ・在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計 30 施設(H23) → 30 施設以上(H29)						
事業の内容	在宅医療に関する課題解決に向けた取組を推進するため、県医師会及び地区医師会への在宅医療に取り組む医師及び多職種からなる協議会の設置、地域及び全県における在宅医療の課題の検討、研修会等の開催を支援する。						
アウトプット指標	全県及び 4 区域で在宅医療推進協議会を開催 協議会開催数 3（H27）→ 11（H28）						
アウトカムとアウトプットの関連	全県及び 4 区域に在宅医療推進協議会を設置し、課題の検討や研修会を通じて在宅医の拡大を図ることで、在宅看取りを行う医療機関の増加を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 （A + B + C）		5,030（千円）	基金充当額（国費） における 公民の別 （注1）	公	0 （千円）
		基金	国（A）	3,353（千円）		民	3,353 （千円） うち受託事業等 （再掲）（注2） 0（千円）
			都道府 県（B）	1,677（千円）			
			計（A + B）	5,030（千円）			
		その他（C）		0（千円）			
備考（注3）							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額 (国費) における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業					
事業名	【No.6（医療分）】 在宅医療人材育成事業				【総事業費 （計画期間の総額）】 1,007 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	中北					
事業の実施主体	甲府市医師会					
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日					
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展に伴い、認知症患者が増加しており、患者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、多職種による在宅医療における認知症疾患への対応の重要性が高まっている。					
	アウトカム指標： ・在宅療養支援診療所数 61（H28）→61 以上（H29） ・在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計 					

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	【No.7（医療分）】 訪問看護推進事業				【総事業費 （計画期間の総額）】 897 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県（一部山梨県看護協会、NPO 法人山梨県ホスピス協会委託）						
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日						
背景にある医療・介護ニーズ	医療機関から在宅に移行する患者が一貫したケアを関係職種の連携体制のもと、高度な知識、技術を有する訪問看護師により訪問看護が受けられるようにする必要がある。						
	アウトカム指標： 新人訪問看護師の確保 20 人（H28 年度）						
事業の内容	・ 県内の在宅医療の推進を図るため、医療機関・訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所、市町村、保健所等で構成する訪問看護推進協議会で、訪問看護に関する課題や対策等を協議する。 ・ 県民や看護職、支援関係者を対象に、在宅医療の推進に不可欠な訪問看護の充実を図るため、研修・普及啓発等を実施する。						
アウトプット指標	・ 訪問看護推進協議会の開催回数（9 人×2 回） ・ 訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師相互研修の受講者数（定員 20 人×5 日） ・ 訪問看護管理者研修の参加者数（40 人） ・ 在宅ターミナルケア普及事業 講演会の開催（100 人×1 回）、研修会の開催（50 人×1 回）、パンフレット作成配布（2 回、800 枚）						
アウトカムとアウトプットの関連	訪問看護師等への研修を行うことで、訪問看護に携わる看護師を確保し、質の向上が図られる。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 （A+B+C）		897（千円）	基金充当額（国費） における 公民の別 （注1）	公	51 （千円）
		基金	国（A）	598（千円）		民	547 （千円）
			都道府県（B）	299（千円）			
			計（A+B）	897（千円）			
		その他（C）		0（千円）			うち受託事業等 （再掲）（注2） 547（千円）
備考（注3）							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額 (国費) における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	【No.8（医療分）】 在宅歯科医療連携室整備事業				【総事業費 （計画期間の総額）】 3,702 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県（山梨県歯科医師会委託）						
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日						
背景にある医療・介護ニーズ	在宅歯科医療需要の高まりに対応するためには、在宅歯科医療における医科や介護など多職種と連携した医療提供体制の強化が必要である。						
	アウトカム指標： 在宅療養支援歯科診療所の数 35 施設(H26) → 39 施設(H29)						
事業の内容	- 在宅歯科医療の推進や在宅における医科・歯科・介護の多職種連携を推進するため、在宅歯科医療連携室を設置する。 - 歯科医療連携室では、①医科・介護等との連携・調整、②在宅歯科医療希望者への歯科医師紹介、③在宅歯科医療機器の購入・貸出等を行うとともに、住民や医科、介護関係者等からなる推進協議会等を設け、事業の評価・検討を定期的に行い業務の効率化を図る。						
アウトプット指標	- 在宅歯科医療に関する相談件数 110 件 - 在宅歯科医療機器の貸出件数 150 件						
アウトカムとアウトプットの関連	在宅歯科医療連携室を設置し、医科・介護等との連携・調整を図るとともに在宅歯科医療機器の貸出等在宅歯科医療の推進を図ることで、県内における在宅歯科医療提供体制の強化、在宅療養支援歯科診療所数の増加を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		3,702 (千円)	基金充当額（国費） における 公民の別 （注1）	公	0 (千円)
		基金	国（A）	2,468 (千円)		民	2,468 (千円)
			都道府県（B）	1,234 (千円)			うち受託事業等 （再掲）（注2）
			計（A+B）	3,702 (千円)			
		その他（C）		0 (千円)		2,468 (千円)	
備考（注3）							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額 (国費) における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	【No.9（医療分）】 在宅歯科医療人材育成事業				【総事業費 （計画期間の総額）】 2,770 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県歯科医師会						
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日						
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展を見据え、高齢者の口腔ケア等在宅歯科医療需要の高まりに対応するためには、在宅療養支援歯科診療所の増加等在宅医療提供体制の強化が必要である。						
	アウトカム指標：在宅療養支援歯科診療所の数 35 施設(H26) → 39 施設(H29)						
事業の内容	在宅歯科医療人材の育成を図るため、歯科医療従事者等を対象に、高齢者の食支援、オーラルマネジメント、五疾病に対応した医科歯科連携、歯科・介護連携等の研修事業の実施を支援する。						
アウトプット指標	在宅歯科医療推進に向けた研修会の開催（10 回・参加 700 人）						
アウトカムとアウトプットの関連	在宅歯科医療推進に向けた研修会を通じ、在宅歯科医療人材の育成を図ることで、在宅療養支援歯科診療所数の増加を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 （A + B + C）		2,770 (千円)	基金充当額（国費） における 公民の別 （注1）	公	0 (千円)
		基金	国（A）	1,846 (千円)		民	1,846 (千円)
			都道府県（B）	924 (千円)			うち受託事業等 （再掲）（注2）
			計（A + B）	2,770 (千円)			0 (千円)
		その他（C）		0 (千円)			
備考（注3）							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額 (国費) における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.10（医療分）】 地域医療支援センター運営事業				【総事業費 （計画期間の総額）】 23,861 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県（山梨大学委託）						
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日						
背景にある医療・介護ニーズ	医師不足の深刻化に加え、地域の医療機関に勤務した場合に将来のキャリア形成に不安を感じることににより、医師の地域偏在が生じているため、医師のキャリア形成と医師確保を一体的に支援することが必要である。 アウトカム指標：医師の地域偏在の解消 [医療圏別人口 10 万人あたり医療施設従事医師数の比較] ・ 中北区域／峡東区域 1.5 倍（H26）→ 1.5 倍以下（H28） ・ 中北区域／峡南区域 2.4 倍（H26）→ 2.4 倍以下（H28） ・ 中北区域／富士・東部区域 1.9 倍（H26）→ 1.9 倍以下（H28）						
事業の内容	・ 医師の地域偏在の解消と定着を図るため、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保を支援する。 ・ 県内の医師不足状況の把握分析を進めるとともに、若手医師を地域の医療機関に誘導するため、地域枠医学生等に対する面談等を実施する。 ・ また、地域の医療機関における研修体制を整備するため、臨床研修指導医講習会を開催するとともに、若手医師を対象とした講習会を実施する。						
アウトプット指標	地域医療支援センターの運営 ・ 地域枠医学生等への面談者数 28 人 ・ 地域医療機関への斡旋等医師数 2 人 ・ 臨床研修指導医講習会の開催 1 回（25 人） ・ 若手医師医療技術向上研修会の開催 1 回（50 人）						
アウトカムとアウトプットの関連	斡旋等により医師不足病院への医師確保を支援することで地域偏在を解消し、また研修会等を開催することにより地域の医療機関でもキャリア形成ができる環境を整えることで医師の定着を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 （A+B+C）		23,861（千円）	基金充当額（国費） における 公民の別 （注1）	公	15,907 （千円）
		基金	国（A）	15,907（千円）		民	0 （千円）
			都道府県（B）	7,954（千円）			
			計（A+B）	23,861（千円）			うち受託事業等 （再掲）（注2） 0（千円）
		その他（C）		0（千円）			
備考（注3）							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額 (国費) における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.11（医療分）】 医師派遣推進事業				【総事業費 （計画期間の総額）】 75,052 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨大学						
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日						
背景にある医療・介護ニーズ	県内に 4 つある二次医療圏のうち、3 つの医療圏で全国及び全県の平均を下回っており、1 つの医療圏に医師が偏在しているため、医師の地域医偏在の解消が必要である。						
	アウトカム指標：医師の地域偏在の解消 [医療圏別人口 10 万人あたり医療施設従事医師数の比較] ・中北区域／峡東区域 1.5 倍（H26）→ 1.5 倍以下（H28） ・中北区域／峡南区域 2.4 倍（H26）→ 2.4 倍以下（H28） ・中北区域／富士・東部区域 1.9 倍（H26）→ 1.9 倍以下（H28）						
事業の内容	医師の地域偏在を解消するため、医師派遣調整検討委員会における協議を踏まえ、医師不足病院に対し医師派遣を行う山梨大学の運営等に対し助成する。						
アウトプット指標	派遣医師数 10 人						
アウトカムとアウトプットの関連	医師を派遣することにより、医師不足病院の医師確保を支援し、医師の地域偏在の解消を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 （A + B + C）		75,052 (千円)	基金充当額（国費） における 公民の別 （注 1）	公	50,035 (千円)
		基金	国（A）	50,035 (千円)		民	0 (千円)
			都道府県（B）	25,017 (千円)			うち受託事業等 （再掲）（注 2） 0 (千円)
			計（A + B）	75,052 (千円)			
		その他（C）		0 (千円)			
備考（注 3）							

（注 1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注 2）施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

（注 3）備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.12（医療分）】 医療勤務環境改善支援センター運営事業				【総事業費 （計画期間の総額）】 1,143 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県						
事業の期間	平成 28 年 10 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日						
背景にある医療・介護ニーズ	県民が将来にわたり安全で質の高い医療サービスを受けるためには、医療分野の勤務環境改善により、医療に携わる人材の定着・育成を図ることが必要不可欠となっている。						
	アウトカム指標： 病院看護職員離職率 8.7%（H22）→ 8%(H29)						
事業の内容	医療従事者の離職防止や医療安全の確保等を図るため、医療機関における勤務環境改善の自主的な取組を支援するためのセンターを設置し、マネジメントシステムの普及・導入支援、相談対応、情報提供等を実施する。						
アウトプット指標	・ 研修会参加者数 30 人 ・ 勤務環境改善にかかる相談件数 5 件 ・ 運営協議会の開催 1 回						
アウトカムとアウトプットの関連	医療勤務環境改善支援センターを設置し、研修会等の実施を通じて医療機関による勤務環境改善に向けた自主的な取組を支援することで、医療従事者の確保・定着を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 （A+B+C）		1,143 (千円)	基金充当額（国費） における 公民の別 （注1）	公	762 (千円)
		基金	国（A）	762 (千円)		民	0 (千円)
			都道府県（B）	381 (千円)			うち受託事業等 （再掲）（注2）
			計（A+B）	1,143 (千円)			
		その他（C）		0 (千円)			0 (千円)
備考（注3）							

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

（注3）備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.13（医療分）】 医学生等体験研修事業				【総事業費 （計画期間の総額）】 5,550 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨大学						
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日						
背景にある医療・介護ニーズ	本県では 4 つの二次医療圏のうち 1 つの医療圏に医師が偏在している状況にあり、また在宅医療提供体制が不十分な状況にあるため、将来の地域医療従事者・在宅医療従事者を確保するために、学生のうちから意識付けを図ることが必要である。 アウトカム指標： 地域偏在の解消[医療圏別人口 10 万人あたり医療施設従事医師数の比較] ・中北区域／峡東区域 1.5 倍（H26）→ 1.5 倍以下（H28） ・中北区域／峡南区域 2.4 倍（H26）→ 2.4 倍以下（H28） ・中北区域／富士・東部区域 1.9 倍（H26）→ 1.9 倍以下（H28） 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計 ・30 施設（H23）→30 施設以上（H29）						
事業の内容	・医師の地域偏在の解消に向け、医学生の地域医療への意識付けを図るため、山梨大学地域枠医学生等を対象に、地域の医療機関を活用した継続的な体験実習の実施を支援する。 ・在宅医療に取り組む医療従事者の確保に向け、在宅医療への意識付けを図るため山梨大学・県立大学の医学生・看護学生を対象に、在宅医療機関での体験実習の実施を支援する。						
アウトプット指標	地域枠医学生等の地域医療機関での体験実習 90 人 医学生・看護学生の在宅医療体験研修 50 人						
アウトカムとアウトプットの関連	地域医療機関での体験実習や在宅医療体験実習を実施することで、医学生等への地域医療や在宅医療への意識付けを図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 （A＋B＋C）		5,550（千円）	基金充当額（国費） における 公民の別 （注1）	公	3,700 （千円）
		基金	国（A）	3,700（千円）		民	0 （千円）
			都道府県（B）	1,850（千円）			うち受託事業等 （再掲）（注2） 0（千円）
			計（A＋B）	5,550（千円）			
		その他（C）		0（千円）			
備考（注3）							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額 (国費) における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.14（医療分）】 産科医等分娩手当支給事業				【総事業費 （計画期間の総額）】 64,990 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	分娩取扱医療機関						
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日						
背景にある医療・介護ニーズ	県内の分娩取扱医療機関数は、平成 16 年の 24 施設から平成 28 年では 15 施設と減少している。これは過酷な勤務状況にある産科医師の減少によるものである。現在の施設数を最低限維持するためにも、産科医師等への支援が必要となる。						
	アウトカム指標： 産科医師・助産師数の維持・確保 現状 58 人（医師 55 人、助産師 3 人）（H28） → 目標 58 人（医師 55 人、助産師 3 人）以上（H29）						
事業の内容	勤務環境が特に厳しい産科医師及び助産師の勤務条件を改善することにより継続的な維持・確保を図るため、産科医師等に対し分娩手当を支給する医療機関を支援する。						
アウトプット指標	15 医療機関の医師（55 人）及び 3 助産所の助産師（3 人）へ手当を支給						
アウトカムとアウトプットの関連	産科医師等の処遇改善に取り組む分娩医療機関を支援することによって、産科医師等が定着し、本県の産科・周産期医療提供体制の充実・確保が図られる。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 （A＋B＋C）		64,990（千円）	基金充当額（国費） における 公民の別 （注1）	公	13,773 （千円）
		基金	国（A）	26,608（千円）		民	12,835 （千円）
			都道府県（B）	13,304（千円）			
			計（A＋B）	39,912（千円）			
		その他（C）		25,078（千円）			うち受託事業等 （再掲）（注2） 0（千円）
備考（注3）							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.15（医療分）】 NICU 入室児担当手当支給事業				【総事業費 （計画期間の総額）】 2,080 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	新生児担当手当を支給する医療機関						
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日						
背景にある医療・介護ニーズ	県内の NICU は 30 床であり、新生児医療担当医師数は 35 人と充足しているとはいえず、現状の医師数を最低限維持するためにも、新生児医療担当医への支援が必要となる。						
	アウトカム指標： 新生児医療担当医師数の維持・確保 現状 35 人（H28）→目標 35 人以上（H29）						
事業の内容	勤務環境が特に厳しい新生児医療担当医師の勤務条件を改善することにより継続的な維持・確保を図るため、新生児医療担当医師に対し手当を支給する医療機関を支援する。						
アウトプット指標	新生児医療担当医 7 人への手当支給						
アウトカムとアウトプットの関連	新生児医療担当医師の処遇改善に取り組む医療機関を支援することによって、新生児医療担当医師が県内に定着し、本県の周産期医療提供体制の充実・確保が図られる。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 （A + B + C）		2,080 (千円)	基金充当額（国費） における 公民の別 （注1）	公	462 (千円)
		基金	国（A）	462 (千円)		民	0 (千円)
			都道府県（B）	231 (千円)			うち受託事業等 （再掲）（注2） 0 (千円)
			計（A + B）	693 (千円)			
		その他（C）		1,387 (千円)			
備考（注3）							

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

（注3）備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.16（医療分）】 産科医確保臨床研修支援事業				【総事業費 （計画期間の総額）】 8,800 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨大学						
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日						
背景にある医療・介護ニーズ	県内の分娩取扱医療機関数は、平成 16 年の 24 施設から平成 28 年では 15 施設と減少している。これは過酷な勤務状況にある産科医師の減少によるものである。このような中、新たな産科医師の確保が喫緊の課題となっている。						
	アウトカム指標： 産科医師数の維持・確保 現状 55 人（H28）→ 目標 55 人以上（H29）						
事業の内容	・ 地域で安心してお産ができる体制の整備に向け、産科医師を養成・確保するため、県内統一の産科後期研修プログラムの運営及び研修医の募集を支援する。 ・ 研修プログラムの運営に当たっては、若手医師の高度専門医療への志向に対応し、ハイリスク分娩等の高度な医療技術の修得ができるよう、他大学への短期派遣研修をプログラムに位置付けるとともに講習会等を開催するなど研修医募集活動を行い、更なる産科医師の養成・確保を図る。						
アウトプット指標	・ 新たな後期研修医の確保（2 人） ・ 他大学への短期派遣研修の参加人数（2 人）						
アウトカムとアウトプットの関連	研修プログラム等への支援を行うことにより、新たな産科医師を確保し、本県の産科・周産期医療提供体制の充実・確保が図られる。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 （A＋B＋C）		8,800（千円）	基金充当額（国費） における 公民の別 （注1）	公	5,867 （千円）
		基金	国（A）	5,867（千円）		民	0 （千円）
			都道府県（B）	2,933（千円）			
			計（A＋B）	8,800（千円）			うち受託事業等 （再掲）（注2）
		その他（C）	0（千円）			0（千円）	
備考（注3）							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額 (国費) における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.17（医療分）】 小児救急医療体制確保事業（小児救急医療体制整備事業）				【総事業費 （計画期間の総額）】 54,520 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県小児救急医療事業推進委員会						
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日						
背景にある医療・介護ニーズ	県内の小児救急医は充足しているとはいえないため、休日及び夜間における小児の入院治療を必要とする重症患者の医療体制の維持・確保が必要である。						
	アウトカム指標：小児二次救急輪番病院の小児科医師数 現状 37 人（病院勤務医）（H28）→37 人以上（H29）						
事業の内容	小児救急医の負担を軽減するため、小児科を標榜する病院等が輪番制により小児患者を受け入れることにより、休日・夜間の小児救急体制を整備するために必要な医療従事者確保に要する経費等を支援する。						
アウトプット指標	小児二次救急輪番体制の維持確保 参加病院数（現状 7 病院 → 目標 7 病院）						
アウトカムとアウトプットの関連	小児二次救急輪番体制を維持・確保することで、小児救急医の負担の軽減や小児医療救急体制の充実が図られる。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 （A + B + C）		54,520 (千円)	基金充当額（国費） における 公民の別 （注1）	公	21,255 (千円)
		基金	国（A）	24,231 (千円)		民	2,976 (千円)
			都道府県（B）	12,115 (千円)			
			計（A + B）	36,346 (千円)			
		その他（C）		18,174 (千円)		うち受託事業等 （再掲）（注2） 2,976 (千円)	
備考（注3）							

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

（注3）備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.18（医療分）】 小児救急医療体制確保事業（小児救急電話相談事業）				【総事業費 （計画期間の総額）】 21,286 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県（甲府市医師会委託）						
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日						
背景にある医療・介護ニーズ	県内の小児救急医数は充足しているとはいえず、小児救急医の負担軽減のため、休日・夜間等における不要・不急の受診の抑制を図る必要がある。						
	アウトカム指標：電話相談のうち、翌日以降の受診及び受診不要と回答した割合 25.3%(H27 年度)→25.3%以上(H28 年度) (H27 年度 相談件数 11,782 件のうち 2,985 件)						
事業の内容	地域における小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進し、県内どこでも患者の病状に応じた適切な医療が受けられるようにするとともに、休日・夜間等における不要・不急の受診の抑制を図ることにより小児救急医の負担軽減を図るため、小児患者の保護者等向けの専門の看護師による電話相談体制を整備する。 〔電話相談受付時間〕 毎日 ：午後 7 時～翌朝 7 時 土曜日：午後 3 時～翌朝 7 時 休日 ：午前 9 時～翌朝 7 時						
アウトプット指標	継続的な小児救急電話相談の実施日数・相談件数 現状 年間 365 日(H27 年度) → 目標 年間 365 日 現状 年間 11,782 件(H27 年度)→目標 年間 11,782 件以上						
アウトカムとアウトプットの関連	小児救急電話相談を実施し、不要な小児救急医療の受診を減らすことにより、小児救急医の負担軽減や小児医療救急体制の充実が図られる。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		21,286 (千円)	基金充当額(国費)における 公民の別 (注1)	公	0 (千円)
		基金	国 (A)	14,191 (千円)		民	14,191 (千円)
			都道府県 (B)	7,095 (千円)			うち受託事業等(再掲)(注2)
			計 (A+B)	21,286 (千円)			14,191 (千円)
		その他 (C)		0 (千円)			
備考 (注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.19（医療分）】 救急搬送受入支援事業				【総事業費 （計画期間の総額）】 63,751 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	最終受入医療機関						
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日						
背景にある医療・介護ニーズ	救急搬送においては、搬送先の医療機関が速やかに決定しない場合があるため、円滑な救急搬送受入体制を構築する必要がある。						
	アウトカム指標：救急搬送受入困難事例の対象となる救急搬送 1 件あたりの平均受入要請回数 1.4 回（H27 年度）→ 1.4 回以下（H28 年度）						
事業の内容	患者の重症度や疾患に応じた適切な救急搬送を行うことにより、救急勤務医の負担軽減を図るため、患者の状況等に応じた搬送医療機関への搬送のルール化、最終受入医療機関の継続的な確保など、救急患者の受入体制を整備する。						
アウトプット指標	最終受入医療機関の維持確保 （現状 6 施設 → 目標 6 施設）						
アウトカムとアウトプットの関連	最終受入医療機関を維持確保し、救急搬送受入困難事案の解消を図ることにより、救急勤務医の負担軽減や救急医療体制の充実に繋がる。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 （A+B+C）		63,751 (千円)	基金充当額（国費） における 公民の別 （注1）	公	9,443 (千円)
		基金	国（A）	14,164 (千円)		民	4,721 (千円)
			都道府県（B）	7,082 (千円)			
			計（A+B）	21,246 (千円)			
		その他（C）		42,505 (千円)			うち受託事業等 （再掲）（注2） 0 (千円)
備考（注3）							

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

（注3）備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.20（医療分）】 災害医療研修事業				【総事業費 （計画期間の総額）】 5,128 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨外傷研究会（事務局：山梨県立中央病院救命救急センター）						
事業の期間	平成 28 年 10 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日						
背景にある医療・介護ニーズ	甚大な被害が想定される南海トラフ地震等に備え、有事の急激な医療ニーズに対応できるよう、全ての病院において医療従事者の災害対応力の向上を図る必要がある。						
	アウトカム指標： 医療救護班登録病院数の増加 56 病院（H27 年度）→ 県内全 60 病院（H31 年度）						
事業の内容	早期に災害時医療救護体制の強化を図る必要があることから、災害時等に対応できる一般医療従事者を計画的に養成するため、M C L S 研修（多数傷病者への対応標準化トレーニングコース）の実施に対して助成する。						
アウトプット指標	・ M C L S 研修の実施回数・参加人数 （H28 計 4 回 60 人、H29 計 6 回 90 人、H30 計 6 回 90 人） ・ 研修受講者のうちに占める病院関係者の受講者割合の増 3 割（H27）→5 割（H30）						
アウトカムとアウトプットの関連	広く一般医療従事者が研修に参加することにより、災害現場で実施すべき医療について理解を深め、また、D M A T のほか、警察・消防等の関係機関との連携促進も期待されることから、大規模災害時において、一人でも多くの県民の生命を守るための医療救護体制の強化を図ることができる。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 （A + B + C）		5,128（千円）	基金充当額（国費） における 公民の別 （注1）	公	0 （千円）
		基金	国（A）	3,418（千円）		民	3,418 （千円）
			都道府県（B）	1,710（千円）			
			計（A + B）	5,128（千円）			うち受託事業等 （再掲）（注2）
		その他（C）	0（千円）			0（千円）	
備考（注3）	H28：600 千円 H29：2,264 千円 H30：2,264 千円						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.21（医療分）】 新人看護職員研修事業				【総事業費 （計画期間の総額）】 26,961 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県（山梨県立大学、山梨県看護協会委託）、各医療機関						
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日						
背景にある医療・介護ニーズ	医療機関において、看護職員が不足している中、新人看護職員に対しても質の高い看護が求められる。そのため、新人看護職員の研修の充実を図る必要がある。						
	アウトカム指標：就業看護職員数（常勤換算後） 8,804.7 人（H22 年） → 9,634.2 人（H29 年）						
事業の内容	看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、自施設での新人看護職員に対する臨床研修実施への支援を行うとともに、自施設では研修を完結できない小規模病院に対する新人看護職員を対象とした合同研修を実施する。 さらに、実地指導者、新人看護師指導担当者等への研修の実施により、適切な研修実施体制を確保する。						
アウトプット指標	看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止を図るために実施した各研修の実施回数 ・多施設合同研修の実施（6 日間・40 人） ・実地指導者研修の実施（5 日間・35 人） ・新人看護職員卒後研修の実施（16 病院・計 280 人） ・新人看護師指導担当者研修の実施（3 日間・65 人）						
アウトカムとアウトプットの関連	新人看護職員及び指導者等への研修を支援することによって、新人看護職員の質の向上が図られ、就業看護職員の確保につながる。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 （A＋B＋C）		26,961（千円）	基金充当額（国費） における 公民の別 （注1）	公	6,228 （千円）
		基金	国（A）	9,711（千円）		民	3,483 （千円）
			都道府県（B）	4,856（千円）			
			計（A＋B）	14,567（千円）			
		その他（C）		12,394（千円）			うち受託事業等 （再掲）（注2） 301（千円）
備考（注3）							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額 (国費) における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.22（医療分）】 看護職員資質向上推進事業				【総事業費 （計画期間の総額）】 11,088 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県（一部山梨県看護協会委託）、山梨県立大学						
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日						
背景にある医療・介護ニーズ	医療機関において、看護職員が不足している中、各看護職員の資質の向上が求められる。そのため、職能別、復職支援等個々のニーズにあった研修を実施する必要がある。						
	アウトカム指標：就業看護職員数（常勤換算後） 8,804.7 人（H22 年） → 9,634.2 人（H29 年）						
事業の内容	看護職員の資質向上を図るため、看護職のラダーや職能別の研修、実習施設の指導者への研修、潜在看護職員等の有資格看護職者を対象とした復職支援研修を実施するとともに、認定看護師の養成を支援する。						
アウトプット指標	看護職員の資質向上を図るために実施した各研修の実施回数 ・看護職員実務研修の実施（3～5 日間・計 200 人） ・潜在看護職員復職研修事業（3～5 日間・計 15 人） ・看護職員実習指導者講習会の実施 （長期 40 日間・25 人、特定分野 5 日間・5 人） ・看護職員専門分野研修の実施 （認知症看護・緩和ケア 7 ヶ月間・計 50 人）						
アウトカムとアウトプットの関連	各看護職員の個々のキャリアに応じた研修の実施を支援することによって、資質の向上が図られ、就業看護職員の確保につながる。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 （A＋B＋C）		11,088（千円）	基金充当額（国費） における 公民の別 （注1）	公	4,844 （千円）
		基金	国（A）	6,547（千円）		民	1,703 （千円）
			都道府県（B）	3,273（千円）			
			計（A＋B）	9,820（千円）			
		その他（C）		1,268（千円）		うち受託事業等 （再掲）（注2） 1,703（千円）	
備考（注3）							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.23（医療分）】 看護職員確保対策事業（就業環境改善アドバイザー派遣事業）				【総事業費 （計画期間の総額）】 857 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県						
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日						
背景にある医療・介護ニーズ	県内病院の看護職員の離職率は 8.67%（H26）であり、依然として高い現状である。各病院の中で、看護職員確保・定着促進に向けての対策を実施していく必要がある。						
	アウトカム指標：病院看護職員離職率 8.7%（H22 年度）→ 8.0%（H29 年度）						
事業の内容	看護の質の向上や職場環境・看護管理体制の改善を希望する病院に対して、アドバイザーを派遣し、現場の課題に応じた改善策の提案や改善に向けた助言等を行うことにより、魅力ある病院づくりを進め、看護職員の確保定着を図る。						
アウトプット指標	看護の質の向上や職場環境・看護管理体制の改善のためにアドバイザーを派遣する回数（17 病院・68 回）						
アウトカムとアウトプットの関連	各病院の希望に応じた研修の実施を支援することによって、看護職員確保・定着と職場環境改善が図られ、離職率の低下につながる。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 （A+B+C）		857（千円）	基金充当額（国費） における 公民の別 （注1）	公	571 （千円）
		基金	国（A）	571（千円）		民	0 （千円）
			都道府県（B）	286（千円）			うち受託事業等 （再掲）（注2） 0（千円）
			計（A+B）	857（千円）			
		その他（C）		0（千円）			
備考（注3）							

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

（注3）備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.24（医療分）】 看護職員確保対策事業（看護の心の健康相談事業）				【総事業費 （計画期間の総額）】 655 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県（山梨県看護協会委託）						
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日						
背景にある医療・介護ニーズ	県内病院の看護職員の離職率は 8.67%（H26）であり、依然として高い現状である。看護職員離職予防・定着促進に向けて、専門職による相談が受けられる体制づくりが必要である。						
	アウトカム指標：病院看護職員離職率 8.7%（H22 年度）→ 8.0%（H29 年度）						
事業の内容	心の健康相談を希望する県内の看護職員を対象に、仕事に関する悩みや不安を気軽に相談できるよう臨床心理士による相談窓口を設置し、心の悩みを解消し、離職防止に繋げる。						
アウトプット指標	就業継続のために実施した看護職の心の健康相談の実施回数 （月 1 回・相談件数 60 件／年）						
アウトカムとアウトプットの関連	専門職のカウンセリングを受けられることで、看護職員の離職防止、定着促進を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 （A＋B＋C）		655（千円）	基金充当額（国費） における 公民の別 （注1）	公	0 （千円）
		基金	国（A）	437（千円）		民	437 （千円） うち受託事業等 （再掲）（注2） 437（千円）
			都道府県（B）	218（千円）			
			計（A＋B）	655（千円）			
		その他（C）		0（千円）			
備考（注3）							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.25（医療分）】 看護職員確保対策事業（ナースバンク事業）				【総事業費 （計画期間の総額）】 964 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県（山梨県看護協会委託）						
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日						
背景にある医療・介護ニーズ	医療機関において、看護職員が不足している中、県内病院の看護職員の離職率は 8.67%（H26）であり、依然として高い状況である。潜在看護職員の把握と再就業促進に係る取り組みの強化が必要。						
	アウトカム指標： 就業看護職員数（常勤換算後） 8,804.7 人（H22 年） → 9,634.2 人（H29 年）						
事業の内容	ナースセンターのナースバンク事業において、離職者等を含めた未就業者に対する就業支援を強化する。（ナースバンク事業における第 5 次 NCCS 更新・運用等に要する経費）						
アウトプット指標	ナースセンターの就業相談における就業者数 452 人（H27 年度） → 460 人（H28 年度）						
アウトカムとアウトプットの関連	離職時の届出者数の増加と未就業者への再就業支援をすることにより、看護職員の確保を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 （A + B + C）		964 (千円)	基金充当額（国費） における 公民の別 （注 1）	公	0 (千円)
		基金	国（A）	643 (千円)		民	643 (千円) うち受託事業等 （再掲）（注 2） 643 (千円)
			都道府県（B）	321 (千円)			
			計（A + B）	964 (千円)			
		その他（C）		0 (千円)			
備考（注 3）							

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

（注3）備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.26（医療分）】 看護職員確保対策事業（ナースセンター・ハローワーク連携相談支援事業）					【総事業費 （計画期間の総額）】 1,177 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県（山梨県看護協会委託）						
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日						
背景にある医療・介護ニーズ	医療機関において、看護職員が不足している中、県内病院の看護職員の離職率は 8.67%（H26）であり、依然として高い状況である。潜在看護職員の把握と再就業促進に係る取り組みの強化が必要。						
	アウトカム指標： 就業看護職員数（常勤換算後） 8,804.7 人（H22 年） → 9,634.2 人（H29 年）						
事業の内容	- 地域の実情に応じた看護職員の離職防止対策を始めとした総合的な看護職員確保対策を支援する。 - 潜在看護職員の再就業を効果的に進めるため、ナースセンターと公共職業安定所（ハローワーク）が連携し、情報共有を行うとともに、ハローワークを巡回し就業相談を実施する。						
アウトプット指標	潜在看護職員の再就業促進のため、ハローワークにて実施する就業相談の実施回数（県内 7 箇所 月 1 回・相談件数 80 件／年）						
アウトカムとアウトプットの関連	未就業者への再就業支援をすることにより、看護職員の確保を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 （A＋B＋C）		1,177（千円）	基金充当額（国費） における 公民の別 （注1）	公	0 （千円）
		基金	国（A）	785（千円）		民	785 （千円）
			都道府県（B）	392（千円）			
			計（A＋B）	1,177（千円）			
		その他（C）		0（千円）			うち受託事業等 （再掲）（注2） 785（千円）
備考（注3）							

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

（注3）備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.27（医療分）】 医療と生活をつなぐ看護人材育成事業				【総事業費 （計画期間の総額）】 7,565 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県（山梨県看護協会委託）						
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日						
背景にある医療・介護ニーズ	病院完結型医療から地域完結型医療への移行推進によって在宅療養者の増加が見込まれる中、訪問看護の体制を整備するには、新人訪問看護師の養成及び県内への訪問看護師の定着促進等、人材の育成を図る必要がある。						
	アウトカム指標： 新人訪問看護師の確保 20 人（H28 年度）						
事業の内容	本県では、常勤換算 3～5 人の小規模訪問看護ステーションが約 6 割を占めており、新人の養成ができない、県内への定着が難しく離職率が高いなど、訪問看護が安定的に提供できる体制が整っていないことから、新人訪問看護師養成研修等を実施し、訪問看護師の確保・定着を図る。						
アウトプット指標	・ 訪問看護師動機付け研修（計 2 日間・20 人） ・ 新人訪問看護師教育研修（計 4 回・14 人） ・ 新人訪問看護師採用育成支援事業（計 29 人） ・ 訪問看護師養成講習会（計 14 日間・45 人）						
アウトカムとアウトプットの関連	新人訪問看護師の養成研修により訪問看護師を確保し、新人訪問看護師を対象とした研修により、定着を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 （A+B+C）		7,565（千円）	基金充当額（国費） における 公民の別 （注1）	公	0 （千円）
		基金	国（A）	5,043（千円）		民	5,043 （千円）
			都道府県（B）	2,522（千円）			
			計（A+B）	7,565（千円）			うち受託事業等 （再掲）（注2）
		その他（C）		0（千円）			5,043（千円）
備考（注3）							

（注 1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注 2）施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

（注 3）備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.28（医療分）】 看護師等養成所運営費補助事業				【総事業費 （計画期間の総額）】 95,100 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	民間立看護師養成所（3 施設）						
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日						
背景にある医療・介護ニーズ	本県における看護職員数は依然として不足しており、医療機関での看護ニーズを満たしていない。県内医療機関に看護職員を安定的に供給するために、看護師等養成所の運営を支援する必要がある。						
	アウトカム指標： 養成所等卒業生県内就業率 69.9%（H22 年 3 月）→ 74.8%（H30 年 3 月）						
事業の内容	看護師等養成所における教育内容の向上を図ることにより、看護学生の看護実践能力の向上が図られることから、専任教員の配置や実習経費など養成所の運営を支援する。						
アウトプット指標	看護師等養成所における教育内容の向上を図るために当該補助により看護師等養成を行った施設数（3 施設）						
アウトカムとアウトプットの関連	看護師等養成所の運営を支援することにより、看護職員の確保及び資質の向上を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 （A＋B＋C）		95,100（千円）	基金充当額（国費） における 公民の別 （注1）	公	0 （千円）
		基金	国（A）	63,400（千円）		民	63,400 （千円）
			都道府県（B）	31,700（千円）			うち受託事業等 （再掲）（注2）
			計（A＋B）	95,100（千円）			
		その他（C）		0（千円）		0（千円）	
備考（注3）							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額 (国費) における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.29（医療分）】 病院内保育所運営費補助事業				【総事業費 （計画期間の総額）】 51,169 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	院内保育所を設置する民間医療機関						
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日						
背景にある医療・介護ニーズ	県内病院の看護職員の離職率は 8.67%（H26）であり、依然として高い状況である。看護職員は勤務時間が不規則であり、育児との両立が難しく、離職するケースが多い。勤務環境を整備することにより、看護職員の確保を図る必要がある。						
	アウトカム指標： 病院看護職員離職率 8.7%（H22 年度）→ 8.0%（H29 年度）						
事業の内容	医療従事者の勤務環境の改善を図ることにより離職防止及び再就業につなげるため、勤務環境の改善を行う医療機関のうち、院内保育所の運営により改善を進める民間医療機関の取組を支援する。						
アウトプット指標	勤務環境を改善し、医療従事者の離職防止及び再就業促進を図るために当該補助により院内保育所を運営した施設数（5 施設）						
アウトカムとアウトプットの関連	院内保育所の運営を支援することにより、看護職員の確保を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 （A＋B＋C）		51,169（千円）	基金充当額（国費） における 公民の別 （注1）	公	0 （千円）
		基金	国（A）	22,739（千円）		民	22,739 （千円）
			都道府県（B）	11,370（千円）			うち受託事業等 （再掲）（注2）
			計（A＋B）	34,109（千円）			
		その他（C）		17,060（千円）		0（千円）	
備考（注3）							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額 (国費) における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	【No.30（医療分）】 看護職員就労環境改善事業				【総事業費 （計画期間の総額）】 162 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県						
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日						
背景にある医療・介護ニーズ	県内病院の看護職員の離職率は 8.67%（H26）であり、依然として高い状況である。多職種連携や多様な働き方等による勤務環境改善や医療提供体制等最新の動向について学び、各立場で取り組めることについて考える機会とする。						
	アウトカム指標： 病院看護職員離職率 8.7%（H22 年度）→8.0%（H29 年度）						
事業の内容	医療施設における看護職員の就労環境改善のための体制の検討を促進するため、看護管理者的業務に従事している者を対象に、短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や職場環境改善等に関する研修を行うとともに、最新の取組事例などの情報を提供する。						
アウトプット指標	多様な勤務形態等の導入や看護業務の効率化・職場風土改善に関する研修会の実施回数（1 回・180 人）						
アウトカムとアウトプットの関連	看護管理的立場の方への支援を行うことにより、勤務環境改善や看護・医療の質の向上が図られ、離職率の低下につながる。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 （A + B + C）		162 (千円)	基金充当額（国費） における 公民の別 （注1）	公	108 (千円)
		基金	国（A）	108 (千円)		民	0 (千円)
			都道府県（B）	54 (千円)			
			計（A + B）	162 (千円)			
		その他（C）		0 (千円)			うち受託事業等 （再掲）（注2） 0 (千円)
備考（注3）							

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

（注3）備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等【介護分】

都道府県

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業	
事業名	【No.1（介護分）】 山梨県介護施設等整備事業	【総事業費 （計画期間の総額）】 1,172,411 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域（中北区域、峡東区域、峡南区域、富士・東部区域）	
事業の実施主体	社会福祉法人等	
事業の期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活を継続できる体制の構築を図る。	
	アウトカム指標:65歳以上人口10万人あたり地域密着型サービス施設等の定員総数950人	
事業の内容	①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。	
	整備予定施設等	
	地域密着型特別養護老人ホーム:194床(7カ所)	
	認知症高齢者グループホーム:72床(4カ所)	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所:29人／月分(1カ所)	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護:2カ所	
	②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。	
アウトプット指標	地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備等を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。 ○地域密着型特別養護老人ホームの増:1,197床(43カ所) → 1,391床(50カ所) ○認知症高齢者グループホーム:966床(68カ所) → 1,038床(72カ所) ○看護小規模多機能型居宅介護事業所の増:79人/月分(3カ所) → 108人/月分(4カ所) ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 6カ所→8カ所	
アウトカムとアウトプットの関連	地域密着型サービス施設等の整備を行うことにより、65歳以上人口あたり地域密着型サービス施設等の定員総数を増とする。	

事業に要する費用の額	事業内容		総事業費 (A + B + C) (注1)	基金		その他 (C) (注2)	
				国 (A)	都道府県 (B)		
	①地域密着型サービス施設等の整備		(千円) —	(千円) 666,480	(千円) 333,240	(千円) —	
	②施設等の開設・設置に必要な準備経費		(千円) —	(千円) 115,127	(千円) 57,564	(千円) —	
	③介護保険施設等の整備に必要な定期借地権設定のための一時金		(千円) 0	(千円) 0	(千円) 0	(千円) 0	
	④介護サービスの改善を図るための既存施設等の改修		(千円) 0	(千円) 0	(千円) 0	(千円) 0	
金額	総事業費 (A + B + C)		(千円) —		基金充当額 (国費)における 公民の別 (注3) (注4)	公	(千円) 0
	基金	国 (A)	(千円) 781,607			民	(千円) 781,607 うち受託事業等 (再掲) (千円)
		都道府県 (B)	(千円) 390,804				
		計 (A + B)	(千円) 1,172,411				
	その他 (C)		(千円) —				
備考 (注5)							

(注1) 事業者が未定等のため、総事業費が不明の場合は、記載を要しない。

(注2) 事業者が未定で、事業者負担額が不明の場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注4) 指定管理者制度の活用など設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。

(注5) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 基盤整備 (中項目) 基盤整備 (小項目) 人材育成に取り組む事業所の認証評価制度実施事業						
事業名	【No.2 (介護分)】 介護職員確保定着促進事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 3,605 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域						
事業の実施主体	山梨県（委託先：介護労働安定センター山梨支部）、先駆的に職場環境改善を実践する施設として認定された介護保険施設						
事業の期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成37年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。						
	アウトカム指標：平成30年度までに327人の介護従事者の供給改善を図る。						
事業の内容	介護の質の向上及び離職防止を図るため、介護職員の確保・定着に向けた総合的な取組を行う。 ・やまなし介護の魅力発信委員会の設置 ・事業者団体の推薦者、認知症研修講師、介護福祉士養成校の関係者等により構成し、モデル給与規程・モデル就業規則の普及、先駆的に職場環境改善を実践する施設の認定等を実施 ・介護人材育成認証制度の創設等 ・処遇改善や職場環境の改善を実践する施設を認定するとともに、その取組を紹介 ・「モデル給与規程」・「モデル就業規則」等を普及、啓発 ・スキルアップ拠点施設（仮称）の選定等 ・地域の核となる施設を拠点施設として選定し、外部研修講師の派遣、他施設職員の実習受入、地域への施設開放等を実施						
アウトプット指標	・委員会の開催 3回 ・先駆的に職場環境改善を実践する施設の認定 最大12施設 ・スキルアップ拠点施設（仮称）の選定 5施設程度						
アウトカムとアウトプットの関連	介護の質の向上及び離職防止を図るため総合的な取組を推進することにより、介護従事者の供給改善を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 3,605	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円)
	基金	国 (A)	(千円) 2,403			民	(千円) 2,403
		都道府県 (B)	(千円) 1,202				
		計 (A+B)	(千円) 3,605				うち受託事業等 (再掲) (千円) 2,403
	その他 (C)		(千円) 0				
備考							

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 参入促進 (中項目) 介護人材の「すそ野の拡大」、 (小項目) 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業						
事業名	【No.3 (介護分)】 福祉・介護の仕事の魅力発信事業 (介護の魅力 ～「深さ」と「楽しさ」～の発信)				【総事業費 (計画期間の総額)】 8,454 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域						
事業の実施主体	山梨県 (委託先：山梨県社会福祉協議会)						
事業の期間	平成28年4月1日～平成31年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成37年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。						
	アウトカム指標：平成30年度までに327人の介護従事者の供給改善を図る。						
事業の内容	福祉・介護の仕事の魅力を広く発信し、福祉・介護の仕事に関するイメージアップと理解の促進を図るため、福祉・介護の仕事への理解を深めてもらう講演会や、先進的な事業を展開している介護事業所やNPOなどで働く職員による介護体験などをテーマとしたシンポジウム、介護体験、福祉・介護に関する展示・相談ブースの設置等のイベントを開催する。						
アウトプット指標	・イベントの開催 各年度1回、参加目標者数 各年度150名						
アウトカムとアウトプットの関連	介護の仕事の魅力発信やイメージアップ、理解の促進に資する事業を実施することにより、介護従事者の供給改善を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 8,454	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	(千円)	
		基金	国 (A)	(千円) 5,637		民	(千円) 5,637 うち受託事業等 (再掲) (注2) (千円) 5,637
			都道府県 (B)	(千円) 2,817			
			計 (A+B)	(千円) 8,454			
		その他 (C)		(千円)			
備考 (注3)							
H28：2,818千円、H29：2,818千円、H30：2,818千円							

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 参入促進 (中項目) 介護人材の「すそ野の拡大」、 (小項目) 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業					
事業名	【No.4 (介護分)】 福祉・介護人材確保対策情報発信事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 1,980 千円	
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	山梨県全域					
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）					
事業の期間	平成28年4月1日～平成31年3月31日					
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成37年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。					
	アウトカム指標：平成30年度までに327人の介護従事者の供給改善を図る。					
事業の内容	中学生・高校生をはじめとする一般県民を対象に、福祉・介護の仕事の魅力を発信するため、各種広報媒体を利用した一体的な広報を展開する。					
アウトプット指標	・テレビCMの放送 15秒CM×1回 ・新聞広告 1回					
アウトカムとアウトプットの 関連	介護の仕事の魅力を発信するため、各種広報媒体を利用した一体的な広報を展開することにより、介護従事者の供給改善を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 1,980	基金充当額(国費) における 公民の別 (注1)	公 民 うち受託事業等 (再掲)(注2)
		基金	国(A)	(千円) 1,320		
			都道府県 (B)	(千円) 660		
			計(A+B)	(千円) 1,980		
		その他(C)		(千円)		
備考(注3)		H28：660千円、H29：660千円、H30：660千円				

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 参入促進 (中項目) 介護人材の「すそ野の拡大」、 (小項目) 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験事業					
事業名	【No.5 (介護分)】 職場体験事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 934 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域					
事業の実施主体	山梨県 (委託先：山梨県社会福祉協議会)					
事業の期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日					
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成37年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。					
	アウトカム指標：平成30年度までに327人の介護従事者の供給改善を図る。					
事業の内容	高校生・大学生をはじめ、他分野からの離職者、主婦層、高齢者層等の福祉・介護分野への参入を促進するため、実際に介護現場で介護の仕事を体験することにより、福祉・介護の仕事の魅力ややりがいを学んでもらう。					
アウトプット指標	職場体験実施者 50人 (体験日数 2日)					
アウトカムとアウトプットの関連	学生や高齢者等が介護現場で介護の仕事を体験し、介護の仕事の魅力ややりがいを学ぶ事業を実施することにより、介護従事者の供給改善を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 934	基金充当額 (国費)における 公民の別 (注1)	公

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 参入促進 (中項目) 地域のマッチング機能強化 (小項目) 多様な人材層(若者・女性・高齢者)に応じたマッチング機能強化事業					
事業名	【No.6 (介護分)】 求人・求職のマッチング機能強化事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 27,444 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域					
事業の実施主体	山梨県(委託先:山梨県社会福祉協議会)					
事業の期間	平成28年4月1日～平成31年3月31日					
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成37年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。					
	アウトカム指標:平成30年度までに327人の介護従事者の供給改善を図る。					
事業の内容	福祉・介護職の入職への人材確保を図るとともに、求職者の多様なニーズに伴う就労条件を把握し、きめ細かなマッチングを行い、人材定着を支援する。 ・キャリア支援専門員の配置 2名配置 ・求職者支援活動(ハローワーク訪問活動) ・求人・求職開拓活動					
アウトプット指標	・マッチングによる雇用創出目標数 各年度33名					
アウトカムとアウトプットの関連	求職者の多様なニーズに伴う就労条件を把握し、きめ細かなマッチングを行うことにより、介護従事者の供給改善を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費		(千円)	基金充当額(国費)における公民の別(注1)	(千円)
		(A+B+C)		27,444		
		基金	国(A)	(千円)		
			都道府県(B)	(千円)		(千円)
			計(A+B)	(千円)		18,297
		その他(C)		(千円)		うち受託事業等(再掲)(注2)
備考(注3)						H28:9,148千円、H29:9,148千円、H30:9,148千円

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 資質の向上 (中項目) キャリアアップ研修の支援 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業 (その1)						
事業名	【No.7 (介護分)】 福祉・介護人材キャリアパス支援事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 4,268 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域						
事業の実施主体	山梨県 (委託先：山梨県社会福祉協議会)						
事業の期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成37年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。						
	アウトカム指標：平成30年度までに327人の介護従事者の供給改善を図る。						
事業の内容	福祉・介護職員等へのキャリアパスを支援するとともに、定着促進を図る。 ・キャリアパス支援研修 ・キャリア形成技術指導事業 ・研修事業専門員の配置 1名						
アウトプット指標	・職員育成キャリアパス支援研修受講修了目標数 130人 ・キャリア形成技術指導事業受講修了者 100人						
アウトカムとアウトプットの関連	福祉・介護職員等へのキャリアパスを支援することにより、介護従事者の供給改善を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 4,268	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	(千円)	
		基金	国 (A)	(千円) 2,845		民	(千円)
			都道府県 (B)	(千円) 1,423			2,845
			計 (A+B)	(千円) 4,268			うち受託事業等 (再掲) (注2)
		その他 (C)		(千円)			(千円) 2,845
備考 (注3)							

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 資質の向上 (中項目) キャリアアップ研修の支援 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業 (その2)					
事業名	【No.8 (介護分)】 介護職員等医療的ケア研修事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 8,381 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域					
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 委託研修機関)					
事業の期間	平成28年4月1日～平成31年3月31日					
背景にある医療・介護ニーズ	介護保険施設等において、医療的ケアのニーズが高まっており、対応可能な人材を育成する必要がある。					
	アウトカム指標: 山梨県内で必要とされる医療的ケアに対応可能な人材の確保					
事業の内容	特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の介護職員等に、たんの吸引・経管栄養等医行為について、国が定める一定の研修 (第一号・第二号研修) を実施し、医療的ケアのニーズに対応可能な人材の確保とサービスの質の向上を図り、介護基盤を強化する。					
アウトプット指標	・指導者養成講習 80名×1回 講義・演習 1.5日 ・基本研修 45名×1コース 講義 50時間 筆記試験・演習 2日間及び評価 (H28 終了) ・実地研修 45名×1コース 事業所内での実習 (H28 終了) ・医療的ケア検討委員会 検討委員会 2回、研修部会 1回					
アウトカムとアウトプットの関連	医療的ケア研修事業を実施することにより、山梨県内で必要とされる医療的ケアに対応可能な介護職員等の確保を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費		(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	(千円)
		基金	国 (A)	(千円)		
			都道府県 (B)	(千円)		(千円)
			計 (A+B)	(千円)		5,588
		その他 (C)		(千円)		
備考 (注3)	H28: 5,769 千円、H29: 1,306 千円、H30: 1,306 千円					

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 資質の向上 (中項目) 研修代替職員の確保支援 (小項目) 各種研修に係る代替要員の確保対策事業					
事業名	【No.9 (介護分)】 代替要員の確保による現任介護職員等の研修支援事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 9,067 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域					
事業の実施主体	山梨県 (委託先：介護労働安定センター山梨支部)					
事業の期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日					
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成37年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。					
	アウトカム指標：平成30年度までに327人の介護従事者の供給改善を図る。					
事業の内容	複雑化・高度化する介護ニーズ等に対応する介護職員を育成するため、介護保険施設等が年間研修計画に基づき、資質向上及びキャリアアップ等を目的とした研修に介護職員を参加させる場合に、代替要員確保等のための支援を行う。					
アウトプット指標	・公益財団法人介護労働安定センター山梨支部に、介護サービス事業者等への事業周知、事業者等の研修・代替職員雇用計画の受理、相談業務を委託。 ・山梨県現任介護職員等研修支援助成金の創設、助成金の支給					
アウトカムとアウトプットの関連	介護職員が資質向上、キャリアアップ等を目的とした研修に参加しやすくすることにより、介護従事者の供給改善を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費		(千円)	基金充当額 (国費)における 公民の別 (注1)	(千円)
		基金	国 (A)	(千円)		
			都道府県 (B)	(千円)		(千円)
			計 (A+B)	(千円)		6,045
			その他 (C)	(千円)		うち受託事業等 (再掲) (注2)
						(千円)
備考 (注3)						

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 資質の向上 (中項目) 潜在有資格者の再就業促進 (小項目) 潜在介護福祉士の再就業促進事業					
事業名	【No.10 (介護分)】 再就労者支援事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 576 千円	
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	山梨県全域					
事業の実施主体	山梨県 (委託先：山梨県社会福祉協議会)					
事業の期間	平成28年4月1日～平成31年3月31日					
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成37年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。					
	アウトカム指標：平成30年度までに327人の介護従事者の供給改善を図る。					
事業の内容	求人・求職マッチング機能強化事業及び、福祉・介護キャリアパス支援事業と組み合わせて実施することにより、求職者・求人事業者にとって効率の良いプログラム実施を目指す。					
アウトプット指標	再就労者職場復帰プログラム実施人数 各年度6人					
アウトカムとアウトプットの 関連	介護への求職者・求人事業者にとって効率の良いプログラム実施することにより、介護従事者の供給改善を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 576	基金充当 額 (国費) における 公民の別 (注1)	(千円)
		基金	国 (A)	(千円) 384		
			都道府県 (B)	(千円) 192		(千円) 384
			計 (A+B)	(千円) 576		うち受託事業等 (再掲) (注2)
		その他 (C)	(千円)	(千円) 384		
備考 (注3)	H28：192 千円、H29：192 千円、H30：192 千円					

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 資質向上 (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 (小項目) 認知症に携わる人材の育成のための研修事業						
事業名	【No.11 (介護分)】 認知症地域医療支援事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 6,536 千円		
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	山梨県全域						
事業の実施主体	山梨県 ((1) は国立研究開発法人国立長寿医療研究センターに委託、(2)・(3) の一部は山梨県医師会に委託)						
事業の期間	平成28年4月1日～平成31年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう地域包括ケアシステムの構築を進める必要がある。						
	アウトカム指標：地域包括ケアシステムの構築の推進						
事業の内容	地域における認知症医療支援体制の充実を図るため、次の事業を行う。 (1) 認知症サポート医の養成 (2) 認知症サポート医フォローアップ研修 (3) かかりつけ医認知症対応力向上研修 (4) 病院勤務における医療従事者向け認知症対応力向上研修 (5) 歯科医師認知症対応力向上研修 (6) 薬剤師認知症対応力向上研修 (7) 看護職員認知症対応力向上研修						
アウトプット指標	(1) 年間養成数 10 名 (H30 3 名) (2) 年間受講者数 36 名 (3) 年間受講者数 140 名 (4) 年間実施数 3 病院 (各 50 名) (5) 年間受講者数 80 名 (6) 年間受講者数 80 名 (7) 年間受講者数 50 名 (H29～)						
アウトカムとアウトプットの 関連	認知症サポート医等の養成を進めることにより、地域包括ケアシステムの構築を進める。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A + B + C)		(千円) 6,536	基金充当 額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円)
		基金	国 (A)	(千円) 4,357		民	(千円) 4,357
			都道府県 (B)	(千円) 2,179			
			計 (A + B)	(千円) 6,536			うち受託事業等 (再掲) (注2) (千円)
		その他 (C)		(千円)			4,357
備考 (注3)	H28：2,051 千円、H29：2,551 千円、H30：1,934 千円						

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業							
	(大項目) 資質向上 (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 (小項目) 認知症に携わる人材の育成のための研修事業							
事業名	【No.12 (介護分)】 認知症初期集中支援チーム員研修事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 2,760 千円			
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	山梨県全域							
事業の実施主体	山梨県（委託先：国立研究開発法人国立長寿医療研究センター）							
事業の期間	平成28年4月1日～平成31年3月31日							
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう地域包括 ケアシステムの構築を進める必要がある。							
	アウトカム指標：地域包括ケアシステムの構築の推進							
事業の内容	市町村等が実施する初期集中支援推進事業に関わるチーム員と としての知識・技術を習得することを目的とした研修を実施する。							
アウトプット指標	受講者数 26 市町村＋9 地域包括支援センター（委託）×2名＝70 名							
アウトカムとアウトプットの 関連	初期集中支援推進事業に関わるチーム員の資質向上に取り組む ことにより、地域包括ケアシステムの構築を進める。							
事業に要する費用の額	金 額	総事業費		(千円)	基金充当 額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円)	
		(A+B+C)		2,760				
		基金	国 (A)	(千円)			民	(千円)
				1,839				
			都道府県 (B)	(千円)				921
		計 (A+B)	(千円)	2,760				うち受託事業等 (再掲) (注2)
	その他 (C)		(千円)		(千円)	1,839		
備考 (注3)		H28：680 千円、H29：1,520 千円、H30：560 千円						

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質向上 (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 (小項目) 認知症に携わる人材の育成のための研修事業	
事業名	【No.13 (介護分)】 認知症対応型サービス事業者等研修事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 803 千円
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（(1)～(3)及び(5)は山梨県社会福祉協議会に委託、(4)は認知症介護研究・研修大府センターに委託）	
事業の期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう地域包括ケアシステムの構築を進める必要がある。	
	アウトカム指標：地域包括ケアシステムの構築の推進	
事業の内容	(1) 認知症対応型サービス事業者開設者研修事業 認知症介護サービス事業開設者に対して、開設者としてサービス事業を管理・運営していくための知識・技術の習得を目的とするための研修を実施する。 (2) 認知症対応型サービス事業者管理者研修事業 認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び複合型サービス事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術の習得を目的とするための研修を実施する。 (3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修事業 小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所の計画作成担当者となる者が、小規模多機能型居宅介護計画を適切に作成する上で必要な知識・技術の習得を目的とするための研修を実施する。 (4) 認知症介護指導者養成研修事業（フォローアップ研修） 認知症介護指導者に対し、最新の認知症介護に関する高度な専門的知識及び技術を習得させるとともに、高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の向上を図るため研修を実施する。 (5) 認知症介護基礎研修事業 認知症ケアに携わる者が、その業務を遂行する上で必要な基礎的な知識・技術を身につけ、チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供が行うことができるよ	

	うにするための研修を実施する。					
アウトプット指標	(1) 認知症対応型サービス事業者開設者研修事業 ・実施回数 1 コース（講義・演習 2 日間） ・受講者数 10 名 (2) 認知症対応型サービス事業者管理者研修事業 ・実施回数 1 コース（講義・演習 2 日間） ・受講者数 40 名 (3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修事業 ・実施回数 1 コース（講義・演習 2 日間） ・受講者数 20 名 (4) 認知症介護指導者養成研修事業（フォローアップ研修） ・受講者数 指導者 2 名（講義・演習 5 日間） (5) 認知症介護基礎研修事業 ・実施回数 1 コース（講義・演習 1 日間） ・受講者数 72 名					
アウトカムとアウトプットの関連	認知症対応型サービス事業者等の資質向上に取り組むことにより、地域包括ケアシステムの構築を進める。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A + B + C)	(千円) 842	基金充当額（国費） における 公民の別 (注1)	公	(千円)
		基金	国 (A)			
			都道府県 (B)		民	(千円) 561
			計 (A + B)			うち受託事業等 (再掲) (注2)
			その他 (C)			(千円) 561
備考 (注3)						

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 資質向上 (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 (小項目) 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・資質向上事業						
事業名	【No.14 (介護分)】 地域ケア会議構築支援事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 7,875 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域						
事業の実施主体	市町村、地域包括支援センター						
事業の期間	平成28年4月1日～平成31年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう地域包括ケアシステムの構築を進める必要がある。						
	アウトカム指標：地域包括ケアシステムの構築の推進						
事業の内容	個別事例のアセスメント力の向上や、個別事例から政策課題に繋げるための、又は多職種の連携を図るための研修や検討会の開催に対する助成						
アウトプット指標	・全ての市町村で地域ケア会議を実施 ・1市町村で地域ケア会議の効果的、継続的な運営を図るための研修又は検討会を開催						
アウトカムとアウトプットの関連	市町村職員や地域包括支援センター職員の資質向上に取り組むことにより、地域包括ケアシステムの構築を進める。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 10,500	基金充当額(国費)における 公民の別 (注1)	(千円) 5,250	
		基金	国(A)	(千円) 5,250		民	(千円) うち受託事業等 (再掲)(注2) (千円)
			都道府県(B)	(千円) 2,625			
			計(A+B)	(千円) 7,875			
		その他(C)		(千円) 2,625			
備考(注3)		H28：3,375千円、H29：2,250千円、H30：2,250千円					

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 資質の向上 (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 (小項目) 権利擁護人材育成事業						
事業名	【No.15 (介護分)】 市民後見人養成研修推進事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 12,480 千円		
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	山梨県全域						
事業の実施主体	市町村						
事業の期間	平成28年4月1日～平成31年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう地域包括 ケアシステムの構築を進める必要がある。						
	アウトカム指標：地域包括ケアシステムの構築の推進						
事業の内容	市町村が実施する市民後見人養成研修及び市民後見人の支援体制構築に向けた取り組みに対し助成する。						
アウトプット指標	平成28年度は次の4市で市民後見人養成や支援体制構築に向けた取り組みが行われ、平成29年度以降も継続して実施される見込み。 大月市：市民後見人養成講座 南アルプス市：生活支援員、後見支援員及び市民後見人養成講座、支援体制整備の協議会、現場実習・研修等 北杜市：啓発講演会、権利擁護ネットワーク推進会議 笛吹市：市民後見人養成研修、現場研修、候補者登録、フォローアップ研修等						
アウトカムとアウトプットの 関連	市民後見人の養成を図ることにより、地域包括ケアシステムの構築を進める。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円)	基金充当 額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円)
		基金	国 (A)	(千円)			6,240
			都道府県 (B)	(千円)		3,120	
			計 (A+B)	(千円)		9,360	
			その他 (C)	(千円)		3,120	
		その他 (C)	(千円)	3,120			
					民	うち受託事業等 (再掲) (注2)	
						(千円)	
備考 (注3)		H28：3,120 千円、H29：3,120 千円、H30：3,120 千円					

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 労働環境・処遇の改善 (中項目) 人材育成力の強化 (小項目) 新人職員に対するエルダー・メンター制度導入支援事業						
事業名	【No.16 (介護分)】 労働環境・処遇改善、人材育成力強化事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 549 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域						
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）						
事業の期間	平成28年4月1日～平成31年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成37年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。						
	アウトカム指標：平成30年度までに327人の介護従事者の供給改善を図る。						
事業の内容	労働環境・処遇改善、人材育成力の強化の観点から、新人介護職員に対するエルダー・メンター制度等の導入を支援するための研修を実施する。						
アウトプット指標	職員定着化に向けた支援体制の構築と具体的な技法の習得・体得を目的とする。 ・研修受講者数 各年度30人						
アウトカムとアウトプットの関連	新人介護職員の職場定着に向けた事業を実施することにより、介護従事者の供給改善を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 549	基金充当額(国費)における 公民の別 (注1)	(千円)	
		基金	国(A)	(千円) 366			
			都道府県(B)	(千円) 183		(千円) 366	
			計(A+B)	(千円) 549		うち受託事業等 (再掲)(注2)	
		その他(C)		(千円)		(千円) 366	
備考(注3)		H28：183千円、H29：183千円、H30：183千円					

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 労働環境・処遇の改善 (中項目) 勤務環境改善支援 (小項目) 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業 (その2) (介護ロボット導入支援事業)						
事業名	【No.17 (介護分)】 介護ロボット導入支援事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 1,500 千円		
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	山梨県全域						
事業の実施主体	介護ロボットを導入する介護事業所						
事業の期間	平成28年4月1日～平成31年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成37年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。						
	アウトカム指標：平成30年度までに327人の介護従事者の供給改善を図る。						
事業の内容	介護施設の管理者等が雇用管理改善の一環として介護ロボット導入計画を策定して介護ロボットの導入を行う取り組みを支援する。						
アウトプット指標	介護ロボットの導入数 各年度5機器						
アウトカムとアウトプットの 関連	介護ロボットの導入を支援し、介護職員の負担軽減を図ることにより、介護従事者の供給改善を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	(千円)	
		基金	国 (A)	(千円) 1,500		民	(千円) 999 うち受託事業等 (再掲) (注2) (千円)
			都道府県 (B)	(千円) 999			
			計 (A+B)	(千円) 501			
		その他 (C)		(千円)			
備考 (注3)							
H28：500千円、H29：500千円、H30：500千円							

(2) 事業の実施状況

別紙「事後評価」のとおり

平成 27 年度山梨県計画 に関する事後評価

平成 28 年 9 月

山 梨 県

目 次

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無	1
(2) 審議会等で指摘された主な内容	1

2. 目標の達成状況	2
----------------------	---

3. 事業の実施状況

【医療分】

〔事業区分1〕 地域医療構想の達成に向けた医療機関の 施設又は設備の整備に関する事業	1 4
〔事業区分2〕 居宅等における医療の提供に関する事業 . . .	1 7
〔事業区分4〕 医療従事者の確保に関する事業	2 6

【介護分】

〔事業区分3〕 介護施設等の整備に関する事業	4 7
〔事業区分5〕 介護従事者の確保に関する事業	4 9

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

☒ 行った

(実施状況)

- ・平成28年5月24日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成28年7月13日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取

☐ 行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

※ 事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

(2) 審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

平成27年度終了時における目標の達成状況については、次のとおりである。

なお、計画に基づき実施した事業ごとの目標の達成状況については、「3. 事業の実施状況」に記載する。

■山梨県全体（目標と計画期間）

1 目標

地域の医療ニーズに対応し、患者が病状に応じて適切な医療を将来にわたり持続的に受けられるよう病床の機能分化・連携を進めるほか、地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療や介護施設等の提供体制の充実、これらを支える医療従事者や介護従事者の確保・養成を進めることにより、医療計画※¹や介護保険事業支援計画※²に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

※¹「山梨県地域保健医療計画」（平成25年度～平成29年度）

※²「健康長寿やまなしプラン」（平成27年度～平成29年度）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

地域医療構想策定前の現時点においても不足が明らかな、回復期機能や在宅患者の急変時の受入機能の強化を図るとともに、精神科長期入院患者の地域移行等に向けた病床の機能分化を推進する。

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標）

➤ 平成37年に必要となる医療機能ごとの病床数の数値目標は、医療計画の一部に位置付けられる地域医療構想の策定を受けて設定（→ H28.5 策定）

- ・ 高度急性期機能 1,178 床（H26）→ 535 床（H37）
- ・ 急性期機能 3,914 床（H26）→ 2,028 床（H37）
- ・ 回復期機能 928 床（H26）→ 2,566 床（H37）
- ・ 慢性期機能 2,348 床（H26）→ 1,780 床（H37）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

- かかりつけ医の定着率 58.7%（H24）→ 65%（H29）
- 精神疾患の退院率 22%（H23）→ 27%（H29）

② 居宅等における医療の提供に関する目標

高齢化の進展に伴う在宅医療の需要増加に対応するため、在宅医療を担う人材の育成や訪問看護支援センターの設置等に取り組み、在宅医療を総合的に推進する。

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標）

- 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）
13,008 人（H22）→ 14,311 人（H29）
- 往診を受けた患者数（6 カ月）
3,429 人（H22）→ 3,773 人（H29）
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
25 施設（H20）→ 30 施設（H29）
- 在宅療養支援歯科診療所数
34 施設（H25）→ 39 施設（H29）
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
183 人（H21）→ 203 人（H29）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,139 床（41 カ所）→ 1,197 床（43 カ所）
- 認知症高齢者グループホーム 957 床（68 カ所）→ 975 床（69 カ所）
- 小規模多機能型居宅介護事業所 579 人／月分（24 カ所）
→ 608 人／月分（25 カ所）
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5 カ所 → 6 カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

医師や看護師の偏在解消のための取組を中心に、医療従事者の確保を推進する。

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標）

- 医師数 1,887 人（H22）→ 2,130 人（H29）
- 就業看護職員数（常勤換算後） 8,804.7 人（H22）→ 9,634.2 人（H29）
- 養成所等卒業生県内就業率 69.9%（H22）→ 74.8%（H29）
- ナースセンター事業再就業者数 566 人（H22）→ 575 人（H29）
- 病院看護職員離職率 8.7%（H22）→ 8%（H29）
- MFICU 病床数（診療報酬対象） 6 床（H24）→ 6 床（H29）
- NICU 病床数（診療報酬対象） 27 床（H24）→ 27 床（H29）

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

県内の労働市場の動向も踏まえ、特に中高校生及びその父兄、教員に対する介護のイメージアップ及び潜在的有資格者の掘り起こしによる中高年齢者層の参入促進にタ

ーゲットを絞った対策を進める。さらに、介護職場の処遇改善のためモデル給与規程を作成し普及を進めるとともに、労働環境の改善のため介護ロボットの導入支援などを行い、介護職員の定着を進める。

【定量的な目標値】

- 平成 37 年度の都道府県で必要となる介護人材の需給状況、介護人材等の確保に向けた取組 上記対象事業の実施等により 327 人の供給改善を図る。

2 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（4 年間）

□山梨県全体（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

- 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・ 高度急性期機能 1,178 床（H26）→ 1,182 床（H27）
 - ・ 急性期機能 3,914 床（H26）→ 3,686 床（H27）
 - ・ 回復期機能 928 床（H26）→ 1,199 床（H27）
 - ・ 慢性期機能 2,348 床（H26）→ 2,205 床（H27）
- かかりつけ医の定着率
今後実施予定の「山梨県県民保健医療意識調査」の結果をもとに評価
- 精神疾患の退院率 22%（H23）→ 17%（H26 暫定値）

② 居宅等における医療の提供

- 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）、往診を受けた患者数（6 カ月）
今後受領する厚生労働省「レセプト情報・特定健診等情報データベース」の結果をもとに評価
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
25 施設（H20）→ 25 施設（H26）
- 在宅療養支援歯科診療所数 34 施設（H25.1）→ 38 施設（H28.7）
【参考】 在宅療養支援診療所数 54 施設（H25.1）→ 61 施設（H28.2）
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
183 人（H21）→ 206 人（H24）

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 1 カ所 29 人の整備を行った。
1,139 床 (41 カ所) → 1,168 床 (42 カ所)
- 上記以外で整備の目標としていた地域密着型介護老人福祉施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の各 1 カ所 (すべての施設が 1 市による整備計画) については、事業者からの応募がなく施設整備には至らなかった。

④ 医療従事者の確保

- 医師数 1,887 人 (H22) → 1,936 人 (H26)
(医療施設従事医師数 1,810 人 (H22) → 1,870 人 (H26))
- 就業看護職員数 (常勤換算後) 8,804.7 人 (H22) → 9,525.2 人 (H26)
- 養成所等卒業生県内就業率 69.9% (H22.3) → 71.4% (H28.3)
- ナースセンター事業再就業者数 566 人 (H22) → 452 人 (H27)
- 病院看護職員離職率 8.7% (H22) → 8.7% (H26)
- MFICU 病床数 (診療報酬対象) 6 床 (H24) → 6 床 (H28)
- NICU 病床数 (診療報酬対象) 27 床 (H24) → 30 床 (H28)

⑤ 介護従事者の確保

- 現在計画期間中であるため、計画終了時点での介護職員の需給改善状況により判断する。

2) 見解

【医療分】

- 精神科長期入院患者の地域移行等に向けた病床の機能分化推進事業など、一部事業の着手に遅れが生じているが、全般的には概ね計画どおりに事業が進行しており、在宅療養支援体制の整備や、医師や看護師の確保等において、一定の成果を得ている。

平成28年度以降も更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 地域密着型介護老人福祉施設 1 カ所の整備により、入所申込み者数の減少に繋がった。

事業実施できなかった 1 市の施設整備については、平成28年度に継続して事業者の募集を行う予定である。

- 介護職員の参入促進、資質の向上、魅力ある職場環境の整備を 3 つの柱として、

介護職員の確保対策を進めている。今後も引き続き、介護職員の確保に資する事業を積極的に展開していく。

3) 目標の継続状況

- ☒ 平成28年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 平成28年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■中北区域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数の数値目標は、医療計画の一部に位置付けられる地域医療構想の策定を受けて設定（→ H28.5 策定）

- ・急性期機能 1,962 床（H26）→ 1,353 床（H37）
- ・回復期機能 263 床（H26）→ 1,227 床（H37）
- ・慢性期機能 1,486 床（H26）→ 1,161 床（H37）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）
7,464 人（H22）→ 8,211 人（H29）
- 往診を受けた患者数（6 カ月）
1,900 人（H22）→ 2,090 人（H29）
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
13 施設（H20）→ 15 施設（H29）
- 在宅療養支援歯科診療所数
14 施設（H25）→ 16 施設（H29）
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
96 人（H21）→ 106 人（H29）

2. 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（4 年間）

□中北区域（達成状況）

1）目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

- 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 1,962 床（H26）→ 1,850 床（H27）
 - ・回復期機能 263 床（H26）→ 326 床（H27）
 - ・慢性期機能 1,486 床（H26）→ 1,457 床（H27）

② 居宅等における医療の提供

- 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）、往診を受けた患者数（6 カ月）
今後受領する厚生労働省「レセプト情報・特定健診等情報データベース」の結果をもとに評価
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
13 施設（H20）→ 7 施設（H26）
- 在宅療養支援歯科診療所数 14 施設（H25.1）→ 19 施設（H28.7）
【参考】在宅療養支援診療所数 32 施設（H25.1）→ 37 施設（H28.2）
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
96 人（H21）→ 122 人（H24）

2）見解

県全体と同じ

3）目標の継続状況

- ☒ 平成28年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 平成28年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■峡東区域（目標と計画期間）

1．目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標（医療圏ごとに設定している目標値のみ記載））

- 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数の数値目標は、医療計画の一部に位置付けられる地域医療構想の策定を受けて設定（→ H28.5 策定）

- ・急性期機能 776 床 (H26) → 279 床 (H37)
- ・回復期機能 639 床 (H26) → 978 床 (H37)
- ・慢性期機能 587 床 (H26) → 419 床 (H37)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 訪問診療を受けた患者数 (6 カ月)
2,977 人 (H22) → 3,275 人 (H29)
- 往診を受けた患者数 (6 カ月)
527 人 (H22) → 580 人 (H29)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
4 施設 (H20) → 5 施設 (H29)
- 在宅療養支援歯科診療所数
10 施設 (H25) → 11 施設 (H29)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
36 人 (H21) → 40 人 (H29)

2. 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 (4 年間)

□ 峡東区域 (達成状況)

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

- 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776 床 (H26) → 730 床 (H27)
 - ・回復期機能 639 床 (H26) → 774 床 (H27)
 - ・慢性期機能 587 床 (H26) → 451 床 (H27)

② 居宅等における医療の提供

- 訪問診療を受けた患者数 (6 カ月)、往診を受けた患者数 (6 カ月)
今後受領する厚生労働省「レセプト情報・特定健診等情報データベース」の結果をもとに評価
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
4 施設 (H20) → 6 施設 (H26)

- 在宅療養支援歯科診療所数 10 施設（H25.1）→ 9 施設（H28.7）
 【参考】 在宅療養支援診療所数 12 施設（H25.1）→ 14 施設（H28.2）
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
 36 人（H21）→ 38 人（H24）

2) 見解

県全体と同じ

3) 目標の継続状況

- ☒ 平成28年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 平成28年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■峡南区域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数の数値目標は、医療計画の一部に位置付けられる地域医療構想の策定を受けて設定（→ H28.5 策定）
 - ・急性期機能 310 床（H26）→ 78 床（H37）
 - ・回復期機能 26 床（H26）→ 102 床（H37）
 - ・慢性期機能 124 床（H26）→ 83 床（H37）
- ※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要
- ※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）
 716 人（H22）→ 788 人（H29）
- 往診を受けた患者数（6 カ月）
 349 人（H22）→ 384 人（H29）
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
 0 施設（H20）→ 1 施設（H29）

➤ 在宅療養支援歯科診療所数

2 施設 (H25) → 3 施設 (H29)

➤ 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数

27 人 (H21) → 30 人 (H29)

③ 介護施設等の整備

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

➤ 地域密着型介護老人福祉施設 85 床 (3 カ所) → 114 床 (4 カ所)

2. 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 (4 年間)

□ 峡南区域 (達成状況)

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

➤ 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数

・急性期機能 310 床 (H26) → 306 床 (H27)

・回復期機能 26 床 (H26) → 0 床 (H27)

・慢性期機能 124 床 (H26) → 162 床 (H27)

② 居宅等における医療の提供

➤ 訪問診療を受けた患者数 (6 カ月)、往診を受けた患者数 (6 カ月)

今後受領する厚生労働省「レセプト情報・特定健診等情報データベース」の結果をもとに評価

➤ 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数

0 施設 (H20) → 4 施設 (H26)

➤ 在宅療養支援歯科診療所数 2 施設 (H25.1) → 2 施設 (H28.7)

【参考】在宅療養支援診療所数 0 施設 (H25.1) → 0 施設 (H28.2)

➤ 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数

27 人 (H21) → 16 人 (H24)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 1 カ所 29 人の整備を行った。
85 床 (3 カ所) → 114 床 (4 カ所)

2) 見解

県全体と同じ

3) 目標の継続状況

- ☒ 平成28年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 平成28年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■富士・東部区域 (目標と計画期間)

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数の数値目標は、医療計画の一部に位置付けられる地域医療構想の策定を受けて設定 (→ H28.5 策定)
 - ・急性期機能 866 床 (H26) → 318 床 (H37)
 - ・回復期機能 0 床 (H26) → 259 床 (H37)
 - ・慢性期機能 151 床 (H26) → 117 床 (H37)
 - ※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要
 - ※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 訪問診療を受けた患者数 (6 カ月)
1,851 人 (H22) → 2,037 人 (H29)
- 往診を受けた患者数 (6 カ月)
653 人 (H22) → 719 人 (H29)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
8 施設 (H20) → 9 施設 (H29)
- 在宅療養支援歯科診療所数
8 施設 (H25) → 9 施設 (H29)

- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
24 人（H21）→ 27 人（H29）

③ 介護施設等の整備

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 271 床（10 カ所）→ 300 床（11 カ所）
- 認知症対応型共同生活事業所 117 床（9 カ所）→ 135 床（10 カ所）
- 小規模多機能型居宅介護事業所 111 人／月分（5 カ所）
→ 140 人／月分（6 カ所）
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 カ所 → 2 カ所

2. 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（4 年間）

□富士・東部区域（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

- 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866 床（H26）→ 800 床（H27）
 - ・回復期機能 0 床（H26）→ 99 床（H27）
 - ・慢性期機能 151 床（H26）→ 135 床（H27）

② 居宅等における医療の提供

- 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）、往診を受けた患者数（6 カ月）
今後受領する厚生労働省「レセプト情報・特定健診等情報データベース」の結果をもとに評価
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
8 施設（H20）→ 8 施設（H26）
- 在宅療養支援歯科診療所数 8 施設（H25.1）→ 8 施設（H28.7）
【参考】在宅療養支援診療所数 10 施設（H25.1）→ 10 施設（H28.2）
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
24 人（H21）→ 30 人（H24）

③ 介護施設等の整備

- 整備の目標としていた地域密着型介護老人福祉施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の各1カ所（すべての施設が1市による整備計画）については、事業者からの応募がなく施設整備には至らなかった。

2) 見解

県全体と同じ

3) 目標の継続状況

- ☒ 平成28年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 平成28年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況 【医療分】

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No.1】 医療機能分化連携推進事業	【総事業費】 828,111 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成 28 年 1 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
	・高齢化の一層の進展を見据え、不足する回復期機能の充実・強化等により、医療機能の分化・連携を推進し、効率的で質の高い医療提供体制を構築していく必要がある。 アウトカム指標：不足する回復期機能の病床整備 928 床（H26）→ 2,566 床（H37）（1,638 床増）	
事業の内容（当初計画）	・病床の機能分化・連携体制の構築に向けて、在宅復帰を推進する回復期機能等の充実・強化を図るため、病院、診療所が行う設備整備に対して助成を行う。（回復期リハビリテーション機能の強化、急性期を経過した患者の受入機能の強化、在宅患者の急変時における受入機能の強化及び地域医療連携体制の強化に必要な設備整備）	
アウトプット指標（当初の目標値）	・医療機能分化・連携のための設備整備 年間 20 箇所	
アウトプット指標（達成値）	・平成 27 年度は、急性期から回復期への機能転換を行った医療機関など、16 医療機関が医療機能の分化・連携に必要な設備を整備（うち 4 医療機関は平成 28 年度に事業完了予定） ・平成 37 年における地域の医療提供体制の目指すべき姿を示した地域医療構想の実現に向けて、今後も継続的に事業を執行予定	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 病床機能報告における回復期機能の病床数の増 → 本事業は、平成 28 年 1 月に開始した事業であるため、今後公表する平成 28 年度以降の病床機能報告の結果をもとに評価を行う。 （1）事業の有効性 本事業の実施により、地域医療構想の実現に向けて、不足する回復期機能の充実・強化や、地域医療連携体制を構築するための取組が推進されている。 （2）事業の効率性 各医療機関に対して定期的に意向調査を実施するとともに、回復期リハ病棟や地域包括ケア病棟の施設基準取得など一定の助成要件を付すことによって、回復期への転換等を促し、効率的に事業を実施している。	
その他		

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No.2】 精神科地域移行転換促進施設整備事業	【総事業費】 948,736 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成 28 年 3 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	精神障害者が精神疾患の悪化や再発を予防しながら、地域社会の一員として安心して生活することができるようにすることが重要であるため、入院医療中心の精神医療から精神障害者の地域生活を支えるための精神医療への改革が必要である。	
	アウトカム指標： 精神疾患の退院率 22%（H23）→ 27%以上	
事業の内容（当初計画）	長期入院精神障害者の地域移行を進めるとともに、精神病床の機能分化を進め、新たに入院する急性期の精神障害者が早期に退院できるよう、手厚く密度の高い医療の提供体制を確保することから、精神科病院の病床機能転換事業に対して助成を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	既存療養型病床の削減及び急性期対応型病床の整備	
アウトプット指標（達成値）	事業開始に遅れが生じているが、平成 28 年度中の事業開始を目指して準備中である。	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 1 年以上の長期入院者数の減少 → 平成 28 年度中の事業開始を目指して準備中	
	（1）事業の有効性 「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」（平成 26 年厚生労働省告示第 65 号）に沿った精神病床の機能分化が推進され、新たに入院する急性期の精神疾患患者の早期地域移行に向けて、手厚く密度の高い精神医療の提供を図ることができる。 （2）事業の効率性 精神疾患に係る入院患者の多くが 1 年以上の長期入院であり、入院期間が長期化した場合には、患者の社会復帰が困難になる傾向があることから、本事業がモデルとなり、今後、患者の早期地域移行に向けた取組が他の地域へ波及することが期待される。	
その他		

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No. 3】 民間医療機関医療情報連携推進事業	【総事業費】 330,000 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	民間医療機関	
事業の期間	平成 28 年 1 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・病床の機能分化と連携を進めていくためには、ICT を活用した医療機関間の情報共有を効率的に行う必要があるが、本県の民間医療機関における患者情報の電子化が進んでいないことが課題となっている。	
	アウトカム指標： 診療の効率化、医療機関間の連携促進	
事業の内容（当初計画）	・効率的かつ質の高い地域医療連携体制の構築に向け、医療機関間で標準規格に基づいた紹介患者の情報共有が推進・普及されるよう、民間医療機関を対象に、地域医療ネットワークの基盤となる患者情報システムの整備事業に対して助成を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・患者データの共有化を推進する民間医療機関数（3 医療機関増）	
アウトプット指標（達成値）	・1 医療機関が事業に着手 ・平成 28 年度までに事業完了予定	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 患者情報システムの整備により、診療の効率化が図られ、医療機関間の連携が促進される。 → 平成 28 年度までに事業完了予定	
	（1）事業の有効性 本事業の実施により、患者の転院や在宅療養への円滑な移行を推進するとともに、重複した検査や薬剤投与の未然防止等を図り、効率的かつ質の高い地域医療連携体制の基盤を整備することができる。 （2）事業の効率性 平成 28 年度中の事業完了に向けて、医療機関において定期的な委員会を開催する等効率的に事業を実施する予定である。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.4】 在宅医療推進協議会設置事業	【総事業費】 547 千円
事業の対象となる区域	県全体、中北、峡東、峡南、富士・東部	
事業の実施主体	山梨県医師会、地区医師会（10 地域）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・ 今後増加が見込まれる在宅医療需要の高まりに対応するためには、訪問診療実施医療機関の増加等在宅医療提供体制の強化が必要である。	
	アウトカム指標： 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計 30 施設(H23) → 30 施設以上(H29)	
事業の内容(当初計画)	・ 在宅医療に関する課題解決に向けた取組を推進するため、県医師会及び地区医師会に在宅医療に取り組む医師及び多職種からなる協議会を設置し、地域及び全県における在宅医療の課題検討を行うとともに、研修会等を開催する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・ 全県及び 4 区域での在宅医療推進協議会の開催	
アウトプット指標（達成値）	・ 県医師会において在宅医療に係る会議を開催 ・ 地区医師会の代表者による在宅医療推進に係る会議を開催 ・ 1 地区医師会において在宅医療推進協議会を開催	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計（30 施設(H23) → 30 施設以上(H29)） →指標に係る統計データの公表は平成 29 年度以降となるため観察できなかった。	
	（1）事業の有効性 全県及び地区医師会による在宅医療推進に係る会議が開催され、県内における在宅医療提供体制の充実、強化が図られた。 （2）事業の効率性 在宅医療において中心的役割が期待される医師会が主体的に在宅医療推進に向けた取り組みを進めることにより、在宅医療提供体制の効率的な推進が図られた。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.5】 在宅医療人材育成事業	【総事業費】 931 千円
事業の対象となる区域	中北	
事業の実施主体	甲府市医師会	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・高齢者の増加に伴い、認知症患者が増加しており、多職種による在宅医療における認知症疾患への対応の重要性が高まっている。	
	アウトカム指標： 在宅医療提供体制の強化	
事業の内容(当初計画)	・在宅医療に取り組む医師の増加とともに、多職種協働により在宅医療を行う人材を育成するため、在宅医療関係者の多職種連携研修や各専門職の質の向上に資する研修の実施を支援する。 (高齢者が安心して在宅で療養できるよう、認知症疾患に関する研修会等を開催)	
アウトプット指標(当初の目標値)	・甲府市医師会における在宅医療推進に向けた検討会、研修会の開催 (検討会 5 回、研修会 3 回)	
アウトプット指標(達成値)	・在宅医療推進に向けた検討会を 5 回開催 ・在宅医療の人材育成に向けた多職種連携・認知症等の研修を 4 回開催	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 多職種連携・認知症等の研修を通じ、在宅医療提供体制の強化が図られた。	
	(1) 事業の有効性 在宅医療推進に向け、甲府市医師会において検討会や医療従事者のスキルアップを図る研修を行うとともに、多職種連携研修を実施することにより、在宅医療提供体制の強化が図られた。 (2) 事業の効率性 地域において在宅医療の中心的な役割を果たす甲府市医師会に対し助成を行うことにより、効率的に事業が遂行された。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.6】 訪問看護推進事業	【総事業費】 714 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県、山梨県看護協会、NPO 法人山梨県ホスピス協会	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・ 医療機関から在宅に移行する患者が一貫したケアを関係職種の連携体制のもと、高度な知識、技術を有する訪問看護師により訪問看護が受けられるようにする必要がある。	
	アウトカム指標： 在宅医療推進に向けた看護職員の確保及び看護の質の向上	
事業の内容（当初計画）	・ 県内の在宅医療の推進を図るため、医療機関・訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所、市町村、保健所等で構成する訪問看護推進協議会で、訪問看護に関する課題や対策等を協議する。 ・ 県民や看護職、支援関係者を対象に、在宅医療の推進に不可欠な訪問看護の充実を図るため、研修・普及啓発等を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・ 訪問看護推進協議会の開催回数（2 回） ・ 訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師相互研修の実施日数（5 日間） ・ 訪問看護管理者研修の開催回数（2 回） ・ 在宅ターミナルケア普及事業 講演会の開催（1 回）、パンフレット作成配布（1 回）	
アウトプット指標（達成値）	・ 訪問看護推進協議会（2 回） ・ 訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師相互研修事業（各 5 日） ・ 訪問看護管理者研修（2 回） ・ 在宅ターミナルケア普及事業 講演会の開催（1 回）、パンフレット作成配布（1 回）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師相互研修や訪問看護管理者研修により、在宅医療提供体制の強化が図られた。	

	(1) 事業の有効性 訪問看護推進協議会の開催により、県全体の訪問看護の現状や課題を明確し、訪問看護を推進するための訪問看護の課題等に対する方策が検討できた。 研修等の実施により、医療との連携、病院や診療所を含めた地域医療における訪問看護の課題等に対応する看護職の質の向上が図られた。 普及啓発は、療養者や家族が安心して、地域で暮らすために必要な知識の提供ができた。 (2) 事業の効率性 保健師、助産師、看護師、准看護師の従事者の約半数（正会員数 5,000 名）の会員を占め、研修体制が充実している県看護協会に研修事業を委託することにより、効率的に実施することができた。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.7】 訪問看護推進拠点事業	【総事業費】 11,447 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県（山梨県看護協会委託）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・高齢化の進展に伴い「病院完結型医療」から「地域完結型医療」へ移行する中、在宅医療を支える訪問看護の体制を整備し、新人訪問看護師等への研修により専門的知識や技術習得を支援し、訪問看護師の定着・確保を図る必要がある。	
	アウトカム指標： 在宅医療推進に向けた看護職員の確保及び看護の質の向上	
事業の内容（当初計画）	・訪問看護師の確保・定着を図るとともに、訪問看護を安定的に提供するため、訪問看護ステーション間の相互補完体制となる拠点機能設置と新人訪問看護師等養成研修、訪問看護の普及啓発のための研修会等を行い、在宅医療の推進を図る。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・訪問看護センターの設置・運営（1 カ所） ・訪問看護を活用した在宅療養を推進するための県民への普及啓発の実施 普及啓発講演会の開催（1 回） ・新人訪問看護師養成研修（訪問看護ステーション 5 カ所）	
アウトプット指標（達成値）	・訪問看護センターの設置・運営（1 カ所） ・訪問看護を活用した在宅療養を推進するための県民への普及啓発の実施 普及啓発講演会の開催（1 回） ・新人訪問看護師養成講習会（訪問看護ステーション 11 カ所）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 訪問看護センターの設置・運営や講習会の実施により、在宅医療提供体制の強化が図られた。	
	（1）事業の有効性 訪問看護ステーションの拠点としての機能、訪問看護ステーションのネットワーク化に向けた連携、県民への訪問看護の普及啓発を行った。訪問看護の提供体制の充実を図る拠点として、訪問看護センターの機能について、市町村等関係機関に周知した。 （2）事業の効率性 保健師、助産師、看護師、准看護師の従事者の約半数（正会員数 5,000 名）の会員を占め、研修体制が充実している県看護協会に委託することにより、効率的に事業を実施することができた。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.8】 退院支援マネジメント養成研修事業	【総事業費】 3,088 千円
事業の対象となる区域	県全体、中北、峡東、峡南、富士・東部	
事業の実施主体	山梨県（山梨県看護協会委託）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・高齢化の進展に伴い「病院完結型医療」から「地域完結型医療」への転換を図るため、看護師等に対する退院支援に関する教育の充実が求められている。そのため、医療機関に勤務する看護師と訪問看護師等が退院支援において活用できる標準ツールとその活用方法の研修が必要である。	
	アウトカム指標： 在宅医療推進に向けた看護職員の看護の質の向上	
事業の内容（当初計画）	・入院から在宅への移行期において適切な退院支援を確保するため、退院支援マネジメントを実践できる人材養成と普及のための研修会を開催する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・退院支援マネジメント養成検討会議の実施回数（12 回） ・退院支援マネジメント普及啓発研修の開催回数（7 回）	
アウトプット指標（達成値）	・退院支援マネジメント養成検討会議（10 回） ・退院支援マネジメント普及啓発研修（16 回）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 検討会議や研修を実施したことにより、各病院が退院支援を意識した OJT を開始するなど、退院支援を実践できる人材育成が推進されている。	
	（1）事業の有効性 県内の看護職を対象に在宅医療移行を支援するための退院支援マネジメントガイドラインを活用した研修を開催した。また、次年度に向け課題も確認する中で、管理期、リーダー期、病棟看護師等各期に対応した研修を計画した。 （2）事業の効率性 保健師、助産師、看護師、准看護師の従事者の約半数（正会員数 5,000 名）の会員を占め、研修体制が充実している県看護協会に委託することにより、効率的に事業を実施することができた。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.9】 在宅歯科医療連携室整備事業	【総事業費】 3,102 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県（山梨県歯科医師会委託）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・在宅歯科医療需要の高まりに対応するためには、在宅歯科医療における医科や介護など多職種と連携した医療提供体制の強化が必要である。	
	アウトカム指標： 県内における在宅歯科医療提供体制の強化	
事業の内容（当初計画）	・在宅歯科医療の推進や在宅における医科・歯科・介護の多職種連携を推進するため、在宅歯科医療連携室を設置する。 ・歯科医療連携室では、①医科・介護等との連携・調整、②在宅歯科医療希望者への歯科医師紹介、③在宅歯科医療機器の購入・貸出等を行うとともに、住民や医科、介護関係者等からなる推進協議会等を設け、事業の評価・検討を定期的に行い業務の効率化を図る。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・在宅歯科医療連携室の設置・運営 1 箇所	
アウトプット指標（達成値）	・県歯科医師会への委託により在宅歯科医療連携室を設置し、相談対応 74 件、在宅医療機器貸出 244 件、在宅歯科連携室運営推進協議会の開催 1 回等の事業を実施	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 医療機関等からの相談対応、在宅医療機器の貸出等を通じ、県内における在宅歯科医療提供体制の強化が図られた。	
	（1）事業の有効性 在宅歯科医療に関する多職種連携に向けた会議の開催、在宅歯科医への在宅歯科医療機器の貸出、県民からの在宅歯科医療に関する相談対応等の業務が円滑に実施され、県内における在宅歯科医療提供体制の強化が図られた。 （2）事業の効率性 在宅歯科医療に最も精通している山梨県歯科医師会に業務を委託することにより、効率的に事業が執行された。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.10】 在宅歯科医療人材育成事業	【総事業費】 1,277 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県歯科医師会	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・在宅歯科医療需要の高まりに対応するためには、在宅療養支援歯科診療所の増加等在宅医療提供体制の強化が必要である。	
	アウトカム指標： 在宅療養支援歯科診療所の数 35 施設(H26) → 39 施設(H29)	
事業の内容(当初計画)	・在宅歯科医療人材の育成を図るため、歯科医療が必要な高齢者に対する医科やリハビリの分野での視点等を学び広い視野で患者を診るグループワークを中心とした研修事業、在宅がん患者口腔ケア研修事業、医科・歯科連携のための研修事業の開催を支援する。	
アウトプット指標(当初の目標値)	・在宅歯科医療推進に向けた研修会の開催 7 回	
アウトプット指標(達成値)	・在宅歯科医療人材育成に向け、多職種協働に関する研修、在宅がん患者口腔ケア研修等の研修会を 5 回開催	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 在宅療養支援歯科診療所の数（35 施設(H26) → 39 施設(H29)） →H28.7.1 現在、在宅療養支援歯科診療所数 38 施設と増加した。	
	(1) 事業の有効性 歯科医療従事者への研修を実施することにより、在宅歯科医療に携わる歯科医療従事者の拡大及び在宅歯科医療についての知識の高度化が図られ、県内における在宅歯科医療提供体制が強化された。 (2) 事業の効率性 在宅歯科医療や研修の実施に豊富な知識・経験を有する山梨県歯科医師会に助成することにより、効率的に事業が執行された。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.11】 在宅療養拠点薬局整備事業	【総事業費】 1,464 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県薬剤師会	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・在宅療養者が住み慣れた地域で安心して医療・介護が受けられる体制の構築に向けて、在宅医療に取り組む薬局・薬剤師の育成・確保が求められている。	
	アウトカム指標： 在宅医療提供体制の構築	
事業の内容(当初計画)	・在宅療養者が住み慣れた地域で安心して医療・介護が受けられる体制の構築に向けて、在宅医療・介護に取り組む薬局・薬剤師の養成や、地域の拠点薬局に整備した無菌調剤設備による製剤方法等の技術向上のための研修事業の開催を支援する。	
アウトプット指標(当初の目標値)	・無菌調剤の技術習得や在宅医療に関する講習会の開催 年間 1 回	
アウトプット指標(達成値)	・無菌調剤の技術習得に関する講習会を 3 地域で実施 ・訪問薬剤管理指導・在宅医療に関する講習会を 1 回実施	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 無菌調剤の技術習得や在宅医療に関する講習会を通じ、在宅医療に係る薬剤師の養成を行うことで、在宅医療提供体制の構築が促進された。	
	(1) 事業の有効性 在宅医療への取り組み方や無菌調剤技術に係る研修を通じ、在宅医療に取り組む薬局や薬剤師の養成、在宅医療提供体制の強化が図られる。 (2) 事業の効率性 調剤はもとより、在宅医療に関する研修の実施に豊富な知識・経験を有する山梨県薬剤師会に助成することにより、効率的に事業が執行されている。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.13】 地域医療支援センター運営事業	【総事業費】 19,421 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県（山梨大学委託）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・医師不足の深刻化に加え、地域の医療機関に勤務した場合に将来のキャリア形成に不安を感じることに伴い、医師の地域偏在が生じているため、医師のキャリア形成と医師確保を一体的に支援することが必要である。 アウトカム指標： 医師の地域偏在の解消と定着を図る。	
事業の内容（当初計画）	・医師の地域偏在の解消と定着を図るため、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保を支援する。 ・県内の医師不足状況の把握分析を進めるとともに、若手医師を地域の医療機関に誘導するため、地域枠医学生等に対する面談等の実施、中核病院、地域医療機関を循環しながらスキルアップする後期研修プログラムを作成・実施する。 ・また、地域の医療機関における研修体制を整備するため、臨床研修指導医講習会を開催するとともに、若手医師を対象とした講習会を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	地域医療支援センターの運営 ・地域枠医学生等への面談者数 28 人 ・地域医療機関への斡旋等医師数 2 人 ・臨床研修指導医講習会の開催 1 回 ・若手医師医療技術向上研修会の開催 1 回	
アウトプット指標（達成値）	・地域枠医学生等への面談者数 28 人 ・地域医療機関への斡旋等医師数 0 人 ・臨床研修指導医講習会の開催 1 回 ・若手医師医療技術向上研修会の開催 7 回	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 医師のキャリア形成支援をする環境を整備することができた。 （１）事業の有効性 地域枠医学生等への面談の実施、若手医師医療技術向上研修会の開催を通じて、学生や若手医師への地域医療に対する意識付けを図ることやキャリア形成の支援ができた。 臨床研修指導医講習会の開催し、指導医を養成することにより県内の臨床研修体制の整備の充実を図ることができた。 （２）事業の効率性 医師の各種研修や派遣調整に関するノウハウのある山梨大学医学部に委託することにより、効率的な事業を実施することができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.14】 医学生定着促進事業	【総事業費】 606 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨大学	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・本県では4つの二次医療圏のうち1つの医療圏に医師が偏在している状況にあることから、将来の地域医療を担う従事者を確保するために、学生のうちから地域医療への意識付けを図ることが必要である。	
	アウトカム指標： 体験実習を受けた医学生の地域医療への意識付けを図る。	
事業の内容（当初計画）	・医師の地域偏在の解消に向け、医学生の地域医療への意識付けを図るため、山梨大学地域枠医学生を対象に、地域の医療機関を活用した継続的な体験実習の実施を支援する。 ・地域の医療機関を、医学生を医師として育てるための「里親」と位置付け、山梨大学地域枠医学生を対象に、それぞれ地域の医療機関（里親病院）を割当て、1年次～6年次まで継続して、割当医療機関で病院実習や勉強会等に参加させることで、地域医療及び地域の医療機関への意識付けを図る。平成 27 年度は、1年次～5年次までの 175 人を対象に実習を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・地域枠医学生の地域医療機関への体験実習 175 人	
アウトプット指標（達成値）	・地域の医療機関における実習参加者数 11 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 体験実習を受けた医学生に対し、地域医療への意識付けを図ることができた。	
	（1）事業の有効性 実習参加者数は少なかったが、参加した学生からは、地域医療機関での実習体験は、非常に有意義との評価があったことから、当該事業により地域医療への意識付けを図ることができた。 （2）事業の効率性 医学生の体験実習に関するノウハウを持っている山梨大学医学部に対し助成することにより、効率的な事業の実施が図られた。	
その他	・実習参加者数は対象となる人数を目標値としているが、参加希望を募ったところ、想定していた参加者が集まらなかった。	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.15】 産科医等分娩手当支給事業	【総事業費】 73,904 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	分娩取扱医療機関	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・ 県内産科医師数は減少傾向にあり、現状の分娩取扱医療機関数を維持するためにも、産科医師の維持・確保が必要となる。	
	アウトカム指標： 産科医師等の処遇を改善し、定着を図る。	
事業の内容（当初計画）	・ 勤務環境が特に厳しい産科医師及び助産師の勤務条件を改善することにより継続的な維持・確保を図るため、産科医師等に対し分娩手当を支給する医療機関を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・ 医療機関 17 施設への手当支給	
アウトプット指標（達成値）	・ 医療機関 18 施設への手当支給	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 産科医師等の処遇が改善され、定着が図られている。	
	（１）事業の有効性 手当を支給する医療機関に対し助成することで、本県の産科医師の確保に資する事業である。 （２）事業の効率性 勤務環境が過酷とされる医師・助産師の確保及び勤務継続のため、当該医師に対する助成制度として効率性の高い（無駄のない）事業と考える。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.16】 NICU 入室児担当手当支給事業	【総事業費】 920 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	新生児担当手当を支給する医療機関	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・ 県内の新生児医療担当医師数は、充足しているとはいえず、新生児救急医療の維持・確保が課題となっている。	
	アウトカム指標： 新生児医療担当医師の処遇を改善し、定着を図る。	
事業の内容（当初計画）	・ 勤務環境が特に厳しい新生児医療担当医師の勤務条件を改善することにより継続的な維持・確保を図るため、新生児医療担当医師に対し手当を支給する医療機関を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・ 医療機関 1 施設への手当支給	
アウトプット指標（達成値）	・ 新生児担当手当支給医療機関数 1 施設に対し実施	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 新生児医療担当医師の処遇が改善され、定着が図られている。	
	（１）事業の有効性 手当を支給する医療機関に対し助成することで、本県の新生児医療担当医師の確保に資する事業である。 （２）事業の効率性 勤務環境が過酷とされる医師の確保及び勤務継続のため、当該医師に対する助成制度として効率性の高い（無駄のない）事業と考える。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.17】 産科医確保臨床研修支援事業	【総事業費】 8,800 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨大学	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・ 県内産科医師数が減少傾向にある中、新たな産科医師の確保が喫緊の課題となっている。	
	アウトカム指標： 後期研修医 2 人確保	
事業の内容（当初計画）	・ 地域で安心してお産ができる体制の整備に向け、産科医師を育成・確保するため、県内統一の産科後期研修プログラムの運営及び研修医の募集を支援する。 ・ 研修プログラムの運営に当たっては、若手医師の高度専門医療への志向に対応し、ハイリスク分娩等の高度な医療技術の修得ができるよう、他大学への短期派遣研修をプログラムに位置付けるとともに、産科医療技術を学ぶ講習会等を開催するなど若手医師の向上心等に訴求した研修医募集活動を行い、更なる産科医師の育成・確保を図る。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・ 後期研修医確保に向けた研修プログラム等への支援	
アウトプット指標（達成値）	・ 産科後期研修の新規受講者数 3 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 新たな産科医師が確保されたことにより、本県の産科・周産期医療提供体制の充実・確保が図られている。	
	（１）事業の有効性 本事業の実施により、毎年、数名の研修医が受講していることから、本事業は、産科医師の確保に有効と考える。 （２）事業の効率性 毎年度、研修内容の検証及び改善等を行っている事業であり、効率的に事業が執行されている。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 18】 小児救急医療体制確保事業（小児救急医療体制整備事業）	【総事業費】 45,907 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県小児救急医療事業推進委員会	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・県内の小児救急医は充足しているとはいえないため、休日及び夜間における小児の入院治療を必要とする重症患者の医療体制の維持・確保をする必要である。	
	アウトカム指標： 小児救急医の負担軽減、小児医療救急体制の充実	
事業の内容（当初計画）	・小児救急医の負担を軽減するため、小児科を標榜する病院等が輪番制により小児患者を受け入れることにより、休日・夜間の小児救急体制を整備するために必要な医療従事者確保に要する経費等を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・小児二次救急輪番体制の維持確保 参加病院数（現状 7 病院 → 目標 7 病院）	
アウトプット指標（達成値）	・小児二次救急輪番体制参加病院数 7 病院を維持・確保	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 休日及び夜間における小児医療救急体制の充実が図られている。	
	（１）事業の有効性 小児科を標榜する病院が輪番体制による小児患者を受け入れることにより、休日・夜間の小児救急体制を整備し、輪番体制を維持することができた。 （２）事業の効率性 県と県内全市町村で構成する山梨県小児救急医療事業推進委員会に委託することにより、効率的に事業を実施することができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.19】 小児救急医療体制確保事業（小児救急電話相談事業）	【総事業費】 21,029 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県（甲府市医師会委託）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・県内の小児救急医は充足しているとはいえず、小児救急医の負担軽減のため、休日・夜間等における不要・不急の受診の抑制を図る必要がある。	
	アウトカム指標： 小児救急医の負担軽減、小児医療救急体制の充実	
事業の内容（当初計画）	・地域における小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進し、県内どこでも患者の病状に応じた適切な医療が受けられるようにするとともに、休日・夜間等における不要・不急の受診の抑制を図ることにより小児救急医の負担軽減を図るため、小児患者の保護者等向けの専門の看護師による電話相談体制を整備する。 〔電話相談受付時間〕 毎日 ：午後 7 時～翌朝 7 時 土曜日：午後 3 時～翌朝 7 時 休日 ：午前 9 時～翌朝 7 時	
アウトプット指標（当初の目標値）	・継続的な小児救急電話相談の実施 (現状 年間 365 日 → 目標 年間 365 日)	
アウトプット指標（達成値）	・継続的な小児救急電話相談を実施	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 休日及び夜間における小児医療救急体制の充実が図られている。	
	（１）事業の有効性 県内において、患者の病状に応じた適切な医療が受けられるようにし、休日・夜間等における不要・不急の受診の抑制を図り、小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進することができた。 （２）事業の効率性 小児初期救急医療センター事業を実施する甲府市医師会に委託することにより、効率的に事業を実施することができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.20】 救急搬送受入支援事業	【総事業費】 64,091 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	最終受入医療機関	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	救急搬送においては、搬送先の医療機関が速やかに決定しない場合があるため、円滑な救急搬送受入体制を構築する必要がある。	
	アウトカム指標： 救急勤務医の負担軽減（救急患者受入要請回数の改善）、救急医療体制の充実	
事業の内容（当初計画）	患者の重症度や疾患に応じた適切な救急搬送を行うことにより、救急勤務医の負担軽減を図るため、患者の状況等に応じた搬送医療機関への搬送のルール化、最終受入医療機関の継続的な確保など、救急患者の受入体制を整備する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	最終受入医療機関の維持確保 (現状 6 施設 → 目標 6 施設)	
アウトプット指標（達成値）	最終受入医療機関数 6 施設を確保	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 救急勤務医の負担軽減（救急患者受入要請回数の改善）や救急医療体制の充実が図られている。	
	（１）事業の有効性 救急患者の搬送先医療機関が速やかに決定しない場合において、最終受入医療機関の継続的な確保により、患者の重症度や疾患に応じた適切な救急搬送を行うことができた。 （２）事業の効率性 患者の状況等に応じた搬送医療機関への搬送をルール化し、それに従い救急搬送を実施したことにより、効率的に事業を実施することができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.21】 二次救急医療体制確保事業	【総事業費】 3,209 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県（山梨県立大学委託）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・県内の二次救急病院は減少しているが、救急搬送者は増加している。看護師による速やかな院内トリアージを実施することにより医師負担の軽減を図り、救急医療に従事する医師を確保していく必要がある。	
	アウトカム指標： 二次救急医療に対応できる看護師の安定的確保	
事業の内容（当初計画）	・県内の二次救急病院に勤務する看護職員を対象に初期研修を実施し、トリアージナースの育成を図る。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・トリアージナース初期研修会の実施回数（年間 2 回）	
アウトプット指標（達成値）	・トリアージナース初期研修会の実施回数 年間 2 回 ・平成 29 年度まで事業を執行予定	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 二次救急医療に対応できる看護師の安定的確保が図られている。	
	（１）事業の有効性 県内の二次救急医療機関は減少傾向にあるが、県内においては救急医療に関する専門研修を実施する機関は無い。そのため、救急医療への理解を深め、従事する看護師を確保するために事業を実施する必要がある。 （２）事業の効率性 看護師の研修設備が整っており、救急医療に関する専門的な研究者が在籍する県立大学に委託することにより、効果的かつ効率的に事業を実施する事ができる。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.22】 災害医療従事者確保養成事業	【総事業費】 5,400 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県医師会	
事業の期間	平成 28 年 1 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・急激な医療ニーズの高まりによる混乱が予想される災害時において、迅速かつ的確に判断し行動することができる医療体制を構築するためには、災害医療従事者の確保や多職種間による連携強化が必要である。	
	アウトカム指標： 災害医療体制の強化	
事業の内容（当初計画）	・地域の救急・災害医療の提供体制確保のため、災害時等に対応できる医療従事者を計画的に養成する研修等の実施を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・災害医療に関わる多職種による会議の開催（年 2 回以上） ・JMAT としての活動を希望する医療従事者を対象とした研修会の開催（年 1 回以上）	
アウトプット指標（達成値）	・基金の内示時期の遅れ等が事業執行に影響し、28 年度からの事業開始となった。	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 医療従事者の災害医療に対する知識の向上や多職種間連携を促進し、災害医療体制の強化を図る。	
	（１）事業の有効性 災害医療従事者間で、災害時の病院支援、患者搬送といった調整方法の検討等を行うことで、平常時より顔の見える関係を構築できる。 また、研修会の実施により、災害時の対応力を身に付けた医療従事者が増えることで、災害時の医療体制の強化が図られる。 （２）効率性 多職種の災害医療従事者による会議において、災害時の連携強化に向けた検討に加え、実施する研修内容についての検討も行うことによって、より実災害の対応力強化に即した内容の研修会実施が見込まれる。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.23】 新人看護職員研修事業	【総事業費】 24,763 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県（山梨県立大学、山梨県看護協会委託）、各医療機関	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・医療機関において、看護職員が不足している中、新人看護職員に対しても質の高い看護が求められる。そのため、新人看護職員の研修の充実を図る必要がある。 アウトカム指標： 新人看護職員の臨床実践能力の獲得、看護の質の向上及び早期離職防止	
事業の内容（当初計画）	・看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、自施設での新人看護職員に対する臨床研修実施への支援を行うとともに、自施設では研修を完結できない小規模病院に対する新人看護職員を対象とした合同研修を実施する。さらに、実地指導者、新人看護師指導担当者等への研修の実施により、適切な研修実施体制を確保する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止を図るために実施した各研修の実施回数 ・多施設合同研修の実施 (7 日間) ・実地指導者研修の実施 (6 日間) ・新人看護職員卒後研修の実施 (16 病院) ・新人看護師指導担当者研修の実施 (3 日間)	
アウトプット指標（達成値）	・研修に参加した新人看護職員の臨床実践能力の獲得、適切な研修実施体制の確保 ・多施設合同研修の実施 (7 日間) ・実地指導者研修の実施 (6 日間) ・新人看護職員卒後研修の実施 (16 病院) ・新人看護師指導担当者研修の実施 (3 日間)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 新人職員の質の向上等、人材育成については 1 年以内の数値に現れないが、早期離職については、平成 27 年度の離職状況（H28 年度末集計予定）を勘案しながら評価する。 （1）事業の有効性 本事業により、大規模病院から中小規模病院まで、新人看護職員に対する臨床研修の実施に対する支援がなされ、看護の質の向上や安全な医療の確保が図られた。また、実地指導者や指導担当者に対する研修の実施により、より充実した研修体制が確保できた。 （2）効率性 実地指導者研修・多施設合同研修・新人看護師指導担当者研修について、研修に関するノウハウのある県立大学、県看護協会に委託することにより、効率的に事業を実施することができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.24】 看護職員資質向上推進事業	【総事業費】 9,506 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県、山梨県看護協会、山梨県立大学	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・ 医療機関において、看護職員が不足している中、各看護職員の資質の向上が求められる。そのため、職能別、復職支援等個々のニーズにあった研修を実施する必要がある。	
	アウトカム指標： 県内における看護の質の向上	
事業の内容(当初計画)	・ 看護職員の資質向上を図るため、認定看護師の養成、看護職の成長段階に合わせた専門分野別の研修、職能別特徴に照らし合わせた研修、潜在看護職員を含む有資格看護職者とした復職支援研修等の実施を支援する。	
アウトプット指標(当初の目標値)	・ 看護職員の資質向上を図るために実施した各研修の実施回数 ・ 看護職員専門分野研修の実施（認知症看護・緩和ケア 7 ヶ月間） ・ 看護職員実務研修の実施（3～5 日間） ・ 潜在看護職員復職研修事業（3～5 日間） ・ 看護職員実習指導者講習会の実施（39 日間）	
アウトプット指標(達成値)	・ 各研修対象者に対して研修を実施 ・ 看護職員専門分野研修の実施（認知症看護・緩和ケア 7 ヶ月間） ・ 看護職員実務研修の実施（28 日間（3～5 日×7 回）） ・ 潜在看護職員復職研修事業（3～5 日間） ・ 看護職員実習指導者講習会の実施（39 日間）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 病院看護職員離職率の低下 → 平成 27 年度の離職状況については、H28 年度末に取りまとめ予定の結果をもとに評価を行う。	
	（１）事業の有効性 本事業を通じ、看護職員がより専門的な知識や技術を習得でき、質の向上が図られた。また、復職研修の実施により、潜在看護職員の復職の支援がなされ、看護職員の確保が図られた。 （２）事業の効率性 認定看護師養成研修・看護職員実務研修・潜在看護職員復職研修・資質向上研修について、研修に関するノウハウのある県立大学、県看護協会に委託することにより、効率的に事業を実施することができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.25】 看護職員確保対策事業 （新卒看護職員U・Iターン就職促進事業）	【総事業費】 95 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・ 本県における看護職員数は依然として不足しており、医療機関での看護ニーズを満たしていない。新卒の看護職員の確保を図るために、県外で就学している学生に県内就業を意識づける必要がある。	
	アウトカム指標： 県内における看護職員の確保	
事業の内容（当初計画）	・ 看護職員の確保を図るため、他県で就学している本県出身の看護学生を中心に県内就職情報を積極的に発信し、インターンシップや病院説明会等への参加に繋げ、U・Iターン就職を促進する。 ・ 無料就職相談会の開催 ・ 学校訪問によるPR活動（本県出身の学生が在籍する養成所を訪問）	
アウトプット指標（当初の目標値）	・ 他県の学校訪問によるPR活動実施回数（30回）	
アウトプット指標（達成値）	・ 無料就職相談会の実施 年1回 ・ 学校訪問の実施 20校訪問 ・ 就職情報誌配布 県外20校、県内養成所、病院、高校等	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 県外から就業する病院看護職員数の増 → 平成27年度の離職状況については、H28年度末に取りまとめ予定の結果をもとに評価を行う。	
	（1）事業の有効性 本事業の実施により、県外で就学している看護学生に対して県内の病院の魅力や特性、就職情報などを発信することができた。 （2）事業の効率性 就職相談会の開催にあたり、県の合同就職相談会への参加や、ノウハウのあるナースセンター職員に協力を依頼し、効率的に就職情報等の発信ができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.26】 看護職員確保対策事業 （就業環境改善アドバイザー派遣事業）	【総事業費】 743 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・県内病院の看護職員の離職率は 8.67%（H26）であり、依然として高い現状である。各病院の中で、看護職員確保・定着促進に向けての対策を実施していく必要がある。	
	アウトカム指標： 県内における看護職員の確保及び看護の質の向上	
事業の内容（当初計画）	・看護の質の向上や職場環境・指導管理体制の改善を希望する病院に対して、アドバイザーを派遣し、現場の課題に応じた改善策の提案や改善に向けた助言等を行うことにより、魅力ある病院づくりを進め、看護職員の確保定着を図る。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・看護の質の向上や職場環境・指導管理体制の改善のためにアドバイザーを派遣した施設数及び回数（20 施設、80 回）	
アウトプット指標（達成値）	・各施設の要望に合ったアドバイザーを派遣 県内病院 15 施設 16 事業 計 63 回 （各施設における自己点検により事業効果を測定する）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 病院看護職員離職率の低下 → 平成 27 年度の離職状況については、H28 年度末に取りまとめ予定の結果をもとに評価を行う。	
	（1）事業の有効性 事業実施後評価において、施設評価及びアドバイザー評価とも、実施した 15 施設中 9 割以上の施設において、到達目標に「達成できた」または「ほぼ達成」との結果になり、施設から効果的であるとの評価が得られている。 （2）事業の効率性 派遣するアドバイザーの登録も 38 名とアドバイス内容も多岐にわたり、施設の課題に応じた対応を行うことができている。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.27】 看護職員確保対策事業（看護の心の健康相談事業）	【総事業費】 597 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県（山梨県看護協会委託）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・ 県内病院の看護職員の離職率は 8.67%（H26）であり、依然として高い現状である。看護職員離職予防・定着促進に向けて、専門職による相談が受けられる体制づくりが必要である。	
	アウトカム指標： 県内における看護職員の確保及び離職防止	
事業の内容（当初計画）	・ 心の健康相談を希望する県内の看護職員を対象に、仕事に関する悩み・不安を気軽に相談できるよう臨床心理士による相談窓口を設置し、心の悩みを解消し、離職防止に繋げる。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・ 就業継続のために実施した看護職の心の健康相談の実施回数（月 2 回）	
アウトプット指標（達成値）	・ 就業継続のための看護職の心の健康相談の実施 ・ 健康相談の計画的な実施 月 1 回（午前・午後）12 回 ・ 相談希望数及び健康相談者の継続就業状況	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 病院看護職員離職率の低下 → 平成 27 年度の離職状況については、H28 年度末に取りまとめ予定の結果をもとに評価を行う。	
	（1）事業の有効性 相談者も多く（申し込み 64 人、相談者数 53 人）、仕事に関する悩み等に対して、臨床心理士が対応することにより、心の悩みが解消でき、離職防止に繋がっている。 （2）事業の効率性 相談場所をナースセンターの相談室の他、地域の会場において実施するなど、相談者の利便性に配慮し、きめ細やかで効率的な事業を実施している。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.28】 看護職員確保対策事業（ナースバンク事業）	【総事業費】 1,414 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県（山梨県看護協会委託）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・医療機関において、看護職員が不足している中、県内病院の看護職員の離職率は 8.67%（H26）であり、依然として高い状況である。潜在看護職員の把握と再就業促進に係る取り組みの強化が必要。	
	アウトカム指標： 県内における看護職員の確保及び再就業促進	
事業の内容（当初計画）	・ナースセンターの機能強化に伴い、ナースバンク事業において、離職者等を含めた未就業者に対する就業支援を強化する。 （ナースバンク事業における第 5 次 N C C S 更新・運用等に要する経費）	
アウトプット指標（当初の目標値）	・ナースセンターの就業相談における就業者数 626 人（H26 度）→増加（H27 度）	
アウトプット指標（達成値）	・ナースセンターの就業相談における就業者数 （平成 27 年度）452 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 離職時の届出制度が施行されたことから（届出者 279 人（平成 28 年 7 月 31 日現在））、本制度を活用し再就業支援者数の結果をもとに評価を実施した。	
	（１）事業の有効性 前年度より就業者数が減少したが、多くの看護職の就業に結びつき、県内医療機関等の看護職員の確保につながった。 （２）事業の効率性 医療機関等や労働関係部署とも連携を図る中で、ナースセンターの周知を図り、求人や求職に繋げた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.29】 看護職員確保対策事業 （ナースセンター・ハローワーク連携相談支援事業）	【総事業費】 1,003 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県（山梨県看護協会委託）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・医療機関において、看護職員が不足している中、県内病院の看護職員の離職率は 8.67%（H26）であり、依然として高い状況である。潜在看護職員の把握と再就業促進に係る取り組みの強化が必要。	
	アウトカム指標： 県内における看護職員の確保、再就業促進	
事業の内容（当初計画）	・地域の実情に応じた看護職員の離職防止対策を始めとした総合的な看護職員確保対策を支援する。 ・潜在看護職員の再就業を効果的に進めるため、ナースセンターと公共職業安定所（ハローワーク）が連携し、情報共有を行うとともに、ハローワークを巡回し就業相談を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・潜在看護職員の再就業促進のため、ハローワークにて実施した就業相談の実施回数（県内 7 箇所 月 1 回）	
アウトプット指標（達成値）	・計画的な就業相談の実施 県内 7 ハローワーク、月 1 回程度実施 就業相談の実施数：82 回、相談者数：84 人、再就業者数：28 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 平成 28 年末集計予定の県内医療機関に対する需要実態調査をもとに評価を行う。	
	（１）事業の有効性 認知度の高いハローワークと連携することにより、ナースセンターの知名度の向上に結びつくとともに、地域において実施することによって、相談者の利便性の向上に繋がった。 （２）事業の効率性 訪問日を「木曜日」と決め、定期的に巡回することにより、相談者に相談日の周知を図ることができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.30】 看護師等養成所運営費補助事業	【総事業費】 94,953 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	民間立看護師養成所（3 施設）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・本県における看護職員数は依然として不足しており、医療機関での看護ニーズを満たしていない。県内医療機関に看護職員を安定的に供給するために、看護師等養成所の運営を支援する必要がある。	
	アウトカム指標： 県内における看護職員の確保及び看護の質の向上	
事業の内容（当初計画）	・看護師等養成所における教育内容の向上を図ることにより、質の高い看護師等を養成するため、専任教員の配置や実習経費など養成所の運営を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・看護師等養成所における教育内容の向上を図るために当該補助により看護師等養成を行った施設数（3 施設）	
アウトプット指標（達成値）	・専任教員配置、実習経費等により教育内容の向上を図った養成所数（3 施設）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 養成所等卒業生県内就業率の向上 69.9%（H22 年 3 月）→ 71.4%（H28 年 3 月）	
	（1）事業の有効性 養成所の運営に対する支援により、看護師等養成所入学者の安定的な確保、看護職養成の段階における質の高い教育の実施がなされ、教育内容の向上が図られた。さらに、看護師養成所卒業生の県内就業へ結び付けることができた。 （2）事業の効率性 養成所運営費の支援と併せて、各養成所の教務主任等との情報交換会を実施し、教育内容の質の向上がより効率的に図られた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.31】 病院内保育所運営費補助事業	【総事業費】 45,099 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	院内保育所を設置する民間医療機関	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・県内病院の看護職員の離職率は 8.67%（H26）であり、依然として高い状況である。看護職員は勤務時間が不規則であり、育児との両立が難しく、離職するケースが多い。勤務環境を整備することにより、看護職員の確保を図る必要がある。	
	アウトカム指標：県内における看護職員の確保、離職防止、再就業促進	
事業の内容（当初計画）	・医療従事者の勤務環境の改善を図ることにより離職防止及び再就業を図るため、勤務環境の改善を行う医療機関のうち、院内保育所の運営により改善を進める民間医療機関の取組を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・勤務環境を改善し、医療従事者の離職防止及び再就業促進を図るために当該補助により院内保育所を運営した施設数（6 施設）	
アウトプット指標（達成値）	・院内保育所運営により計画的な勤務環境改善を図る民間医療機関数（6 施設）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 病院看護職員離職率の低下 → 平成 27 年度の離職状況については、H28 年度末に取りまとめ予定の結果をもとに評価を行う。	
	（1）事業の有効性 本事業の実施により、女性職員をはじめとした医療従事者の勤務環境の改善が図られ、離職防止や再就業促進に効果があった。 （2）事業の効率性 他の看護職員離職防止事業と併せて実施しており、より効率的に勤務環境の改善が図られた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.32】 看護職員就労環境改善事業	【総事業費】 106 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・ 県内病院の看護職員の離職率は 8.67%（H26）であり、依然として高い状況である。多職種連携や多様な働き方等による勤務環境改善や医療提供体制等最新の動向について学び、各立場で取り組めることについて考える機会とする。	
	アウトカム指標：研修実施による看護業務の効率化及び勤務環境の改善	
事業の内容（当初計画）	・ 医療施設における看護職員の就労環境改善のための体制の検討を促進するため、看護管理者的業務に従事している者を対象に、短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や職場環境改善、雇用の質の向上等に関する研修を行うとともに、最新の取組事例などの情報を提供する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・ 多様な勤務形態等の導入や看護業務の効率化・職場風土改善に関する研修会の実施回数（1 回）	
アウトプット指標（達成値）	・ 多様な勤務形態等の導入や職場環境改善、雇用の質の向上（ワーク・ライフ・バランス）等に関する研修の開催 1 回 （研修会開催時のアンケート調査により事業評価を実施）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 病院看護職員離職率の低下 → 平成 27 年度の離職状況については、H28 年度末に取りまとめ予定の結果をもとに評価を行う。	
	（1）事業の有効性 アンケート回答者のうち 9 割を超える参加者から「とても参考になった」または「参考」になったとの回答結果が得られ、看護管理者として勤務環境改善に生かせる研修となった。 （2）事業の効率性 各病院・診療所の管理者等が参加する医療安全の研修会と合同で開催し、医療事故防止と併せ看護師等が健康で安心して働くことができる環境の整備について、医療機関全体で取り組むことができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.33】 医療施設勤務環境改善設備整備事業	【総事業費】 345,523 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成 28 年 1 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・県内病院の看護職員の離職率は 8.67%（H26）であり、依然として高い状況である。医療事故の未然防止を図ることで、看護職員が抱える心理的負担を軽減し、看護職員の確保を図る必要がある。	
	アウトカム指標： 看護業務の効率化、勤務環境の改善及び医療安全の確保	
事業の内容（当初計画）	・病棟の効率的運営による医療従事者の負担軽減や医療安全の確保を図るため、医療機器に連動したナースコールシステムや離床センサーの整備に対して助成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・ナースコールの整備等により勤務環境及び医療提供体制の改善を図る医療機関数（13 施設）	
アウトプット指標（達成値）	・平成 28 年度に事業完了予定	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 病院看護職員離職率の低下 → 本事業は、平成 28 年度に完了予定であるため、事業完了後に評価を行う。	
	（1）事業の有効性 病棟の効率的運営による医療従事者の負担軽減や医療安全の確保を図るため、医療機器に連動したナースコールシステムや離床センサーを整備する必要がある。 （2）事業の効率性 平成 28 年度中の事業完了に向け、効率的に事業を実施する予定である。	
その他		

3. 事業の実施状況 【介護分】

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業	
事業名	【No.12】 山梨県介護施設等整備事業	【総事業費】 141,839 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活を継続できる体制の構築を図る。	
	アウトカム指標:65 歳以上人口 10 万人あたり地域密着型サービス施設等の定員総数 950 人	
事業の内容（当初計画）	①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。	
	整備予定施設等	
	地域密着型特別養護老人ホーム:58 床 (2 カ所)	
	認知症高齢者グループホーム:18 床 (1 カ所)	
	小規模多機能型居宅介護事業所:29 人／月分 (1 カ所)	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護:1 カ所	
	②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備等を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。 ○地域密着型特別養護老人ホームの増:1139 床 (41 カ所)→1197 床 (43 カ所) ○認知症高齢者グループホーム:948 床 (67 カ所)→966 床 (68 カ所) ○小規模多機能型居宅介護事業所の増:579 人／月分 (24 カ所)→608 人／月分 (25 カ所) ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 5 カ所→6 カ所	
アウトプット指標（達成値）	○地域密着型特別養護老人ホームの増:1139 床 (41 カ所)→1168 床 (42 カ所)	

事業の有効性・効率性	指標:65 歳以上人口 10 万人あたり地域密着型サービス施設等の定員総数は 949 人から 942 人に減少した。 (減少した理由) ・施設整備計画のうち、地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護各 1 カ所の整備は、事業者が選定されず、平成 28 年度に再募集を行うこととしたこと ・65 歳以上の高齢者の平成 27 年 4 月から平成 28 年 4 月の伸び率が、同期間の施設整備の伸び率を上回ったこと (1) 事業の有効性 65 歳以上人口 10 万人あたり地域密着型サービス施設等の定員総数は、949 人から 942 人に減少したが、地域密着型特別養護老人ホーム 1 カ所が整備されたこと、未実施の施設整備計画については平成 28 年度に再募集を行い事業が実施される見通しであることから、高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活を継続できる体制が着実に整備されている。 (2) 事業の効率性 建設工事発注等の方法や手続について県公共事業に準じた手続きにより施設整備が行われ、調達の公平性、効率化が図られた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.34】 介護職員確保定着促進事業	【総事業費】 10,544 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：介護労働安定センター山梨支部）、先駆的に職場環境改善を実践する介護保険施設	
事業の期間	平成 27 年 9 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	・介護の質の向上及び離職防止を図るため、介護職員の確保・定着に向けた総合的な取り組みを実施する。 ・やまなし・介護の魅力発信委員会の設置 ・事業者団体の推薦者、認知症研修講師、介護福祉士養成校の関係者等により構成し、モデル給与規定・モデル就業規則の検討、認定施設、スキルアップ拠点施設の選定等を行う。 ・介護人材育成認証制度の創設等 ・処遇改善や職場環境の改善を実践する施設を認定、その取り組みを紹介 ・「モデル給与規程」「モデル就業規則」等を作成、普及 ・スキルアップ拠点施設（仮称）の選定等 ・先進的施設を拠点施設として選定し、当該施設の職員を中心として、実習受入・地域開放、訪問指導等を実施	
アウトプット指標（当初の目標値）	・委員会の開催 各年度 3 回 ・介護人材育成に関する優良施設の認定 各年度 12 施設 ・スキルアップ拠点施設の指定 各年度 2 施設	
アウトプット指標（達成値）	・委員会の開催 平成 28 年度 3 回 ・介護人材育成に関する優良施設の認定 平成 28 年度 12 施設 ・スキルアップ拠点施設の指定 平成 28 年度 2 施設	

事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 ・やまなし介護の魅力発信委員会を開催し、「介護サービス事業所・施設のモデル給与規程・モデル就業規則」を作成したところであり、次年度以降の普及を図ることにより、施設等における導入促進が期待される。 ・また、先駆的に職場環境改善を実践する 12 施設を認定したところであり、今後の取組内容の周知を図ることにより、働きやすい職場づくりや介護の仕事のイメージアップに繋げることができる。 ・スキルアップ拠点施設を 2 施設指定し、他施設職員の研修受講を受け入れるなど、介護の質の向上を図るとともに、介護の魅力を地域に向けて発信することができた。 (2) 事業の効率性 ・やまなし介護の魅力発信委員会の開催にあたり県庁内会議室を使用したほか、委託先において資料印刷などの経費節減を図り、効率的な事業執行に努めた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.35】福祉・介護の仕事の魅力発信事業（介護の魅力 ～「深さ」と「楽しさ」～の発信）	【総事業費】 2,001 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	福祉・介護の仕事の魅力を広く発信し、福祉・介護の仕事に関するイメージアップと理解の促進を図るため、福祉・介護の仕事への理解を深めてもらう講演会や、先進的な事業を展開している介護事業所や NPO など働く職員による介護体験などをテーマとしたシンポジウム、介護体験、福祉・介護に関する展示・相談ブースの設置等のイベントを開催する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・イベントの開催 1 回、参加目標者数 150 名	
アウトプット指標（達成値）	・福祉・介護のしごとシンポジウム 日時：平成 27 年 11 月 15 日（日）13:00～16:30 会場：イオンモール甲府昭和 イオンホール 参加者：134 名	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 介護の日に合わせて、広く県民に対し、福祉・介護の仕事の魅力について、幅広く情報発信することにより、福祉・介護への理解を深め、将来に亘る福祉・介護人材の雇用の継続、確保が期待される。 （２）事業の効率性 イベントの周知を広く一般県民に行うと同時に、養成学校や介護事業所など関係機関にも行うことで、多くの興味ある県民に対し効率的に事業周知ができた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.36】 福祉・介護人材確保対策情報発信事業	【総事業費】 925 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	中学生・高校生をはじめとする一般県民を対象に、福祉・介護の仕事の魅力を発信するため、各種広報媒体を利用した一体的な広報を展開する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・PR 用クリアファイルの作成 15,000 枚 ・テレビ CM の放送 15 秒 CM×2 回 ・新聞広告 2 回	
アウトプット指標（達成値）	・PR 用クリアファイルの作成 7,500 枚 ・テレビ CM の放送 15 秒 CM 32 本 ・新聞折込チラシ 9 回 385,500 部	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 福祉・介護に興味のある方には、クリアファイルに事業内容を含むチラシを挟んで周知し、テレビや新聞折込では、広く一般県民向けの内容で周知することで、福祉・介護人材の認知度向上に繋がった。 （２）事業の効率性 新聞折込チラシを事業ごとに配布地域を変えるなど、委託先において、効率的な事業執行に努めている。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.37】 職場体験事業	【総事業費】 3,345 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）	
事業の期間	平成 27 年 9 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	高校生・大学生をはじめ、他分野からの離職者、主婦層、高齢者層等の福祉・介護分野への参入を促進するため、実際に介護現場で介護の仕事を体験することにより、福祉・介護の仕事の魅力ややりがいを学んでもらう。	
アウトプット指標（当初の目標値）	職場体験実施者 H27 年度 100 人、H28 年度以降各年度 50 人（体験日数 毎年 2 日）	
アウトプット指標（達成値）	職場体験実施者 21 人 体験日数 延べ 47 日	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 実際の福祉・介護職場を体験することにより、他分野からの離職者等が、魅力ややり甲斐を感じて、福祉・介護分野への就業を選択することが期待される。 （２）事業の効率性 再就労者支援事業と共通の受入登録事業所を活用することで、より効率的に事業が執行された。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.38】 基準緩和型訪問サービス従事者等養成研修会開催事業	【総事業費】 1,941 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	平成 27 年 9 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	・新しい総合事業において実施する基準緩和型の訪問サービス及び生活支援サービスの従事者を養成するため、次の研修会を実施する。 (1) 事業者・NPO に対する新しい総合事業参入に向けた研修会 (2) 基準緩和型の訪問サービスに係る従事者養成研修会 (3) 広域的な移動サービス・配食サービスに係る従事者養成研修会	
アウトプット指標（当初の目標値）	(1) 受講者数：年間 150 人 (2) 受講者数：年間 50 人 (3) 受講者数：年間 50 人	
アウトプット指標（達成値）	(1) 受講者計 159 人 (2) 受講者 15 人 (3) ・移動サービス従事者養成研修会 受講者 41 人 ・配食サービス従事者養成研修会 受講者 40 人 計 81 人	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 各種研修会の開催により、新しい総合事業への関心を高め理解が深まるとともに、一定の専門的知識を学ぶ場となったことにより、今後の各市町村における多様なサービスによる多様な担い手の確保につながることが期待される。 (2) 事業の効率性 県内市町村の総合事業への準備状況等を踏まえながら県が直接企画・実施し、効率的な執行に努めた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.41】 求人・求職のマッチング機能強化事業	【総事業費】 9,697 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（山梨県社会福祉協議会）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	・キャリア支援専門員の配置 2 名配置 ・求職者支援活動（ハローワーク訪問活動） ・求人・求職開拓活動	
アウトプット指標（当初の目標値）	福祉・介護職の入職への人材確保を図るとともに、求職者の多様なニーズに伴う就労条件を把握し、きめ細かなマッチングを行い、人材定着を支援する。 ・マッチングによる雇用創出目標数 33 名	
アウトプット指標（達成値）	・マッチングによる就労者数 18 名	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 ハローワーク内における就職セミナーの開催や、地域のニーズを反映した地域別就職相談会の実施、また民間企業が実施する就職フェアへのブースの出展など、きめ細やかな支援を行うことにより、福祉・介護人材の確保が期待される。 （２）事業の効率性 ハローワークと共催で就職セミナーや社会福祉施設見学会を実施するなど、効率的な事業執行に努めている。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.42】 福祉・介護人材キャリアパス支援事業	【総事業費】 14,726 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）	
事業の期間	平成 27 年 9 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	・キャリアパス支援研修 ・キャリア形成技術指導事業 ・研修事業専門員の配置 1 名	
アウトプット指標（当初の目標値）	福祉・介護職員等へのキャリアパスを支援するとともに、定着促進を図る。 ・職員育成キャリアパス支援研修受講修了目標数 680 人 ・キャリア形成技術指導事業受講修了者 300 人	
アウトプット指標（達成値）	・職員育成キャリアパス支援研修受講者 324 人 ・キャリア形成技術指導事業受講者 104 人	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 就労年数や職域階層等に応じた知識や技術等を習得し、キャリアパス、スキルアップを促進するための研修を実施することで、福祉・介護人材の安定的な定着を図ることが期待される。 （２）事業の効率性 研修対象となる職員別に研修を実施することにより、事業を効率よく実施された。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.43】 介護職員等医療的ケア研修事業	【総事業費】 6,444 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：優和福祉専門学校）	
事業の期間	平成 27 年 5 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	特別養護老人ホームや介護老人保健施設、グループホーム等の介護職員等に、たんの吸引・経管栄養等医行為について、国が定める一定の研修（第一号・第二号研修）を実施し、医療的ケアのニーズに対応可能な人材の確保とサービスの質の向上を図り、介護基盤を強化する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・指導者養成講習 80 名×1 回 講義・演習 1.5 日 ・基本研修 60 名×1 コース 講義 50 時間 筆記試験・演習 2 日間及び評価 ・実地研修 60 名×1 コース 事業所内での実習（約 3 か月間） ・医療的ケア検討委員会 検討委員会 2 回、研修部会 1 回	
アウトプット指標（達成値）	・指導者養成講習 開催回数 1 回 受講者数 47 人 ・基本研修 開催回数 1 コース 受講者数 51 人 ・実地研修 開催回数 1 コース 修了者数 31 人 ・医療的ケア検討委員会 検討委員会 2 回、研修部会 1 回	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 高齢者や障害者に対して適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成することにより、痰の吸引や経管栄養を安全に実施する体制整備が図られた。 また、医療的ケア検討委員会により、研修水準の向上や職場内における安全管理体制の確保等、安全・安心な医療的ケアの実施体制の基盤整備が図られた。 （２）事業の効率性 研修受講要件を設ける等、修得した技術をすぐに現場で有効に実践できる介護職員等を養成できるよう、委託先において効率的に研修が実施された。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.44】 介護支援専門員資質向上事業	【総事業費】 99,527 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	(1) 山梨県（委託先：山梨県介護支援専門員協会） (2)・(3) 山梨県（指定研修実施機関：山梨県社会福祉協議会）	
事業の期間	(1) 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 (1) 以外 平成 28 年 1 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	(1) 介護支援専門員実務従事者基礎研修事業 実務就業後 1 年未満の介護支援専門員を対象に、ケアマネジメントプロセスやケアプラン作成等の技術習得等を中心とした研修を実施することにより、効果的に初任段階の介護支援専門員の実務能力の向上を図る。 (2) 介護支援専門員更新研修（法定研修）事業 介護支援専門員証の有効期限が 1 年未満に満了する者を対象に、研修受講の機会を確保することにより、ケアマネジメントについて再度必要な視点や手法を習得し、専門職としての能力の保持と向上を図る。 (3) 介護支援専門員専門研修（法定研修）事業 ①実務就業後 6 か月以上の介護支援専門員（専門研修Ⅰ）、②就業後 3 年以上の介護支援専門員（専門研修Ⅱ）を対象に、各々のキャリアに応じたケアマネジメントプロセスの再確認や社会資源・各サービスの特性等の理解を深め、高齢者の自立支援に資するサービス提供を行うために必要な研修を実施し、専門職としての能力の向上を図る。 (4) 介護支援専門員実務研修（法定研修）事業 介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者に、ケアマネジメントに関する基本を習得し、多職種と協働・連携しながら専門職としての役割を果たせるよう能力の向上を図る。	

	(5) 介護支援専門員再研修（法定研修）事業 介護支援専門員証の有効期間が失効している者が、再度実務に従事するため、ケアマネジメントに関する基本を再認識し、多職種と協働・連携しながら専門職としての役割を果たせるよう能力の向上を図る。
アウトプット指標（当初の目標値）	(1) 介護支援専門員実務従事者基礎研修事業 ・実施回数 1 コース・受講人数 70 名 (2) 介護支援専門員更新研修（法定研修）事業 ・実施回数 各年度 1 コース・受講人数 各年度 35 名 (3) 介護支援専門員専門研修（法定研修）事業 ・実施回数 各年度・各研修 1 コース ・受講人数 専門研修Ⅰ H27 年度 130 名 H28 年度以降各年度 110 名 専門研修Ⅱ H27 年度 300 名 H28 年度以降各年度 280 名 (4) 介護支援専門員実務研修（法定研修）事業 ・実施回数各年度 1 コース ・受講人数各年度 210 名 (5) 介護支援専門員再研修（法定研修）事業 ・実施回数各年度 1 コース ・受講人数各年度 40 名
アウトプット指標（達成値）	(1) 介護支援専門員実務従事者基礎研修 実施回数 1 コース 受講人数 80 人 (2) 介護支援専門員更新研修 実施回数 1 コース 受講人数 39 人 (3) 介護支援専門員専門研修 専門研修Ⅰ 実施回数 1 コース 受講人数 119 人 専門研修Ⅱ 実施回数 1 コース 受講人数 260 人 (4) 介護支援専門員実務研修 実施回数 1 コース 受講人数 122 人 (5) 介護支援専門員再研修 実施回数 1 コース 受講人数 50 人
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 地域包括ケアシステムの中で、自立支援に資するケアマネジメントが実践できる介護支援専門員を養成することができた。 (2) 事業の効率性 各経験熟度に応じた研修を実施し、指定研修実施機関において実践能力を高める研修実施が効率的に行われた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.45】 代替要員の確保による現任介護職員等の研修支援事業	【総事業費】 28,228 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県、年間研修計画に基づき介護職員を研修に参加させた介護保険施設等	
事業の期間	平成 27 年 9 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	複雑化・高度化する介護ニーズ等に対応する介護職員を育成するため、介護保険施設等が年間研修計画に基づき、資質向上及びキャリアアップ等を目的とした研修に介護職員を参加させる場合に、代替要員確保等のための支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・ 申請件数 62 件	
アウトプット指標（達成値）	・ 公益財団法人介護労働安定センター山梨支部に、介護サービス事業者等への事業周知、事業者等の研修・代替職員雇用計画の受理、相談業務を委託。 ・ 山梨県現任介護職員等研修支援助成金の創設、助成金の支給 助成金支給件数 8 件	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 代替職員の雇用や研修計画の作成にあたっての相談援助業務を、公益財団法人介護労働安定センター山梨支部に委託することにより、助成金の支給にとどまらず、介護サービス事業所の雇用環境改善、介護サービスの質の向上にも資することになり、事業の有効性が認められる。 （２）事業の効率性 県内の介護サービス事業者に精通している公益財団法人介護労働安定センター山梨支部に事業の一部を委託することにより、効率的な事業の周知等が図られた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.46】 再就労者支援事業	【総事業費】 501 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	求人・求職マッチング機能強化事業及び、福祉・介護キャリアパス支援事業と組み合わせて実施することにより、求職者・求人事業者にとって効率の良いプログラム実施を目指す。 対象人数 15 人程度見込	
アウトプット指標（当初の目標値）	対象人数 15 人程度	
アウトプット指標（達成値）	再就労者職場復帰プログラム実施人数 7 人	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 潜在的有資格者の求職者を対象に、個別の状況に応じた講習、実習等を組み合わせた職場復帰プログラムを実施することで、有資格者の再就労に繋がっている。 （２）事業の効率性 職場体験事業の受入登録事業所を活用することにより、事業を効率よく実施した。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.47】 認知症地域医療支援事業	【総事業費】 1,990 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（（1）は国立研究開発法人国立長寿医療研究センターに委託、（2）・（3）の一部は山梨県医師会に委託）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう地域包括ケアシステムの構築を進める必要がある。	
	アウトカム指標：地域包括ケアシステムの構築の推進	
事業の内容（当初計画）	地域における認知症医療支援体制の充実を図るため、次の事業を行う。 （1）認知症サポート医の養成 （2）認知症サポート医フォローアップ研修 （3）かかりつけ医等認知症対応力向上研修 （4）病院勤務における医療従事者向け認知症対応力向上研修	
アウトプット指標（当初の目標値）	（1）養成数 10 名 （2）受講者数 36 名 （3）受講者数 140 名 （4）3 病院（各 50 名）	
アウトプット指標（達成値）	（1）養成数 11 名 （2）受講者数 24 名 （3）受講者数 医師 92 名 その他職員 122 名 （4）3 病院 332 名	
事業の有効性・効率性	（1）事業の有効性 医療従事者の認知症対応力の向上を図ることにより、認知症の人が適切な治療を受けながら、住み慣れた地域で生活できる体制の構築を図ることが期待されている。 （2）事業の効率性 一部委託、また関係機関の協力を得て開催することにより、効率的な執行に努めた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.48】 認知症初期集中支援チーム員研修事業	【総事業費】 2,800 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：国立長寿医療研究センター）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう地域包括ケアシステムの構築を進める必要がある。	
	アウトカム指標：地域包括ケアシステムの構築の推進	
事業の内容（当初計画）	市町村等が実施する初期集中支援推進事業に関わるチーム員としての知識・技術を習得することを目的とした研修を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	受講者数 26 市町村+9 地域包括支援センター（委託）×2 名=70 名	
アウトプット指標（達成値）	初期集中支援チーム員研修受講者数 15 名（9 市町村）	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 認知症初期集中支援チーム員の要件である研修を受講することにより、各市における認知症の人やその家族に早期に関わる初期支援チームが設置でき、早期相談・早期対応に向けた支援体制の構築を図ることが期待されている。 （２）事業の効率性 認知症ケアの専門機関である国立長寿医療研修センターに委託することにより、事業を効率よく実施できた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.49】 認知症地域支援推進員研修事業	【総事業費】 2,048 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：認知症介護研究・研修東京センター）	
事業の期間	平成 27 年 9 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう地域包括ケアシステムの構築を進める必要がある。	
	アウトカム指標：地域包括ケアシステムの構築の推進	
事業の内容（当初計画）	市町村等に配置された（又は配置予定の）認知症地域支援推進員がその役割を担う知識・技術を習得することを目的とした研修を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	受講者数 地域包括支援センター数×1 名＝35 名	
アウトプット指標（達成値）	認知症地域支援推進員研修受講者数 24 名	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 研修を受講することで、各市町村や地域包括支援センターに配置された認知症地域支援推進員の質の向上が図られ、各地域における認知症の人に対して効果的な支援が行われる連携体制や認知症ケアの向上にむけた取り組みが促進された。 （２）事業の効率性 認知症支援の専門機関である認知症介護研究・研修東京センターに委託することにより、事業を効率よく実施できた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.50】 認知症対応型サービス事業者等研修事業	【総事業費】 2,754 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（（１）～（３）及び（５）は山梨県社会福祉協議会に委託、（４）は認知症介護研究・研修大府センターに委託）	
事業の期間	（１）～（３）平成 27 年 10 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 （４）平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日（委託先の日程による） （５）平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう地域包括ケアシステムの構築を進める必要がある。	
	アウトカム指標：地域包括ケアシステムの構築の推進	
事業の内容（当初計画）	（１）認知症対応型サービス事業者開設者研修事業 認知症介護サービス事業開設者に対して、開設者としてサービス事業を管理・運営していくための知識・技術の習得を目的とするための研修を実施する。 （２）認知症対応型サービス事業者管理者研修事業 認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び複合型サービス事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術の習得を目的とするための研修を実施する。 （３）小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修事業 小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所の計画作成担当者となる者が、小規模多機能型居宅介護計画を適切に作成する上で必要な知識・技術の習得を目的とするための研修を実施する。 （４）認知症介護指導者養成研修事業（フォローアップ研修） 認知症介護指導者に対し、最新の認知症介護に関する高度な専門的知識及び技術を習得させるとともに、高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の向上を図るため研修を実施する。 （５）認知症介護基礎研修事業 認知症ケアに携わる者が、その業務を遂行する上で必要な基礎的な知識・技術を身につけ、チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供が行うことができるようにするための研修を実施する。	

アウトプット指標（当初の目標値）	（１）認知症対応型サービス事業者開設者研修事業 ・実施回数 各年度１コース（講義・演習 ２日間） ・受講者数 H27年度 20名 H28年度以降各年度 10名 （２）認知症対応型サービス事業者管理者研修事業 ・実施回数 各年度１コース（講義・演習 ２日間） ・受講者数 H27年度 30名 H28年度以降各年度 40名 （３）小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修事業 ・実施回数 各年度１コース（講義・演習 ２日間） ・受講者数 各年度 20名 （４）認知症介護指導者養成研修事業（フォローアップ研修） ・受講者数 各年度・指導者 2名（講義・演習 5日間） （５）認知症介護基礎研修事業 ・実施回数 各年度１コース（講義・演習 １日間） ・受講者数 各年度 72名
アウトプット指標（達成値）	（１）認知症対応型サービス事業者開設者研修事業 ・平成 27 年度実施回数 １コース・修了者数 ５名 （２）認知症対応型サービス事業者管理者研修事業 ・平成 27 年度実施回数 １コース・修了者数 55名 （３）小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修事業 ・平成 27 年度実施回数 １コース・修了者数 11名 （４）認知症介護指導者養成研修事業（フォローアップ研修） ・平成 27 年度 修了者数 １名
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 認知症介護の専門的な知識・技術を修得し、質の高い介護サービスを提供するための人材の育成、確保が図られた。 （２）事業の効率性 受講者への受講に関する必要事項の事前連絡や、少人数でのグループワークを取り入れる等、研修目的が達成できるよう効率的な実施に努めた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.51】 地域包括支援センター職員研修事業	【総事業費】 1,460 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	平成 27 年 9 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう地域包括ケアシステムの構築を進める必要がある。	
	アウトカム指標：地域包括ケアシステムの構築の推進	
事業の内容（当初計画）	地域包括支援センター職員を対象とした次の研修を実施する。 (1)新任者研修 (2)現任者研修	
アウトプット指標（当初の目標値）	・受講者数 (1)新任者研修 年間 37 人 (2)現任者研修 年間 70 人	
アウトプット指標（達成値）	受講者 (1)新任者研修 年間 37 人 (2)現任者研修 年間 70 人 研修会の開催回数 2 回	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 新任研修会では、在職 1 年未満の職員に対して、基本的知識を伝達することができ、地域包括支援センターの役割の理解につながった。 現任者研修では、総合事業について基本的なところを地域包括支援センター職員以外の課にも研修を受けてもらうことで地域包括ケアの体制整備が図られた。 （２）事業の効率性 市町村の抱えている課題の整理と講師の打ち合わせを積極的に行い、研修を通して効率的に伝達することに努めた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.52】 地域包括ケア推進アドバイザー派遣等事業	【総事業費】 1,543 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう地域包括ケアシステムの構築を進める必要がある。	
	アウトカム指標：地域包括ケアシステムの構築の推進	
事業の内容（当初計画）	地域ケア会議の推進を図るための市町村へのアドバイザー派遣、研究会の開催を行う。 (1) 県内全市町村における効果的な推進を目指し、市町村の実情に対応したアドバイザー（県内大学教授等 6 人）を派遣 (2) 地域ケア会議を実践する中での課題の整理や対応策の検討を行うため、アドバイザー・市町村等をメンバーとする研究会を開催	
アウトプット指標（当初の目標値）	(1) アドバイザー派遣回数 80 回（17 市町村に 4 回程度） (2) 研究会開催回数 3 回	
アウトプット指標（達成値）	(1) アドバイザー派遣回数 17 市町派遣 延べ 95 回派遣 (2) 研究会開催回数 3 回	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 各市町村の地域ケア会議の推進が図られた。 (2) 事業の効率性 講師の派遣日程を各市町村が行うことにより事業が効率よく実施できた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.53】生活支援コーディネーター養成 研修会開催事業	【総事業費】 1,134 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	平成 27 年 9 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう地域包括ケアシステムの構築を進める必要がある。	
	アウトカム指標：地域包括ケアシステムの構築の推進	
事業の内容（当初計画）	○ 各市町村が順次配置する生活支援コーディネーターの資質向上を図るための研修会を開催する。 ・1 日目 講義（介護保険制度等、生活支援サービスについて、コーディネーターの役割）、演習グループワーク ・2 日目 講義（生活支援ニーズの把握、地域課題の把握、資源開発）、演習・グループワーク	
アウトプット指標（当初の目標値）	・研修会開催 年間 1～2 回 ・コーディネーター養成研修受講者 毎年 60 人	
アウトプット指標（達成値）	・コーディネーター養成研修会開催 2 回開催（2 日間×2 回） 受講者 1 回目 77 人 2 回目 47 人	
事業の有効性・効率性	（1）事業の有効性 研修会の開催により、地域における生活支援体制整備の中心を担う生活支援コーディネーターやその候補者等の資質向上が図られ、事業の有効性が認められる。 （2）事業の効率性 県内市町村の総合事業や生活支援体制整備事業への準備状況等を踏まえながら県が直接企画・実施し、効率的な執行に努めた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.54】 地域ケア会議構築支援事業	【総事業費】 4,000 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	市町村、地域包括支援センター	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう地域包括ケアシステムの構築を進める必要がある。	
	アウトカム指標：地域包括ケアシステムの構築の推進	
事業の内容（当初計画）	個別事例のアセスメント力の向上や、個別事例から政策課題に繋げるための、又は多職種の連携を図るための研修や検討会の開催に対する助成	
アウトプット指標（当初の目標値）	・全ての市町村で地域ケア会議を実施 ・1 市町村で地域ケア会議の効果的、継続的な運営を図るための研修又は検討会を開催	
アウトプット指標（達成値）	1 市において補助金を活用して、地域ケア会議の推進が図られた。	
事業の有効性・効率性	（1）事業の有効性 1 市において補助金を活用して、地域ケア会議の推進が図られた。 （2）事業の効率性 補助先において、効率的な事業執行に努めた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.55】 市民後見人養成研修推進事業	【総事業費】 4,267 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	市町村（山梨市、大月市、南アルプス市、北杜市、笛吹市）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう地域包括ケアシステムの構築を進める必要がある。	
	アウトカム指標：地域包括ケアシステムの構築の推進	
事業の内容（当初計画）	市町村が実施する市民後見人養成研修及び市民後見人の支援体制構築に向けた取り組みに対し助成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	山梨市：市民後見人の養成から活動までの支援体制構築に向けた検討会の開催 大月市：市民後見人養成講座 南アルプス市：生活支援員・市民後見人養成講座、事例検討会、普及啓発研修会 北杜市：権利擁護体制研修会、市民後見人フォローアップ研修、啓発講演会 笛吹市：生活支援員・市民後見人養成講座、フォローアップ研修	
アウトプット指標（達成値）	5 市において、研修会、養成のための検討会及びフォローアップ研修等が次のとおり行われた。 山梨市：検討会 4 回 大月市：養成講座 9 日間 南アルプス市：養成講座 5 日間、支援体制検討会 3 回、研修会 2 回 北杜市：フォローアップ研修講義 1 日・現場実習 6 日間、専門職ネット ワーク会議 3 回 笛吹市：養成研修 4 日間、フォローアップ研修 2 日間、市民後見人候補者とのマッチング等	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 後見人の人材確保や本人に寄り添ったきめ細かな支援の必要性からこの事業の有効性が認められ、実施した 5 市においては、市民後見人を中心とした権利擁護人材の育成につながった。 （２）事業の効率性 補助先（5 市）において、効率的な事業の執行に努めた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.56】介護予防リハビリテーション専門職リーダー養成研修会開催事業	【総事業費】 1,252 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：県 PT 士会、県 OT 士会、県 ST 士会）	
事業の期間	平成 27 年 9 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう地域包括ケアシステムの構築を進める必要がある。	
	アウトカム指標：地域包括ケアシステムの構築の推進	
事業の内容（当初計画）	リハビリテーション専門職の PT、OT、ST に対し、市町村の介護予防等への協力を進めるためリーダーを養成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	3 士会合同介護予防リーダー養成研修会 年 1 回開催・受講者数 年間 100 名	
アウトプット指標（達成値）	研修会 1 回開催 （平成 28 年 3 月 6 日（日）午前 9 時 45 分～午後 5 時 10 分） 受講者数 72 人 {理学療法士（PT）22 人、作業療法士（OT）32 人、言語聴覚士（ST）18 人} 検討会の開催回数 3 回（PT 士会、OT 士会、ST 士会）	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 県が進めているリハビリテーションを活用した介護予防促進事業の推進役となることが期待されている。また、県内市町村で実施している地域リハビリテーションの現状や課題等を踏まえ、更に、職場内での市町村事業への協力者としての旗振り役として期待される。 （２）事業の効率性 県内の PT、OT、ST の 3 士会が合同で、検討段階から協議を図り、互いの情報交換など進め、効率的な執行に努めた。特に、委託先においても、研修ノウハウを活かし、効率的な事業執行を努めた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.57】 労働環境・処遇改善、人材育成力強化事業	【総事業費】 194 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	労働環境・処遇改善、人材育成力の強化の観点から、新人介護職員に対するエルダー・メンター制度等の導入を支援するための研修を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	職員定着化に向けた支援体制の構築と具体的な技法の習得・体得を目的とする。 ・研修受講目標数 30 人	
アウトプット指標（達成値）	・研修受講者数 17 人	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 施設長や管理者を含む経営層を対象に、エルダー制度・メンター制度導入支援研修を実施することで、福祉・介護人材の定着促進が期待される。 （２）事業の効率性 キャリアパス事業のマネジメント研修と一緒に周知することで、効率的に受講者を募集することができた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.58】 介護ロボット導入支援事業	【総事業費】 1,000 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	介護ロボット導入計画に基づき介護ロボットを導入する介護事業所	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	介護施設の管理者等が雇用管理改善の一環として介護ロボット導入計画を策定して介護ロボットの導入を行う取り組みを支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	介護ロボットの導入数 10 機器	
アウトプット指標（達成値）	介護ロボットの導入実績 なし	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 当事業は現在技術開発途上の介護ロボットの導入を支援しようとする先駆的な取り組みであり、介護事業所も製品価格の推移など様子見の状態であるが、今後介護ロボットの技術開発の進展や低価格化などから、介護事業所の積極的な取り組みが期待できる。 （２）事業の効率性 介護事業所が実際に介護ロボットを手にとって、その効果を実感できるようにするため、介護ロボットのデモンストレーションの場を設け、事業への理解を深めてもらうなど、効率的な事業執行に努めている。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.59】 介護事業所内保育所運営費補助事業	【総事業費】 28,757 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	施設内保育所を設置する介護事業者	
事業の期間	平成 27 年 10 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	介護従事者の勤務環境の改善を図ることにより離職防止及び再就業を図るため、勤務環境の改善を行う介護事業所のうち、施設内保育所の運営により改善を進める介護事業所の取り組みを支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	施設内保育の運営に取り組む介護事業所数 H27 年度：4 施設、H28 年度以降各年度 2 施設	
アウトプット指標（達成値）	施設内保育の運営に取り組む介護事業所数 H27 年度：1 施設	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 事業の実施により、介護事業所が事業所内に保育施設の設置しやすくなり、介護職員が働きながら子育てのできる労働環境の構築を進めることができる。 （２）事業の効率性 補助事業に関する説明会を開催し、介護事業所に対し広く事業の実施を呼びかけるなど、効率的、効果的な事業執行に努めている。	
その他		

平成 26 年度山梨県計画 に関する事後評価

平成 28 年 9 月

山 梨 県

目 次

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無	1
(2) 審議会等で指摘された主な内容	1

2. 目標の達成状況	2
----------------------	---

3. 事業の実施状況

〔事業区分1〕 地域医療構想の達成に向けた医療機関の 施設又は設備の整備に関する事業	10
〔事業区分2〕 居宅等における医療の提供に関する事業	14
〔事業区分3〕 医療従事者の確保に関する事業	33

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

☒ 行った

(実施状況)

- ・平成27年5月26日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成28年5月24日 山梨県医療審議会において意見聴取

☐ 行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

※ 事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

(2) 審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

〔凡例〕

区域欄

全県： 山梨県全域の目標

中北： 中北区域の目標

峡東： 峡東区域の目標

峡南： 峡南区域の目標

富東： 富士・東部区域の目標

備考欄

⑩： 平成26年度計画において、計画期間を複数年度としているもの

⑪●： 平成27年度計画の●ページに、当該目標に関連した目標を継続して掲げているもの

区域	目標と計画期間	達成状況等 【継続中(平成27年度末までの状況)】	備考
	① 県の医療と介護の総合的な確保に関する目標 (1) 現状において不足する医療機能の確保	これまで、概ね計画どおりに事業が進行しており、在宅療養支援体制の整備や、医師や看護師の確保等において、一定の成果を得ている。 平成28年度以降も更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。	
全県	○ 平成26年度計画においては、医療関係団体が自主的に行う地域医療のあり方等の調査・検討を支援することにより、実効性のある地域医療構想の策定準備を行うとともに、地域医療構想策定前においても明らかに不足する医療機能の確保を図る。	➤ 平成27年度に事業完了 県医師会において、本県の医療資源の実態を考える基礎データを集約し、医療機関等の視点で、医療と介護の効果的な連携のあり方、連携拠点のあり方等を検討 (【No.1】地域医療のあり方検討基礎調査事業) (【No.9】在宅医療・介護連携のあり方調査事業)	⑩
全県	○ 地域医療構想の策定・達成に向けて、医療関係団体が行う県内医療の受療動向等の調査・検討を支援することにより、医療機関等の自主的な取り組みを促進する。	➤ 平成27年度に事業完了 (【No.1】地域医療のあり方検討基礎調査事業〔再掲〕)	⑩
全県 中北 富東	○ 地域において安心してお産ができる体制の確保 医師数の減少等を背景とした分娩取扱医療機関の集約に伴う分娩件数の集中化や、産科医不足に対応し、産科外来・助産師外来の増設等を支援することにより、安心してお産ができる体制を維持、確保する。	➤ 平成27年度に事業完了 地域で不足する周産期医療に対応するため、2病院が行う産婦人科・助産師外来の施設・設備整備事業に対して助成し、産科医と助産師の機能分担等を推進 (【No.2】地域分娩体制機能強化推進事業)	⑩

全県 峡東 峡南	・分娩取扱病院・診療所数 (県全体) 15 施設 → 15 施設 (中北) 11 施設 → 11 施設 (富士・東部) 2 施設 → 2 施設 ○ がん医療の均てん化の推進 地域がん診療病院の整備に向けた医療機器整備の支援や技術的支援等により、県内どこでも質の高いがん医療が受けられる体制を整備する。 ・がん診療連携拠点病院等整備区域数 (県全体) 2 区域 → 3 区域 (峡東) 0 施設 → 1 施設 (峡南) 指定に向けた環境整備	・分娩取扱病院・診療所数 (県全体) 15 施設 → 15 施設 (中北) 11 施設 → 11 施設 (富士・東部) 2 施設 → 2 施設 ➤ 平成26年度に事業完了 峡東区域の1施設を地域がん診療連携拠点病院に指定するとともに、峡南区域の1施設に病理診断装置を整備し、地域がん診療連携拠点病院の指定に向けた体制の整備を推進 (【No.3】 地域がん診療提供体制整備事業) ・がん診療連携拠点病院等整備区域数 (県全体) 2 区域 → 3 区域 (峡東) 0 施設 → 1 施設 (峡南) 指定に向けた環境整備	
全県 中北	○ 重症心身障害児(者)に対する入院医療の確保 重症心身障害児(者)の増加により不足が見込まれる重症心身障害児(者)の受入病床を増床することにより重症心身障害児(者)への適切な医療提供を確保する。 ・重症心身障害児(者)受入病床数 (中北) 214 床 → 220 床	➤ 平成27年度に事業完了 不足が見込まれる重症心身障害児(者)の受入病床を増床し、重症心身障害児(者)のレスパイト入院や在宅療養患者の急変時への対応を強化 (【No.4】 地域重症心身障害児(者)受入体制強化事業) ・重症心身障害児(者)受入病床数 (中北) 214 床 → 220 床	⑥
全県	(2) 地域包括ケアの底上げを図るための在宅医療提供体制の確保・充実 〔在宅医療の推進〕 ○ 在宅医療推進体制の整備 医療関係者及び関係多職種による協議会を設置し、在宅医療に関する課題解決に向けた体制を整備する。 ・在宅医療推進協議会設置地域数 (県全体) 0 箇所 → 11 箇所 (中北) 0 箇所 → 4 箇所 (峡東) 0 箇所 → 2 箇所	➤ 県医師会における在宅医療推進に向けた体制の整備、在宅医療推進に向けた四師会会長の連携会議の開催、地区医師会における在宅医療推進協議会の設立 (【No.5】 在宅医療推進協議会設置事業) ・在宅医療推進協議会設置地域数 (県全体) 3 箇所 (中北) 2 箇所 (峡東) 1 箇所	⑨24

全県 中北 富東	(峡南) 0箇所 → 2箇所 (富士・東部) 0箇所 → 3箇所 ○ 在宅医療の実施拠点・連携拠点等の確保 複数のかかりつけ医が連携した取り組みを支援し、在宅医療チームの形成を促進することにより、在宅医療を提供する診療所等の増加を図るとともに、医療と介護が連携した多職種協働による支援体制の構築を推進する。 また、在宅医療を提供する診療所等の医療機器等の整備を支援することにより、在宅医療提供機能の充実強化を図る。 ・ 在宅医療連携拠点数 (県全体) 3箇所 → 4箇所 (富士・東部) 0箇所 → 1箇所	(峡南) 0箇所 (富士・東部) 0箇所 ➤ 在宅多職種の連携推進に向け、病院・診療所を中心とした15チームの多職種連携チームを形成、65施設の診療所等が研修会等に参加 平成30年度まで順次事業を執行予定 (【No.6】在宅医療チーム形成促進事業) ➤ 保健福祉事務所において在宅多職種関係者の広域連携会議及び人材育成研修会を開催 平成28、29年度に事業を執行予定 (【No.22】在宅医療広域連携等推進事業) ➤ 甲府市医師会が実施するICTを活用した在宅医療・介護連携システムの運営を支援 平成28、29年度に事業を執行予定 (【No.23】在宅医療介護連携事業) ➤ 126の医療機関等が在宅医療の実施に必要な機器等を整備 平成30年度まで順次事業を執行予定 (【No.7】在宅医療提供体制機能強化事業) ➤ 平成27年度に事業完了 上野原市において、在宅医療推進に向けた拠点を形成し、在宅医療連携の研修を実施するとともに、在宅医療・介護連携の仕組み等を検討 (【No.8】在宅医療連携拠点整備事業) ・ 在宅医療連携拠点数 (県全体) 4箇所 (富士・東部) 1箇所	⑩ ⑩ ⑩ ⑩ ⑩
全県	○ 在宅医療の人材育成基盤の整備 在宅医療に取り組む医師や多職種人材を対象とした研修会の実施を支援することにより、在宅医療を担う人材を育成する。 ・ 訪問診療を行う医療機関数 (県全体) 95施設 → 105施設	➤ 地区医師会において多職種研修会や県民を対象とした講演会を3回開催 (【No.10】在宅医療人材育成事業) ・ 訪問診療を行う医療機関数 (県全体) 95施設(H23)→121施設(H26)	⑩25

全県	〔訪問看護の推進〕 ○ 訪問看護の推進 訪問看護関係者で構成する協議会の運営により、訪問看護に関する課題解決に向けた取り組みを推進するとともに、訪問看護の推進拠点を整備し、訪問看護師の確保・定着及び訪問看護ステーションの相互連携を図ることにより、訪問看護の拠点化を推進する。 また、入院医療から在宅医療への移行期において、退院支援マネジメントの標準ツールを作成・普及することにより、適切な退院支援を確保する。	➤ 訪問看護推進協議会や、訪問看護にかかる各種研修を開催するとともに、在宅ターミナルケア普及事業として、講演会等を実施（【No.11】訪問看護推進事業） ➤ 訪問看護の推進拠点機能の設置に向けた運営委員会の開催、訪問看護を活用した在宅療養の普及啓発講演会の開催、普及啓発チラシ等の作成・配布を実施（【No.12】訪問看護推進拠点事業） ➤ 退院支援マネジメントの養成検討会議や普及啓発研修の開催、退院支援マネジメントガイドラインの作成・配布を実施（【No.13】退院支援マネジメント養成研修事業）	②26 ②27 ②28
全県	〔在宅歯科医療の推進〕 ○ 在宅歯科医療連携の推進 在宅歯科医療連携室の機能強化や在宅歯科医療の拠点形成の推進とともに、居宅における多職種連携が可能となるツールを作成・普及することにより、多職種連携の推進等を図る。 また、専門的口腔ケア等ができる歯科医師等の人材を育成することにより、在宅療養高齢者への適切な歯科保健医療を確保する。	➤ 県歯科医師会への委託により在宅歯科医療連携室を設置し、相談対応72件、在宅医療機器貸出83件、連携室運営推進協議会開催等の事業を実施（【No.14】在宅歯科医療連携室整備事業） ➤ 在宅歯科医療推進に向けた県歯科医師会館改修事業については、平成28年度に完了予定（【No.16】在宅歯科医療連携拠点整備事業） ➤ 県歯科医師会において在宅歯科・多職種連携ツール「お口の健康手帳」を作成・配布するとともに、介護専門員等に在宅歯科・口腔ケアに関する研修会を開催 平成28年度まで順次事業を執行予定（【No.17】在宅歯科・多職種連携推進事業） ➤ 県歯科医師会において、「歯科訪問診療事例集」を作成・配布 また、県歯科医師会及び甲府市歯科医師会において、在宅歯科医療の人材育成に向けた研修会を実施（【No.18】在宅歯科医療人材育成事業） （【No.19】在宅歯科連携人材育成事業）	②29 ②複 ②複 ②複 ②30

中北	○ 高齢者人口の大幅な増加が見込まれる甲府市において、地域の歯科医療関係団体の協力を得て、在宅療養支援室を整備し、地域の特性に応じたきめ細やかな在宅歯科医療提供体制の構築を図る。	➤ 平成26年度に事業完了 県歯科医師会において在宅歯科診療訪問車を整備 （【No.20】在宅歯科訪問体制強化事業） ➤ 平成26年度に事業完了 甲府市歯科医師会に在宅歯科医療支援に向けた拠点となる在宅療養支援室を整備 （【No.15】地域在宅療養支援室整備事業）	
全県 中北 峡東	〔在宅医療（薬剤）の推進〕 ○ 在宅療養拠点薬局の整備 地域ごとに無菌調剤設備を備えた拠点薬局を整備することにより、がん患者等が地域で安心して療養できる環境を整える。 ・無菌調剤室を設置した薬局のある地域数 （県全体） 3 地域 → 6 地域 （中北） 1 地域 → 3 地域 （峡東） 0 地域 → 1 地域	➤ 平成27年度に事業完了 新たに3地域の薬局で無菌調剤室を整備 （【No.21】在宅療養拠点薬局整備事業） ・無菌調剤室を設置した薬局のある地域数 （県全体） 3 地域 → 6 地域 （中北） 1 地域 → 3 地域 （峡東） 0 地域 → 1 地域	④ ⑤31
全県	(3) 医師・看護師等の地域偏在解消を含む医療従事者の確保 〔医師確保対策の推進〕 ○ 地域偏在対策の推進 地域医療に従事する医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保を支援することにより地域偏在の緩和を図る。 地域の医療機関を活用した研修プログラムの作成、地域枠医学生に対する継続的な病院実習の実施により、地域の医療機関の医師確保を図る。	➤ 地域医療に対する意識付けを図るための各種事業（地域枠医学生等への面談、臨床研修指導医講習会や若手医師医療技術向上研修会の開催等）を実施 （【No.24】地域医療支援センター運営事業） ➤ 地域枠医学生に対する継続的な病院実習の実施 8人（【No.25】医学生定着促進実習支援事業）	⑤35 ⑤36
全県 富東	○ 診療科偏在対策の推進 医師不足が特に著しい産科を対象に、若手医師の高度専門医療への志向に対応し、ハイリスク分娩等の高度な医療技術の修得ができるよう、キャリア形成プログラムの見直し等を行うことにより、産科医の確保を図る。	➤ 産科後期研修の新規受講者数 2人 （【No.26】産科医確保臨床研修支援事業）	⑤39

	また、産科医、新生児医療担当医の処遇改善に取り組む医療機関を支援することにより、これらの医師の確保を図る。	➤ 分娩手当支給医療機関 17施設 （【No.27】産科医等分娩手当支給事業） ➤ 新生児担当手当支給医療機関 1施設 （【No.28】NICU入室児担当手当支給事業） ➤ 地域の小児科医が発達障害児の診療等を担えるようにするためのネットワーク構築事業（診療マニュアルの作成・発行、研修会開催）を実施 平成29年度まで順次執行予定 （【No.29】発達障害児医療支援ネットワーク構築事業） ➤ 平成27年度に事業完了 富士・東部区域において臨床研修医を養成するための研修環境の整備を実施 （【No.30】臨床研修医養成基盤整備事業）	③37 ③38 ③ ③
	〔歯科医師等の確保対策の推進〕		
全県 中北	○ 医科・歯科連携に資する人材の養成 がん患者、糖尿病患者等と歯科との関連に係る研修を開催することにより、医科歯科連携を推進する。	➤ 県歯科医師会及び甲府市歯科医師会において在宅歯科連携人材の育成に向けた研修会を開催（【No.19】在宅歯科連携人材育成事業（再掲））	
全県	○ 在宅歯科医療に対応した歯科医療従事者の養成・確保 在宅歯科医療・専門的口腔ケアに対応した質の高い歯科衛生士を養成する基盤整備を行うとともに、在宅歯科医療や医科歯科連携に資する人材の育成を進める。 また、出産・育児等の一定期間の離職により再就業に不安を抱える女性歯科衛生士を対象に、最新の診療補助技術等の研修を行い、歯科衛生士の安定的な確保を図る。	➤ 平成26年度に事業完了 県歯科医師会において歯科衛生士確保養成研修会を開催 （【No.40】歯科衛生士確保養成支援事業） ➤ 平成27年度に事業完了 障害者やICT 教育に対応した歯科衛生専門学校の改修・設備を実施 （【No.41】歯科衛生専門学校施設設備整備事業）	③
	〔看護職員の確保対策の推進〕		
全県	○ 看護職員の資質向上の推進 新人看護職員に対する臨床研修の実施、就業看護職員に対する研修を実施すること等により、看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止を	➤ 多施設合同研修（7日間）、実地指導者研修（6日間）、新人看護職員卒後研修（17病院）、新人看護師指導担当者研修（3日間）、看護職員専門分野研修（認知症看護・緩和ケア7ヶ月間）、看護職員	③45 ③46

	図る。 また、看護師等養成所の運営を支援し、教育内容の向上を図ることにより、質の高い看護師等を養成する。	実務研修（3～7日間）、潜在看護職員復職研修（3～5日間）、看護職員実習指導者講習会（40日間）、資質向上研修（21.5日間）等の研修事業や、認定看護師の養成事業（3名）を実施 （【No.31】新人看護職員研修事業） （【No.32】看護職員資質向上推進事業）	
全県	○ 看護職員確保対策の推進 新卒看護職員のU・Iターンによる就職促進、看護の質の向上や指導管理体制の改善を行う病院へのアドバイザー派遣、看護職員の離職防止を図るための健康相談等の実施により看護職員の確保を図るとともに、ナースセンターとハローワークが情報共有した相談支援を行うことにより、潜在看護職員の再就業を効果的に進める。	➤ 専任教員の配置や実習経費等の補助により教育内容の向上を図った看護師等養成所数 3施設（【No.33】看護師等養成所運営費補助事業） ➤ 無料就職相談会（年2回）、学校訪問（2校）、就職情報誌の作成・配布（県外92校）を実施 （【No.34】看護職員確保対策事業（新卒看護職員U・Iターン就職促進事業）） ➤ 各施設の要望に合ったアドバイザーを派遣（県内病院17施設 計73回） （【No.35】看護職員確保対策事業（就業環境改善アドバイザー派遣事業）） ➤ 就業継続のための看護職の心の健康相談の計画的な実施（月2回） （【No.36】看護職員確保対策事業（看護の心の健康相談事業）） ➤ 計画的な就業相談の実施（県内3ハローワーク、各3回実施（富士・東部1回）） （【No.37】看護職員確保対策事業（ナースセンター・ハローワーク連携相談支援事業）） ➤ 就業相談会、就業支援研修会等を実施 平成29年度まで順次事業を執行予定 （【No.38】看護職員確保対策事業（地域看護就業促進事業））	⑤2 ⑤47 ⑤48 ⑤49 ⑤51 ⑤
富東	○ また、看護師不足が特に著しい富士・東部地域について、看護師の地域偏在の解消に向け、地方自治体が行う大学看護学部誘致を支援することにより看護師確保を図る。	➤ 平成27年度に事業完了 富士・東部地域において、健康科学大学看護学部が平成28年4月に開校 （【No.39】富士・東部地域看護師確保対策事業）	⑤
全県	○ 看護管理者を対象に、多様な勤務形態の導入など、看護職員の就労環境改善に必要な知識等の習得を図る。	➤ 多様な勤務形態等の導入や職場環境改善、雇用の質の向上等に関する研修を開催 （【No.42】看護職員就労環境改善事業）	⑤54

全県	〔医療従事者の勤務環境改善の推進〕 ○ 病院内保育所の運営支援 病院等における保育所運営を支援し、働きやすい環境を整備することにより、医療従事者の確保・定着を図る。	➤ 院内保育所運営により計画的な勤務環境改善を図った民間医療機関 6施設 （【No.43】病院内保育所運営費補助事業）	⑤3
全県	○ 小児救急医、救急勤務医の負担軽減策の推進 小児救急患者の輪番制による受入体制及び小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備、救急患者の状態等に応じた搬送のルール化など、救急患者の受入体制を整備し、患者の重症度や疾患に応じた適切な救急搬送を行うことにより、休日・夜間における小児救急医療の確保と小児救急医、救急勤務医の負担軽減を図る。	➤ 小児二次救急輪番体制参加病院数 8病院を維持・確保 （【No.44】小児救急医療体制確保事業（小児救急医療体制整備事業）） ➤ 継続的な小児救急電話相談を実施 （【No.45】小児救急医療提供体制確保事業（小児救急電話相談事業）） ➤ 救急患者の最終受入医療機関 6施設を確保 （【No.46】救急搬送受入支援事業）	⑤40 ⑤41 ⑤42
全県	② 計画期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日		

3. 事業の実施状況

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No.1】 地域医療のあり方検討基礎調査事業	【総事業費】 8,339 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・地域医療構想策定に向け、医療関係団体等が自ら医療機能等の検討を行うために必要となる資料収集及び医療機関の自主的な取り組みを促進する。	
事業の達成状況	・本県の医療資源の実態を考える基礎データを集約 ・地域医療のあり方検討基礎調査報告書の作成(1,000 部)	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 医療関係団体等が必要な資料を収集し主体的に地域医療構想の策定に関与することにより、地域医療構想策定後においても構想の実現に医療関係団体等が自主的に取り組むことが期待される。 (2) 事業の効率性 現状の医療実態の把握や今後の地域医療構想の実現の方向性等について、県医師会を中心とした医療機関側の視点で効率的に実施できた。	
その他		

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No.2】 地域分娩体制機能強化推進事業	【総事業費】 159,099 千円
事業の対象となる区域	県全体、中北、富士・東部	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・中北区域における分娩取扱医療機関数の維持・確保 現状：11 施設 → 目標：11 施設 ・富士・東部区域における分娩取扱医療機関数の維持・確保 現状：2 施設 → 目標：2 施設 (県全体 現状：15 施設 → 目標：15 施設)	
事業の達成状況	・中北区域における分娩取扱医療機関数 11 施設を維持・確保 ・富士・東部区域における分娩取扱医療機関数 2 施設を維持・確保 (県全体 15 施設を維持・確保)	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 外来患者の増加や産科医不足に対応するためには、産科医と助産師による機能分担を推進する必要があるため、設備整備や機器整備による産婦人科外来、助産師外来機能の充実は有効である。 (2) 事業の効率性 設備整備や機器整備を同時に支援することで、地域の分娩体制の強化を効率良く実施できた。	
その他		

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No.3】 地域がん診療提供体制整備事業	【総事業費】 12,551 千円
事業の対象となる区域	峡南	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・ 峡南区域におけるがん診療提供体制の確立 (平成 29 年度の地域がん診療連携拠点病院指定)	
事業の達成状況	・ 病理診断装置の整備 1 施設 ※ 平成 29 年度の地域がん診療連携拠点病院指定に向け、体制整備を進めている。	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 地域がん診療連携拠点病院のない峡南区域において、患者が地域で基本的がん診療が受けられるようになり、また、拠点病院の指定を受けるための体制整備を進めることができた。 (2) 事業の効率性 補助先において、効率的な事業の執行に努めたことにより、地域がん診療連携拠点病院の早期指定に向けた体制を整備することができた。	
その他		

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No.4】 地域重症心身障害児(者)受入体制強化事業	【総事業費】 23,760 千円
事業の対象となる区域	中北	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・ 中北区域における重症心身障害児(者)受入病床数 現状：214 床 → 目標：220 床	
事業の達成状況	・ 中北区域における重症心身障害児(者)受入病床数 220 床	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 重症心身障害児(者)受入病床は、中北区域には 2 病院しかなく、国立病院機構甲府病院の利用率は、常時高水準（ほぼ 100%）で推移しているため、重症心身障害児(者)の増加に伴う受入病床数の増床は必要である。 (2) 事業の効率性 重症心身障害児(者)のレスパイト入院や在宅療養患者の急変時に対応することができ、安心して在宅療養が可能となる。また、一般病棟入院基本料を障害者施設等入院基本料に算定する病床に転換するため、病床の機能分化を図ることができる。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.5】 在宅医療推進協議会設置事業	【総事業費】 899 千円
事業の対象となる区域	県全体、中北、峡東、峡南、富士・東部	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・在宅医療推進協議会を設置した地域数（県医師会及び地区医師会単位） 県全体 現状：0 地域 → 目標：1 地域 中北 //：0 地域 → //：3 地域 峡東 //：0 地域 → //：2 地域 峡南 //：0 地域 → //：2 地域 富士・東部 //：0 地域 → //：3 地域	
事業の達成状況	・県医師会において在宅医療推進に向けた体制を整備 ・在宅医療推進に向け 4 師会会長の連携会議を開催 ・2 地区医師会において在宅医療推進協議会を設立	
事業の有効性・効率性	（1）事業の有効性 全県及び一部の地区医師会において、在宅医療推進に向けた体制の整備が進められ、県内における在宅医療提供体制の充実・強化が図られた。 また、県医師会主導により、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会の 4 師会会長による連携会議を開催することにより、在宅医療推進に向け全県的な多職種連携推進が図られた。 （2）事業の効率性 在宅医療において中心的役割を期待される医師会が自主的に在宅医療推進に向けた取り組みを進めることにより、県内における在宅医療提供体制の効率的な推進が図られた。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.6】 在宅医療チーム形成促進事業	【総事業費】 29,729 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
事業の目標	・ 複数のかかりつけ医や多職種による研修会等を開催した診療所等の数 現状：0 施設 → 目標：50 施設	
事業の達成状況	・ 在宅多職種の連携推進に向け、病院・診療所を中心とした 15 チームの 多職種連携チームを形成、65 施設の診療所等が研修会等に参加 ・ 平成 30 年度まで順次事業を執行予定	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 平成 26 年度から平成 27 年度の間に医師、歯科医師、看護師、ケアマネージャ等の医療・介護関係者による多職種連携チームが 15 チーム形成され、在宅多職種の連携により医療・介護サービスが切れ目無く提供される体制が構築されている。 (2) 事業の効率性 在宅医療チーム形成に要する経費を助成することにより、在宅医療の実施に必要な在宅多職種のチームが効率的に形成されている。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.7】 在宅医療提供体制機能強化事業	【総事業費】 525,000 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
事業の目標	・ 在宅医療の実施に必要な医療機器等の整備を行った医療機関等の数 現状：0 施設 → 目標：100 施設	
事業の達成状況	・ 126 の医療機関等が在宅医療の実施に必要な機器等を整備 ・ 平成 30 年度まで順次事業を執行予定	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 在宅医療の実施に必要な医療機器やシステム等の整備に対し助成することにより、在宅医療に携わる医療機関の拡大や既存の在宅医療機関の機能が強化され、県内における在宅医療提供体制が充実・強化されている。 (2) 事業の効率性 補助対象を在宅医療に直接使用する医療機器やシステム等に限定しており、効率的に県内における在宅医療提供体制の強化が図られている。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.8】 在宅医療連携拠点整備事業	【総事業費】 3,975 千円
事業の対象となる区域	富士・東部	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・ 富士・東部区域において、在宅医療の推進、介護との連携体制を構築 在宅医療連携拠点設置数 現状：0 箇所 → 目標：1 箇所	
事業の達成状況	・ 富士・東部区域にある上野原市において、在宅医療推進に向けた拠点を形成 1 箇所 ・ 在宅医療連携の研修を実施するとともに、在宅医療・介護連携の仕組み等を検討	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 住民に最も身近な自治体である市町村において在宅医療推進の拠点が形成されることにより、2025 年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に繋がるものと期待される。 (2) 事業の効率性 上野原市や地域の在宅医療の中心となる診療所等が連携して拠点形成に取り組むことで、効率的に事業が執行された。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.9】 在宅医療・介護連携のあり方調査事業	【総事業費】 2,143 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・ 全県的な在宅医療の推進方策や介護等との連携のあり方、人材育成のあり方等の把握	
事業の達成状況	・ 県医師会において在宅医療・介護連携のあり方に向けた調査を実施・とりまとめ ・ 医療と介護の効果的な連携のあり方、連携拠点のあり方等を検討	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 在宅医療で中心的役割を期待される山梨県医師会による在宅医療の実施や医療・介護連携の拠点として必要な機能を整備するための調査実施により、本県における在宅医療提供体制の強化が一層図られるものと期待される。 (2) 事業の効率性 全県的な在宅医療の中心的な役割を果たす県医師会に対し助成を行うことにより、効率的に事業が遂行された。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.10】 在宅医療人材育成事業	【総事業費】 1,341 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・多職種を対象とした研修会の開催 2 回 ・認知症に対する理解・スキルアップ等を図る研修会等の開催 2 回	
事業の達成状況	・地区医師会において多職種研修会や県民を対象とした講演会を 3 回開催	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 在宅医療推進に向け、地区医師会で会員のスキルアップを図る研修会を実施するとともに、県民に対し広く在宅医療の普及啓発を実施することにより、提供側及び受療側双方において在宅医療についての理解が深まった。 (2) 事業の効率性 地域において在宅医療の中心的な役割を果たす地区医師会に対し助成を行うことにより、効率的に事業が遂行された。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.11】 訪問看護推進事業	【総事業費】 897 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・訪問看護推進協議会 2 回 ・訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師相互研修事業 各 5 日 ・訪問看護管理者研修 2 回 ・在宅ターミナルケア普及事業 講演会 1 回、パンフレット作成配布 1 回	
事業の達成状況	・訪問看護推進協議会 2 回 ・訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師相互研修事業 各 5 日 ・訪問看護管理者研修 2 回 ・在宅ターミナルケア普及事業 講演会 1 回、パンフレット作成配布 1 回	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 訪問看護推進協議会の開催により、県全体の訪問看護の現状や課題を明確し、訪問看護を推進するための訪問看護の課題等に対する方策が検討できた。 研修等の実施により、医療との連携、病院や診療所を含めた地域医療における訪問看護の課題等に対応する看護職の質の向上が図られた。 普及啓発は、療養者や家族が安心して、地域で暮らすために必要な知識の提供ができた。 (2) 事業の効率性 保健師、助産師、看護師、准看護師の従事者の約半数（正会員数 5,000 名）の会員を占め、研修体制が充実している県看護協会に研修事業を委託することにより、効率的に実施することができた。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.12】 訪問看護推進拠点事業	【総事業費】 1,635 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・ 訪問看護を安定的に供給するための拠点機能設置に向けた運営委員会の開催 3 回 ・ 訪問看護を活用した在宅療養を推進するための県民への普及啓発の実施 普及啓発講演会 1 回 普及啓発チラシ作成 50,000 部	
事業の達成状況	・ 訪問看護を安定的に供給するための拠点機能設置に向けた運営委員会の開催 3 回 ・ 訪問看護を活用した在宅療養を推進するための県民への普及啓発の実施 普及啓発講演会 1 回 普及啓発チラシ作成 2 万部 講演会チラシ作成 2 千部	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 訪問看護ステーションの拠点としての機能、訪問看護ステーションのネットワーク化におけるかかりつけ医との連携、県民への訪問看護の普及啓発等を検討し、訪問看護の提供体制の充実を図る拠点として、訪問看護支援センターの設置が決まった。 (2) 事業の効率性 保健師、助産師、看護師、准看護師の従事者の約半数（正会員数 5,000 名）の会員を占め、研修体制が充実している県看護協会に委託することにより、効率的に事業を実施することができた。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.13】 退院支援マネジメント養成研修事業	【総事業費】 4,501 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・退院支援マネジメント養成検討会議 3 回 ・退院支援マネジメント標準ツールの作成 15,000 部 ・退院支援マネジメント普及啓発研修の開催 1 回	
事業の達成状況	・退院支援マネジメント養成検討会議 3 回 ・退院支援マネジメント標準ツールの作成 退院支援マネジメントガイドライン 5 千冊 退院支援マネジメントガイドライン ポケット版 1 万冊 ・退院支援マネジメント普及啓発研修の開催 1 回	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 医療機関と地域の看護職が協働し、在宅医療移行を支援するための退院支援マネジメントガイドラインを作成し、県内の看護職を対象とした研修が開催できた。また、次年度に向け、管理期、リーダー期、病棟看護師等各期に対応した研修等、次年度に開催するための計画策定ができた。 (2) 事業の効率性 保健師、助産師、看護師、准看護師の従事者の約半数（正会員数 5,000 名）の会員を占め、研修体制が充実している県看護協会に委託することにより、効率的に事業を実施することができた。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.14】 在宅歯科医療連携室整備事業	【総事業費】 3,354 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・ 在宅歯科医療連携室による相談対応件数 80 件 ・ 在宅歯科医療機器の貸出件数 130 件 ・ 在宅歯科連携室運営推進協議会の開催 1 回	
事業の達成状況	・ 県歯科医師会への委託により在宅歯科医療連携室を設置し、相談対応 72 件、在宅医療機器貸出 83 件、在宅歯科連携室運営推進協議会の開催 1 回等の事業を実施	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 在宅歯科医療に関する多職種連携に向けた会議の開催、在宅歯科医への在宅歯科医療機器の貸出、県民からの在宅歯科医療に関する相談対応等の業務が円滑に実施され、県内における在宅歯科医療提供体制の強化が図られた。 (2) 事業の効率性 在宅歯科医療に最も精通している山梨県歯科医師会に業務を委託することにより、効率的に事業が執行された。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.15】 地域在宅療養支援室整備事業	【総事業費】 4,382 千円
事業の対象となる区域	中北	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・ 甲府市歯科医師会内に在宅歯科医療支援室を設置 現状：0 箇所 → 目標：1 箇所	
事業の達成状況	・ 甲府市歯科医師会内に在宅歯科医療支援に向けた在宅療養支援室を 1 箇所整備	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 甲府市歯科医師会に在宅歯科医療支援に向けた拠点を形成することにより、県内で最大の人口を有する甲府市において、地域包括ケアシステムの構築を図る体制が強化された。 (2) 事業の効率性 従来より休日・夜間の救急歯科診療等を実施している甲府市歯科医師会に助成することにより、地域における在宅歯科診療体制の効率的な整備が図られた。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.16】 在宅歯科医療連携拠点整備事業	【総事業費】 31,524 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 27 年 3 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
事業の目標	・ 在宅歯科医療推進に向けた山梨県歯科医師会館の改修 1 箇所	
事業の達成状況	・ 在宅歯科医療推進に向け、山梨県歯科医師会館の改修に着手 ・ 平成 28 年度に事業完了予定	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 高齢社会を迎え在宅歯科診療の重要性が一段と高まっており、在宅歯科医療人材の育成や在宅歯科診療の実施に向けた拠点を整備する必要がある。 (2) 事業の効率性 平成 28 年度中の事業完了に向け、効率的に事業を実施する予定である。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.17】 在宅歯科・多職種連携推進事業	【総事業費】 5,766 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
事業の目標	・在宅歯科・多職種連携ツールの作成・配布件数 目標：40,000 部作成、県内 500 箇所（歯科診療所等）に配布 ・介護支援専門員等を対象とした在宅歯科医療研修の開催数 1 回/年	
事業の達成状況	・県歯科医師会において在宅歯科・多職種連携ツール「お口の健康手帳」を 40,000 部作成、県内約 500 箇所（歯科診療所等）に配布 ・介護専門員等に在宅歯科・口腔ケアに関する研修会を開催 ・平成 28 年度まで順次事業を執行予定	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 2025 年を見据え地域包括ケアシステムの構築を図るためには、在宅歯科医療と多職種との連携が必要であり、具体的なツールの策定や研修の実施により、在宅歯科医療に関する多職種連携を推進する本事業の有効性は高い。 （２）事業の効率性 在宅歯科医療や研修の実施に豊富な知識・経験を有する山梨県歯科医師会に助成することにより、効率的に事業が執行されている。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.18】 在宅歯科医療人材育成事業	【総事業費】 1,508 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・在宅歯科医療人材育成研修会の開催回数 2 回 ・在宅歯科医療事例集の作成・配布 目標：600 部作成、県内 500 箇所（歯科診療所等）に配布	
事業の達成状況	・県歯科医師会において在宅歯科医療人材の育成に向けた研修会を 2 回開催 ・在宅歯科医療に活用する「歯科訪問診療事例集」を 600 部作成、県内約 500 箇所（歯科診療所等）に配布	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 歯科医療従事者への研修、事例集の配布により、在宅歯科医療に携わる歯科医療従事者の拡大及び在宅歯科医療についての知識の高度化が図られ、県内における在宅歯科医療提供体制が一段と強化された。 （２）事業の効率性 在宅歯科医療や研修の実施に豊富な知識・経験を有する山梨県歯科医師会に助成することにより、効率的に事業が執行された。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.19】 在宅歯科連携人材育成事業	【総事業費】 778 千円
事業の対象となる区域	県全体、中北	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・ 在宅歯科連携人材育成研修会の開催回数 山梨県歯科医師会：1 回 甲府市歯科医師会：1 回	
事業の達成状況	・ 県歯科医師会において在宅歯科医療人材の育成に向けた研修会を 2 回開催 ・ 在宅歯科医療に活用する「歯科訪問診療事例集」を 600 部作成、県内約 500 箇所（歯科診療所等）に配布 ・ 県歯科医師会及び甲府市歯科医師会において在宅歯科連携人材の育成に向けた研修会を 2 回開催	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年を見据え地域包括ケアシステムを構築するためには、在宅歯科医療と介護などの多職種の連携を推進する必要がある、研修会形式で在宅歯科と多職種連携を図る本事業は高い有効性を有している。 （２）事業の効率性 在宅歯科医療や研修の実施に豊富な知識・経験を有する山梨県歯科医師会へ助成することにより、効率的に事業が執行された。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.20】 在宅歯科訪問体制強化事業	【総事業費】 3,966 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・ 在宅歯科診療訪問車の整備 1 台	
事業の達成状況	・ 県歯科医師会において在宅歯科診療訪問車を整備 1 台	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 在宅歯科医療連携室を実施するなど在宅歯科医療に中心的な役割を果たしている山梨県歯科医師会に在宅歯科診療訪問用の車両を整備することで、県内における在宅歯科医療提供体制の強化が図られた。 (2) 事業の効率性 在宅歯科医療の中心的な役割を果たす山梨県歯科医師会へ助成することにより、効率的に事業が執行された。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.21】 在宅療養拠点薬局整備事業	【総事業費】 35,000 千円
事業の対象となる区域	県全体、中北、峡東	
事業の期間	平成 26 年 12 月 20 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・無菌調剤室を設置した薬局のある地域数 県全体 現状：3 地域 → 目標：6 地域	
事業の達成状況	・新たに 3 地域の薬局で無菌調剤室を整備	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 高い無菌性を有する注射薬や輸液などを身近な薬局で調剤できる無菌調剤室を共同利用できる形態で薬局に整備することにより、がん患者等が在宅で療養できる体制を整備できた。 (2) 事業の効率性 構想区域ごとに共同利用のための無菌調剤室を整備することで、広く県内において無菌調剤ができる体制を構築することができた。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.22】 在宅医療広域連携等推進事業	【総事業費】 2,866 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
事業の目標	アウトプット：在宅多職種広域連携会議の開催 (5 保健福祉事務所(支所)、各 3 回／年間) 在宅多職種人材育成研修会の開催 (5 保健福祉事務所(支所)、各 2 回／年間) アウトカム：各保健福祉事務所管内の実情に応じた在宅医療提供体制の強化 市町村における在宅医療・介護連携推進事業の実施体制の整備 (実施市町村数 16 市町村(H27)→ 全 27 市町村(H30))	
事業の達成状況	・平成 29 年度まで順次事業を執行予定	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 保健福祉事務所単位で広域連携会議等を開催することにより、市町村圏域を超えた在宅医療・介護関係者・市町村間の連携促進、在宅多職種人材の育成が図られる。 (2) 事業の効率性 地域の在宅医療、介護等のネットワークや経験・知識を持ち合わせた保健福祉事務所が主体となることで、効率的な事業の実施が図られる。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.23】 在宅医療介護連携事業	【総事業費】 8,038 千円
事業の対象となる区域	中北	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
事業の目標	アウトプット： ICT を活用した在宅医療・介護連携システムの運営 (利用機関数：60 機関 (H27) → 維持 (H29)) アウトカム： 中北地域における在宅多職種の連携促進 中北地域における訪問診療実施施設数 (病院：6 施設 (H27) → 7 施設 (H29)、 一般診療所：61 施設 (H27) → 67 施設 (H29))	
事業の達成状況	・平成 29 年度まで順次事業を執行予定	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 ICT を活用した在宅医療・介護連携システムの運営支援により、連携システムの定着を促進し、地域において多職種間の時間に縛られない効果的・効率的な連携が図られる。 (2) 事業の効率性 地域において在宅医療に先駆的に取り組む甲府市医師会に助成することで、効率的な事業実施を図る。	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.24】 地域医療支援センター運営事業	【総事業費】 19,292 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・ 地域医療に対する意識付けを図るための各種事業の実施 ・ 地域枠医学生等への面談者数 27 人 ・ 後期研修プログラムの作成 ・ 地域医療機関への斡旋等医師数 2 人 ・ 臨床研修指導医講習会の開催 1 回 ・ 若手医師医療技術向上研修会の開催 1 回	
事業の達成状況	・ 地域医療に対する意識付けを図るための各種事業の実施 ・ 地域枠医学生等への面談者数 55 人 ・ 総合診療専門医養成プログラムの作成 ・ 地域医療機関への斡旋等医師数 0 人 ・ 臨床研修指導医講習会の開催 1 回 ・ 若手医師医療技術向上研修会の開催 2 回	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 地域枠医学生等への面談の実施や若手医師医療技術向上研修会の開催を通じて、地域医療に対する意識付けを図ることができた。 また総合診療専門医養成プログラムが作成されたことから、今後は地域医療機関でのプログラム研修の実施が可能となるため、地域医療機関の医師確保につながってくる。 (2) 事業の効率性 医師の各種研修や派遣調整に関するノウハウのある山梨大学医学部に委託することにより、効率的に事業を実施することができた。	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.25】 医学生定着促進実習支援事業	【総事業費】 725 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・地域の医療機関における実習参加者数 140 人	
事業の達成状況	・地域医療機関における実習参加者数 8 人	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 学生の時期から地域医療機関での実習を体験することにより、地域医療への関心が向くように意識付けを図ることができた。 (2) 事業の効率性 医学生の実験実習に関するノウハウを持っている山梨大学医学部に対し助成することにより、効率的な事業の実施が図られた。	
その他	年度中途の事業実施となり、予定どおりの参加者が集まらなかった。	

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.26】 産科医確保臨床研修支援事業	【総事業費】 6,700 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・産科後期研修の新規受講者数 3 人 ※参考 新規受講者数の過去 5 年間平均 2.8 人	
事業の達成状況	・産科後期研修の新規受講者数 2 人	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 本事業の実施により、毎年、数名の研修医が受講していることから、本事業は、産科医の確保に有効と考える。 (2) 事業の効率性 毎年度、研修内容の検証及び改善等を行っている事業であり、効率的に事業が執行されている。	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.27】 産科医等分娩手当支給事業	【総事業費】 67,088 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・地域における産科医療提供体制の維持・確保を図るため、現在の分娩取扱医療機関 17 施設を維持する。 分娩手当支給医療機関数 現状：17 施設 → 目標：17 施設	
事業の達成状況	・分娩手当支給医療機関数 17 施設に対し実施	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 手当を支給する医療機関に対し助成することで、本県の産科医の確保に資する事業である。 (2) 事業の効率性 勤務環境が過酷とされる医師・助産師の確保及び勤務継続のため、当該医師に対する助成制度として効率性の高い（無駄のない）事業と考える。	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.28】 NICU 入室児担当手当支給事業	【総事業費】 1,160 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・新生児担当手当支給医療機関数 現状：1 施設 → 目標：1 施設	
事業の達成状況	・新生児担当手当支給医療機関数 1 施設に対し実施	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 手当を支給する医療機関に対し助成することで、本県の新生児医療担当医の確保に資する事業である。 (2) 事業の効率性 勤務環境が過酷とされる医師の確保及び勤務継続のため、当該医師に対する助成制度として効率性の高い（無駄のない）事業と考える。	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.29】 発達障害児医療支援ネットワーク構築事業	【総事業費】 2,680 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 27 年 3 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
事業の目標	・発達障害の診療を標榜する医療機関 現状：13 箇所 → 目標：増加	
事業の達成状況	・平成 27 年度 検討委員会の開催（3 回） 研修会の開催（1 回） 診療マニュアルの作成・発行（200 部） ・平成 29 年度まで順次事業を執行予定	
事業の有効性・効率性	（1）事業の有効性 発達障害のある子どもがより身近な場所で医療が受けられる体制を整備する必要があることから、地域の小児科医が発達障害の診断や専門医療機関へのつなぎ、その後の診療を担えるよう、基本的な知識や診断、治療について習得する機会を確保することは有効である。 （2）事業の効率性 多くの症例に遭遇する可能性が高く、すでに一定以上の知識と技術を有する小児科医に対し、専門機関であるこころの発達総合支援センターが事業主体となって研修等の機会を確保することで効率的に発達障害医療の質を高めることができる。	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.30】 臨床研修医養成基盤整備事業	【総事業費】 1,055 千円
事業の対象となる区域	富士・東部	
事業の期間	平成 27 年 3 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・ 富士・東部区域における臨床研修医採用数 2 人	
事業の達成状況	・ 富士・東部区域における臨床研修医採用数 2 人	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 臨床研修医を養成するための研修環境を整備することで、富士・東部区域の医師不足解消に向け、継続した臨床研修医の確保を図ることができるため有効である。 (2) 事業の効率性 富士・東部区域で唯一の臨床研修病院である山梨赤十字病院へ助成することにより、効率的な事業の実施を図ることができた。	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.31】 新人看護職員研修事業	【総事業費】 17,403 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・研修に参加した新人看護職員の臨床実践能力の獲得、適切な研修実施体制の確保 ・多施設合同研修の実施 7 日間 ・実地指導者研修の実施 6 日間 ・新人看護職員卒後研修の実施 23 病院 ・新人看護師指導担当者研修の実施 3 日間	
事業の達成状況	・研修に参加した新人看護職員の臨床実践能力の獲得、適切な研修実施体制の確保 ・多施設合同研修の実施 7 日間 ・実地指導者研修の実施 6 日間 ・新人看護職員卒後研修の実施 17 病院 ・新人看護師指導担当者研修の実施 3 日間	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 本事業により、大規模病院から中小規模病院まで、新人看護職員に対する臨床研修の実施に対する支援がなされ、看護の質の向上や安全な医療の確保が図られた。また、実地指導者や指導担当者に対する研修の実施により、より充実した研修体制が確保できたと考えらる。 （２）事業の効率性 実地指導者研修・多施設合同研修・新人看護師指導担当者研修について、研修に関するノウハウのある県立大学、県看護協会に委託することにより、効率的に事業を実施することができた。	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.32】 看護職員資質向上推進事業	【総事業費】 10,856 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・各研修対象者に対して研修等の情報提供・普及活動の実施 ・看護職員専門分野研修の実施（認知症看護・緩和ケア 7 ヶ月間） ・看護職員実務研修の実施 3～7 日間 ・潜在看護職員復職研修事業 3～5 日間 ・看護職員実習指導者講習会の実施 40 日間 ・認定看護師の養成 5 名 ・資質向上研修 21 日間	
事業の達成状況	・各研修対象者に対して研修等の情報提供・普及活動の実施 ・看護職員専門分野研修の実施（認知症看護・緩和ケア 7 ヶ月間） ・看護職員実務研修の実施 3～7 日間 ・潜在看護職員復職研修事業 3～5 日間 ・看護職員実習指導者講習会の実施 40 日間 ・認定看護師の養成 3 名 ・資質向上研修 21.5 日間	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 本事業を通じ、看護職員がより専門的な知識や技術を習得し、質の向上が図られた。また、復職研修の実施により、潜在看護職員の復職の支援がなされ、看護職員の確保が図られた。 （２）事業の効率性 認定看護師養成研修・看護職員実務研修・潜在看護職員復職研修・資質向上研修について、研修に関するノウハウのある県立大学、県看護協会に委託することにより、効率的に事業を実施することができた。	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.33】 看護師等養成所運営費補助事業	【総事業費】 95,100 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・専任教員配置、実習経費等により教育内容の向上を図った養成所数 3 施設	
事業の達成状況	・専任教員配置、実習経費等により教育内容の向上を図った養成所数 3 施設	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 養成所の運営に対する支援により、看護師等養成所入学者の安定的な確保、看護職養成の段階における質の高い教育の実施がなされ、教育内容の向上が図られた。さらに、看護師養成所卒業生の県内就業へ結び付けることができた。 (2) 事業の効率性 養成所運営費の支援と併せて、各養成所の教務主任等との情報交換会を実施し、教育内容の質の向上がより効率的に図られた。	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.34】 看護職員確保対策事業 （新卒看護職員 U・I ターン就職促進事業）	【総事業費】 1,638 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・ 無料就職相談会の実施 年 2 回 ・ 学校訪問の実施 50 校訪問 ・ 就職情報誌の作成 3,000 部	
事業の達成状況	・ 無料就職相談会の実施 年 2 回 ・ 学校訪問の実施 2 校訪問 ・ 就職情報誌配布 県外 92 校 ・ 就職情報誌の作成 3,000 部	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 本事業の実施により、県外で就学している看護学生に対して県内の病院の魅力や特性、就職情報などを発信することができたと考ええる。 （２）事業の効率性 就職相談会の開催にあたり、県の合同就職相談会への参加や、ノウハウのあるナースセンター職員に協力を依頼し、効率的に就職情報等の発信ができた。	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.35】 看護職員確保対策事業 （就業環境改善アドバイザー派遣事業）	【総事業費】 1,051 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・各施設の要望に合ったアドバイザーを派遣 年 4 回、県内病院 20 施設 （各施設における自己点検により事業効果を測定する）	
事業の達成状況	・各施設の要望に合ったアドバイザーを派遣 県内病院 17 施設 計 73 回 （各施設における自己点検により事業効果を測定する）	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 事業実施後評価において、施設評価及びアドバイザー評価とも、実施した 17 施設中 9 割以上の施設において、到達目標に「達成できた」または「ほぼ達成」との結果になり、施設から効果的であるとの評価が得られている。 （２）事業の効率性 派遣するアドバイザーの登録も 36 名とアドバイス内容も多岐にわたり、施設の課題に応じた対応を行うことができている。	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.36】 看護職員確保対策事業（看護の心の健康相談事業）	【総事業費】 654 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・ 就業継続のための看護職の心の健康相談の実施 ・ 健康相談の計画的な実施 月 2 回 ・ 相談希望数及び健康相談者の継続就業状況	
事業の達成状況	・ 就業継続のための看護職の心の健康相談の実施 ・ 健康相談の計画的な実施 月 2 回（半日） ・ 相談希望数及び健康相談者の継続就業状況	
事業の有効性・効率性	（1）事業の有効性 相談者も多く、仕事に関する悩み等に対して、臨床心理士が対応することにより、心の悩みが解消でき、離職防止に繋がっている。 （2）事業の効率性 相談場所をナースセンターの相談室の他、地域の会場において実施するなど、相談者の利便性に配慮し、きめ細やかで効率的な事業を実施している。	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.37】 看護職員確保対策事業 （ナースセンター・ハローワーク連携相談支援事業）	【総事業費】 143 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・ 計画的な就業相談の実施 県内 3 ハローワーク、各 3 回実施 ※ 平成 27 年度以降は、就業相談の実施数及び就業相談等の支援により、再就業した看護職員数にて事業効果を測定	
事業の達成状況	・ 計画的な就業相談の実施 県内 3 ハローワーク、各 3 回実施（富士・東部のみ 1 回） ※ 平成 27 年度以降は、就業相談の実施数及び就業相談等の支援により、再就業した看護職員数にて事業効果を測定	
事業の有効性・効率性	（1）事業の有効性 認知度の高いハローワークと連携することにより、ナースセンターの知名度の向上に結びつくとともに、地域において実施することによって、相談者の利便性の向上に繋がった。 （2）事業の効率性 訪問日を「木曜日」と決め、定期的に巡回することにより、相談者に相談日の周知を図ることができた。	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.38】 看護職員確保対策事業（地域看護就業促進事業）	【総事業費】 3,200 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 27 年 3 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
事業の目標	・看護職員就業相談会の開催 年 1 回（5 地域） ・就業支援（就業継続）のための研修会の開催 年 1 回（5 地域）	
事業の達成状況	・平成 27 年度実績 ・看護職員就業相談会の開催 2 地域 ・再就業支援のためのポスター作成 1 地域 ・就業支援（就業継続）のための研修会の開催 3 地域 ・平成 29 年度まで継続実施予定	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 就業相談会の実施によって再就業に結びついた看護職員もあり、地域の看護師確保につながった。 （２）事業の効率性 地域ごとの病院の看護管理者等が集まる場を活用し、事業を効率的に推進できるように検討を行っていく。	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.39】 富士・東部地域看護師確保対策事業	【総事業費】 906,127 千円
事業の対象となる区域	富士・東部	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・平成 28 年 4 月の開設に向けた施設・設備整備 ※開設後の目標 県内施設への就業者数 卒業生の半数	
事業の達成状況	・平成 28 年 4 月開設 ・平成 27 年度事業終了	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 看護職員の確保・地域格差の是正及び医療看護の向上。 (2) 事業の効率性 地元の市町村へ支援することにより、地域全体において看護師確保に向けた取り組みが期待できる	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.40】 歯科衛生士確保養成支援事業	【総事業費】 810 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・ 歯科医衛生士養成確保研修会の開催 3 回 ・ 歯科衛生士養成確保研修を受講した歯科医衛生士数 20 名	
事業の達成状況	・ 県歯科医師会において歯科衛生士確保養成研修会を 3 回開催し、19 名が受講	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 即戦力となる離職歯科衛生士の復帰に向け、座学とともに歯科診療所での実地研修を実施することで、就業歯科衛生士が不足している本県において、歯科衛生士の確保が推進された。 (2) 事業の効率性 研修の実施に豊富なノウハウを有するとともに、県内で唯一の歯科衛生士専門学校を運営する山梨県歯科医師会へ助成することにより、効率的に事業が執行された。	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.41】 歯科衛生専門学校施設設備整備事業	【総事業費】 21,239 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・ 障害者や ICT 教育に対応した施設への改修 1 箇所	
事業の達成状況	・ 障害者や ICT 教育に対応した施設への改修 1 箇所	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 質の高い歯科衛生士の養成に向けては、新しい歯科医療機器への対応など歯科衛生士の教育環境改善を推進する必要がある、本事業の有効性は高い。 (2) 事業の効率性 補助先において、効率的に事業を執行しているところである。	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.42】 看護職員就労環境改善事業	【総事業費】 162 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・多様な勤務形態等の導入や職場環境改善、雇用の質の向上等に関する研修の開催 1 回 （研修会開催時のアンケート調査により事業評価を実施）	
事業の達成状況	・多様な勤務形態等の導入や職場環境改善、雇用の質の向上等に関する研修の開催 1 回 （研修会開催時のアンケート調査により事業評価を実施）	
事業の有効性・効率性	（1）事業の有効性 アンケート回答者のうち 9 割を超える参加者から「とても参考になった」または「参考になった」との回答結果が得られ、看護管理者として勤務環境改善に生かせる研修となった。 （2）事業の効率性 各病院・診療所の管理者等が参加する医療安全の研修会と合同で開催し、医療事故防止と併せ看護師等が健康で安心して働くことができる環境の整備について、医療機関全体で取り組むことができた。	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.43】 病院内保育所運営費補助事業	【総事業費】 54,290 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・ 院内保育所運営により計画的な勤務環境改善を図る民間医療機関数 7 施設	
事業の達成状況	・ 院内保育所運営により計画的な勤務環境改善を図る民間医療機関数 6 施設	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 本事業の実施により、女性職員をはじめとした医療従事者の勤務環境の改善が図られ、離職防止や再就業促進に効果があったと考える。 (2) 事業の効率性 就業環境改善アドバイザー派遣事業等、他の看護職員離職防止事業と併せて実施しており、より効率的に勤務環境の改善が図られたと考える。	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.44】 小児救急医療体制確保事業 （小児救急医療体制整備事業）	【総事業費】 47,617 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・小児二次救急輪番体制の維持・確保 小児二次救急輪番体制参加病院数 現状：8 病院 → 目標：8 病院	
事業の達成状況	・小児二次救急輪番体制参加病院数 8 病院を維持・確保	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 小児科を標榜する病院が輪番体制による小児患者を受け入れることにより、休日・夜間の小児救急体制を整備し、輪番体制を維持することができた。 （２）事業の効率性 県と県内全市町村で構成する山梨県小児救急医療事業推進委員会に委託することにより、効率的に事業を実施することができた。	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.45】 小児救急医療提供体制確保事業 （小児救急電話相談事業）	【総事業費】 18,284 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・継続的な小児救急電話相談の実施 小児救急電話相談の実施による、不要・不急の受診の抑制	
事業の達成状況	・継続的な小児救急電話相談を実施	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 県内において、患者の病状に応じた適切な医療が受けられるようにし、休日・夜間等における不要・不急の受診の抑制を図り、小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進することができた。 （２）事業の効率性 小児初期救急医療センター事業を実施する甲府市医師会に委託することにより、効率的に事業を実施することができた。	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.46】 救急搬送受入支援事業	【総事業費】 57,227 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・最終受入医療機関の確保 現状：6 施設 → 目標：6 施設 ・救急患者受入要請回数 4 回以内の割合 現状：97.8% → 目標：98.5%	
事業の達成状況	・最終受入医療機関数 6 施設を確保 ・救急患者受入要請回数 4 回以内の割合 97.54%	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 救急患者の搬送先医療機関が速やかに決定しない場合において、最終受入医療機関の継続的な確保により、患者の重症度や疾患に応じた適切な救急搬送を行うことができた。 (2) 事業の効率性 患者の状況等に応じた搬送医療機関への搬送をルール化し、それに従い救急搬送を実施したことにより、効率的に事業を実施することができた。	
その他		